

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年2月10日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 杉原 規之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	積木 利浩
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	世界8資産ファンド 安定コース 世界8資産ファンド 分配コース 世界8資産ファンド 成長コース
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	世界8資産ファンド 安定コース 1兆円を上限とします。 世界8資産ファンド 分配コース 1兆円を上限とします。 世界8資産ファンド 成長コース 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

世界８資産ファンド 安定コース

世界８資産ファンド 分配コース

世界８資産ファンド 成長コース

（以下、上記を総称して「世界８資産ファンド」または「世界８資産ファンド[安定コース・分配コース・成長コース]」ということがあります。また、それぞれを「安定コース」、「分配コース」、「成長コース」または「ファンド」ということがあります。）

なお、「世界８資産ファンド」の愛称として「世界組曲」ということがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド１兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものであります（以下同じ）。

電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時から午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5) 【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

上記にかかわらず、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

申込単位は各販売会社が定める単位とします。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

原則として、取得後のコース変更はできません。また、コース名は販売会社によって異なる場合があります。

申込単位は、取扱いコース毎に販売会社が独自に設定します。

申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。

スイッチングについて

各ファンドは、販売会社が定める単位でスイッチング(乗換え)ができます。

スイッチングとは、現在保有しているファンドを換金(解約請求)すると同時に世界8資産ファンドを構成する他のファンドの取得申込みを行う取引のことをいい、ファンドの換金代金がそのまま取得申込代金に充当されます。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、またはスイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合があります。また、販売会社によっては、スイッチングによるお申込みの際に申込手数料がかかる場合、スイッチングの申込単位等を独自に定める場合、スイッチングの際に「一般コース」、「自動けいぞく投資コース」間の変更は受け付けられない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

スイッチングの際には、換金(解約)時と同様の費用および税金がかかりますのでご注意ください。

- ・換金時に課税対象収益がある場合は税引き後の代金での乗換えとなります。
- ・換金の際には信託財産留保額(1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%)が差し引かれます。

当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

2026年2月11日から2026年8月7日まで

申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

各ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

販売会社によっては、世界8資産ファンドを構成する一部のファンドを取り扱っていない場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を經由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

投資信託振替制度における振替受益権について

各ファンドの受益権は、2007年1月4日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

「世界8資産ファンド」は、「国内債券マザーファンド」、「海外債券マザーファンド」、「エマージング債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「海外株式マザーファンド」、「エマージング株式マザーファンド」、「国内リートマザーファンド」および「海外リートマザーファンド」（以下各々を「マザーファンド」といいます。）の各受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じ、国内外の公社債（債券）、株式および不動産投資信託証券（リート）を中心に投資を行い、安定的な投資成果を目指して運用を行います。

「世界8資産ファンド」は、主要投資対象である8つのマザーファンドへの基本配分比率と収益分配方針が異なる3本のファンド（「安定コース」「分配コース」「成長コース」）から構成され、各ファンド間のスイッチングが可能な追加型株式投資信託です。

販売会社によっては、世界8資産ファンドを構成する一部のファンドを取り扱わない場合があります。

（スイッチングの仕組み）

スイッチング（乗換え）とは、現在保有しているファンドを換金（解約請求）すると同時に世界8資産ファンドを構成する他のファンドの取得申込みを行う取引のことをいい、ファンドの換金代金そのまま取得申込代金に充当されます。



販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、またはスイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合があります。また、販売会社によっては、スイッチングによるお申込みの際に申込手数料がかかる場合やスイッチングの申込単位等を独自に定める場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

スイッチングの際には、換金（解約）時と同様の費用および税金がかかりますのでご注意ください。

- ・換金時に課税対象収益がある場合は税引き後の代金での乗換えとなります。
- ・換金の際には信託財産留保額（1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）が差し引かれます。

各ファンドは、それぞれ1兆円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

各ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

・商品分類表

<安定コース> <分配コース> <成長コース>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」及び「その他資産」のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

<安定コース> <成長コース>

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル (日本を含む) ² 日本	ファミリーファンド [*] ファンド・オブ・ファンズ
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米	為替ヘッジ ³
不動産投信 その他資産 (投資信託証券) ¹	日々 その他 ()	中近東 (中東) エマージング ²	あり ()
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			なし

1 <安定コース> <成長コース> が投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合（株式・債券・不動産投信）/ 資産配分固定型」です。

2 <安定コース> <成長コース> は、組入資産による主たる投資収益が、日本を含む世界の資産を源泉とし、一部エマージング地域の資産にも投資します。また、目論見書または投資信託約款において、エマージング地域への投資割合を明示しています。

3 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) <安定コース> <成長コース> が該当する属性区分を網掛け表示しています。

<分配コース>

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む) ²	ファミリーファンド*
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信 その他資産 (投資信託証券) ¹	年4回	北米 欧州	為替ヘッジ ³
資産複合 ()	年6回 (隔月)	アジア オセアニア	
資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ	あり ()
	日々	中近東 (中東)	
	その他 ()	エマージング ²	なし

1 <分配コース>が投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合（株式・債券・不動産投信）/資産配分固定型」です。

2 <分配コース>は、組入資産による主たる投資収益が、日本を含む世界の資産を源泉とし、一部エマージング地域の資産にも投資します。また、目論見書または投資信託約款において、エマージング地域への投資割合を明示しています。

3 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載してあります。

(注) <分配コース>が該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、 「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記 載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表 す。
資産複合 (株式・債券・不動産投 信) 資産配分固定型	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象 とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるも のをいう。なお、括弧内の記載はその該当資産を表す。 各ファンドは、マザーファンド受益証券（投資信託証 券）への投資を通じて、株式、債券、不動産投信に投 資を行います。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の 記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算 する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本を含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資 収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載がある ものをいう。
エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資 収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を 源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファン ド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投 資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わ ない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載 がないものをいう。

（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分
類しています。

（注2）各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人
投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

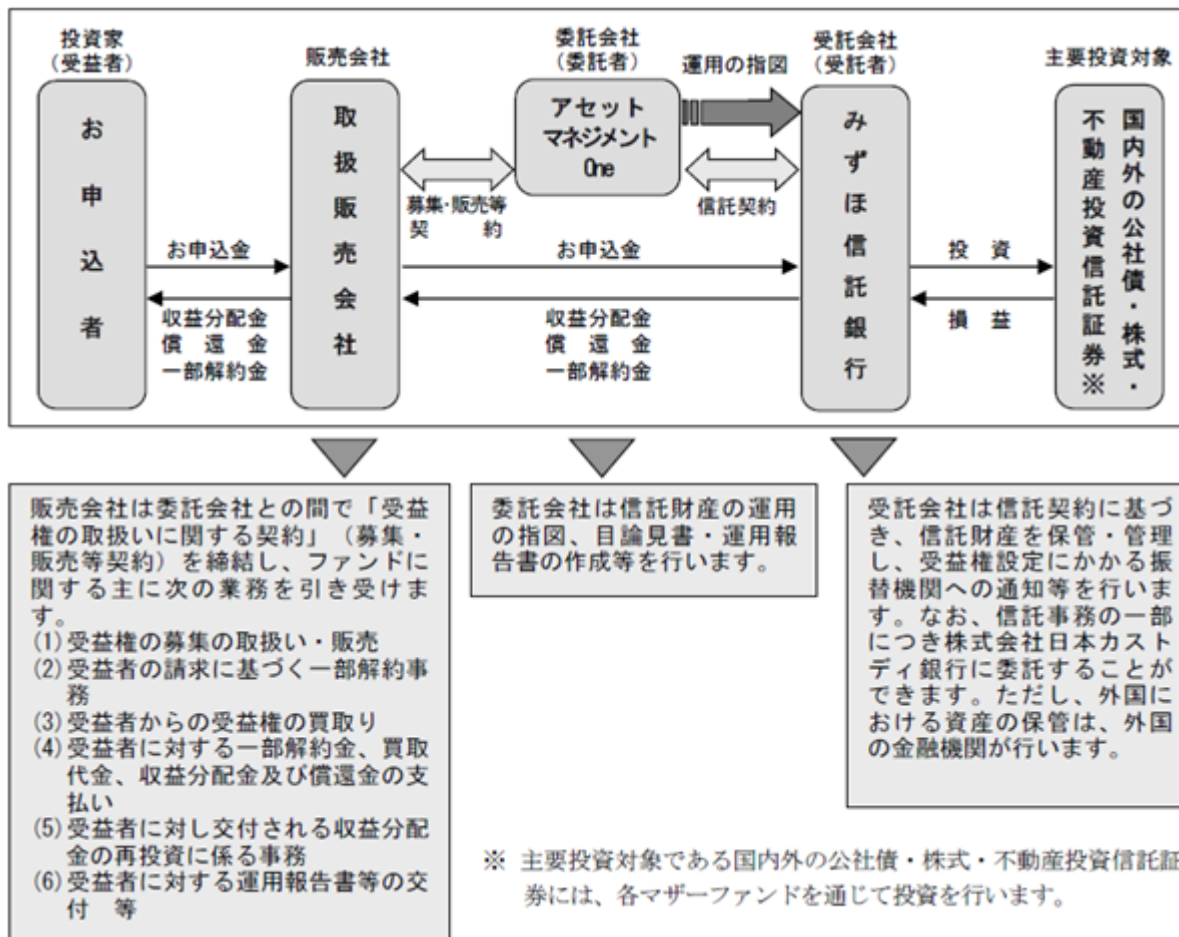
（注3）各ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式、債券
および不動産投信（不動産投資信託証券）を主要投資対象とします。したがって、「商
品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は
異なります。

（２）【ファンドの沿革】

- 2006年7月7日 信託契約締結、各ファンドの設定・運用開始
- 2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行
- 2016年10月1日 ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

（３）【ファンドの仕組み】

各ファンドの運営の仕組み



各ファンドが主要投資対象とするエマージング債券マザーファンドにおいて、委託会社は、運用指図に関する権限を、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（以下「ウエリントン・マネージメント社」ということがあります。）に委託します。

各ファンドが主要投資対象とするエマージング株式マザーファンドにおいて、委託会社は、運用指図に関する権限を、オールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシー（以下「オールスプリング・グローバル・インベストメンツ社」ということがあります。）に委託します。

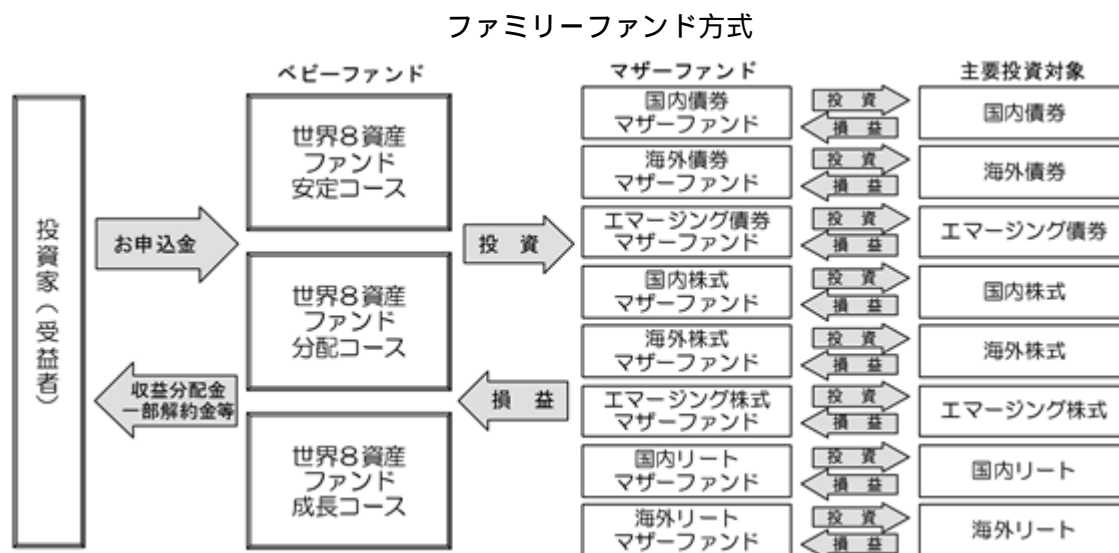
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーおよびオールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシーは、委託会社との「投資運用委託契約」（以下「外部委託契約」といいます。）に基づき、マザーファンドにおいて、有価証券等の投資判断および発注等を行います。

各ファンドが主要投資対象とする海外株式マザーファンドにおいて、委託会社は、アセットマネジメントOne U.S.A.・インクから提供される情報を活用して運用を行います。

各ファンドが主要投資対象とする海外リートマザーファンドにおいて、委託会社は、シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシー（以下「CBREインベストメントマネジメント社」といいます。）から提供される情報を活用して運用を行います。

ファミリーファンド方式の仕組み

各ファンドは、下図の8つのマザーファンドを通じて各資産への投資を行うファミリーファンド方式で運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2025年11月28日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2025年11月28日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ¹	70.0% ²
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ²

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

<安定コース> 信託財産の安定的な成長を目指します。

<分配コース> 安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指します。

<成長コース> 信託財産の成長と安定した収益の確保を目指します。

運用方法

1. 主要投資対象

各ファンドは、「国内債券マザーファンド」、「海外債券マザーファンド」、「エマージング債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「海外株式マザーファンド」、「エマージング株式マザーファンド」、「国内リートマザーファンド」および「海外リートマザーファンド」の各受益証券を主要投資対象とします。

<各マザーファンドの主要投資対象>

国内債券マザーファンド : わが国の公社債を主要投資対象とします。

海外債券マザーファンド : 世界主要先進国（除く日本）の公社債を主要投資対象とします。

エマージング債券マザーファンド : 世界のエマージング諸国の公社債を主要投資対象とします。

国内株式マザーファンド : わが国の株式を主要投資対象とします。

海外株式マザーファンド : 世界主要先進国（除く日本）の株式を主要投資対象とします。

エマージング株式マザーファンド : 世界のエマージング諸国の株式を主要投資対象とします。

国内リートマザーファンド : わが国のリートを主要投資対象とします。

海外リートマザーファンド : 世界各国（除く日本）のリートを主要投資対象とします。

(注1) 上記のマザーファンドが投資対象とする株式は、原則として、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場（これに準ずる市場において取引されているものを含みます。）している株式、および上場を予定している株式とします。また、DR（預託証券）を含みます。

(注2) リート（REIT）とは、「Real Estate Investment Trust」の略称であり、一般的に不動産を中心に運用を行っている不動産投資法人あるいは不動産投資信託の総称として使用されます。上記のマザーファンドが投資対象とするリートは、原則として、金融商品取引所または外国金融商品市場に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）、および上場を予定している不動産投資信託証券とします。

(注3) エマージング諸国とは、アメリカ、西欧諸国、日本などの先進国に対して、中南米、東南アジア、東欧諸国、中国、インドなど、経済の成長が初期～中期段階にあり、今

後、高い経済成長が期待される国・地域をいいます。また、エマージング諸国を新興国と呼ぶこともあります。

2. 投資態度

- a. マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内外の公社債、株式および不動産投資信託証券(リート)に投資を行います。

世界の「8つの資産」を投資対象として、世界の資産および地域(通貨)へ広く分散投資を行い、安定的な投資成果を目指します。

8つの資産とは、国内債券、海外債券、エマージング債券、国内株式、海外株式、エマージング株式、国内リートおよび海外リートをいいます。

- b. 各マザーファンド受益証券への投資配分については、信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本とします。ただし、マザーファンドの投資対象資産の市場規模等によっては投資配分比率を変更することがあります。

マザーファンド	安定コース	分配コース	成長コース
国内債券マザーファンド	40%	20%	5%
海外債券マザーファンド	15%	30%	5%
エマージング債券マザーファンド	5%	10%	10%
国内株式マザーファンド	10%	5%	35%
海外株式マザーファンド	5%	10%	15%
エマージング株式マザーファンド	5%	5%	10%
国内リートマザーファンド	10%	5%	10%
海外リートマザーファンド	10%	15%	10%

- c. 各ファンドは、実質組入 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、各ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。

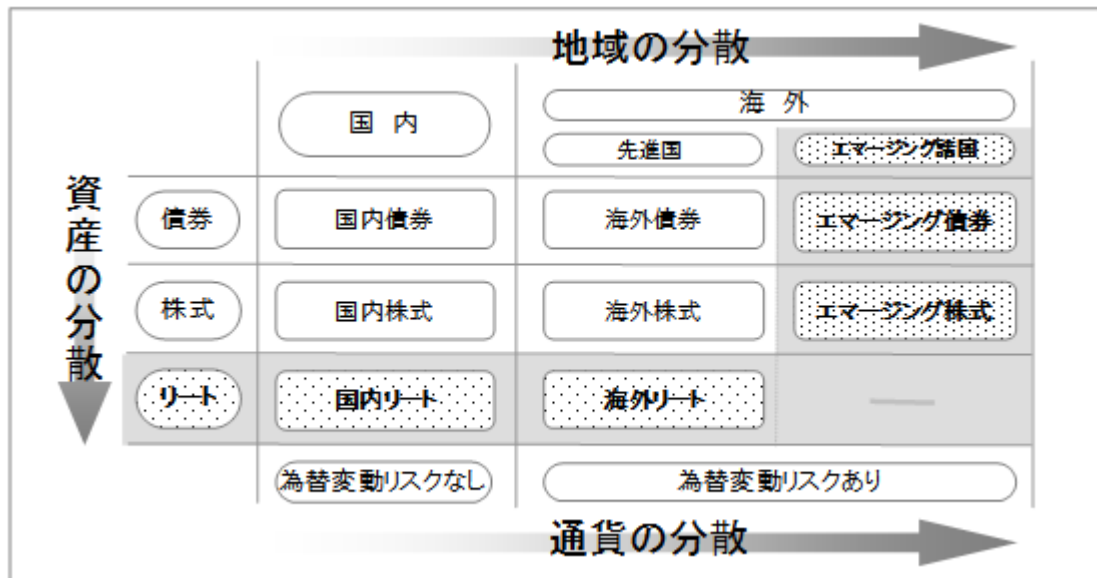
- d. 市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<世界の8つの資産へ投資 ～ 分散投資と収益の追求 ～ >

世界の資産・地域（通貨）へ分散投資し、安定的な投資成果を目指します。

『資産の分散』：債券・株式・リートといった値動きの異なる資産に投資することで、分散効果が期待されます。

『地域と通貨の分散』：先進国とエマージング諸国といった異なる地域に投資することで、分散効果が期待されます。



リートとエマージング資産（債券・株式）を組み入れて収益機会の拡大を目指します。

『リート』を組み入れて、主として安定的な利子・配当等収益の確保を目指します。

『エマージング資産』を組み入れて、利子・配当等収益と値上がり益の獲得機会の拡大を目指します。

<各ファンド別の特色>

安定コース：国内債券の組入比率を高め、安定的な成長を目指します。

分配コース：好利回りが期待できる海外債券の組入比率を高め、安定分配を目指します。

成長コース：国内外の株式の組入比率を高め、中長期的な成長を目指します。

		安定コース	分配コース	成長コース
●資産の基本配分比率				
債券	国内債券	40%	20%	5%
	海外債券	15%	30%	5%
	エマーシング債券	5%	10%	10%
株式	国内株式	10%	5%	35%
	海外株式	5%	10%	15%
	エマーシング株式	5%	5%	10%
リート	国内リート	10%	5%	10%
	海外リート	10%	15%	10%
合計		100%	100%	100%
●資産別構成				
債券		60%	60%	20%
株式		20%	20%	60%
リート		20%	20%	20%
合計		100%	100%	100%
●内外別構成				
国内		60%	30%	50%
海外		40%	70%	50%
合計		100%	100%	100%
●地域別構成				
先進国(含む日本)		90%	85%	80%
エマーシング諸国		10%	15%	20%
合計		100%	100%	100%

上記比率は、運用における基本配分比率であり、絶対配分比率ではありません。

8つの資産への組入比率は、原則として、基本配分比率を目安に随時リバランスします。

資産別構成、内外別構成、地域別構成は、各ファンドの基本配分比率で保有した場合の比率を示しています。

<各マザーファンドの投資方針>

国内債券マザーファンド

- ・わが国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指します。
- ・債券への投資にあたっては、マクロ経済および市場分析に基づく金利予測およびセクター配分、ならびに個別信用リスクおよびクオンツ分析に基づく個別銘柄選択により、付加価値を追求します。
- ・NOMURA - BPI総合を運用上のベンチマークとします。
- ・市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

海外債券マザーファンド

- ・日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指します。
- ・債券への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析および市場分析に基づく相対価値分析を重視した運用を行うことにより、付加価値を追求します。
- ・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を運用上のベンチマークとします。
- ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

エマージング債券マザーファンド

- ・世界のエマージング諸国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指します。
- ・債券への投資にあたっては、マクロ経済およびソブリン・リスク分析に基づく国別配分、ならびにセクター、個別銘柄および通貨分析に基づく個別銘柄選択により、付加価値を追求します。
- ・JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバシファイド（円ベース）を運用上のベンチマークとします。
- ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・運用の効率化を図るため、運用指図に関する権限はウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。
- ・市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー>

（Wellington Management Company LLP）

ウエリントン・マネージメント社（グループ）は、1928年から運用業務に携り、グローバルに事業展開する米国の大手資産運用会社の一社です。エマージング債券マザーファンドにおける運用再委託会社として、徹底した社内リサーチを活用し、グローバルな視点からエマージング債券の運用を行います。

ウエリントン・マネージメント社と投資運用委託契約を締結しています。

国内株式マザーファンド

- ・わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指します。
- ・株式への投資にあたっては、マクロ経済および産業分析に基づく業種配分、ならびに定量および定性分析に基づく個別銘柄選択（「成長性」のある銘柄に「割安な株価」で投資）により、付加価値を追求します。
- ・TOPIX（配当込み）を運用上のベンチマークとします。
- ・株式の投資割合は、原則として高位を維持します。
- ・現物株式の組入比率（信託財産に属する株式の時価総額が信託財産総額に占める割合）は、通常の状態では50%以上とすることを基本とします。
- ・非株式（株式以外の資産）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ・市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

海外株式マザーファンド

- ・日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指します。
- ・株式への投資にあたっては、マクロ経済および産業分析に基づく地域（国）および業種配分、ならびに定量および定性分析に基づく個別銘柄選択により、付加価値を追求します。
- ・MSCI-KOKUSAI指数（グロス配当再投資込み、円ベース・為替ヘッジなし）を運用上のベンチマークとします。
- ・株式の投資割合は、原則として高位を維持します。
- ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<アセットマネジメントOne U.S.A.・インク>

(Asset Management One USA Inc.)

アセットマネジメントOne U.S.A.・インクは、委託会社の海外運用拠点（米国）です。海外株式マザーファンドにおける米国株式の銘柄選択にあたっては、同社から提供される情報を活用します。

アセットマネジメントOne U.S.A.・インクと米国の個別銘柄関連の調査情報の提供を受ける投資助言契約を締結しています。

エマージング株式マザーファンド

- ・世界のエマージング諸国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指します。
- ・株式への投資にあたっては、トップダウンの観点から投資対象国および業種の調査・分析を行うとともに、ボトムアップの観点から個別企業の調査・分析を行うことにより投資銘柄を選定します。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)を運用上のベンチマークとします。
- ・株式の投資割合は、原則として高位を維持します。
- ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・運用の効率化を図るため、運用指図に関する権限はオールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシーに委託します。
- ・市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<オールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシー>

(Allspring Global Investments LLC)

オールスプリング・グローバル・インベストメンツ社は、米国の独立系資産運用会社で、米国ノースカロライナ州シャーロットを主な拠点としています。同社は、エマージング株式投資において豊富な経験を有しており、エマージング株式マザーファンドにおいて、社内リサーチに基づくエマージング株式の運用を行います。

オールスプリング・グローバル・インベストメンツ社と投資運用委託契約を締結しています。

国内リートマザーファンド

- ・わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している不動産投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- ・不動産投資信託証券への投資にあたっては、不動産市況および個別銘柄の調査・分析に基づき、長期的な配当(分配)および資産価値の成長を重視した銘柄選択を行うことにより付加価値を追求します。
- ・東証REIT指数(配当込み)を運用上のベンチマークとします。
- ・原則として、不動産投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ・市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

海外リートマザーファンド

- ・日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- ・不動産投資信託証券への投資にあたっては、マクロ経済および不動産ファンダメンタルズ分析に基づく地域(国)および不動産セクター配分、ならびに定量および定性分析に基づく個別銘柄選択により、付加価値を追求します。
- ・S & P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円ベース)を運用上のベンチマークとします。
- ・原則として、不動産投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシー>

(CBRE Investment Management Listed Real Assets LLC)

CBREインベストメントマネジメント社は、世界最大級の商業用不動産サービス会社であるCBREグループの運用会社です。世界中の拠点における豊富な不動産情報を活用した運用が同社の特色です。海外リートマザーファンドでは、同社から提供される情報を利用してアセットマネジメントOneが運用を行います。

CBREインベストメントマネジメント社と不動産関連情報および投資関連情報等の提供を受ける投資助言契約を締結しています。

8つのマザーファンドの運用は、委託会社が豊富な運用経験と実績を持つ4つの運用会社と連携(運用再委託/運用助言)して行います。

<各マザーファンドが対象とする指数等について>

国内債券マザーファンド

「NOMURA-BPI 総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表すために開発した経過利子込時価総額加重型の投資収益指数です。

NOMURA-BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

海外債券マザーファンド

「FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っていません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

エマージング債券マザーファンド

「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド(米国ドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算して計算したものです。

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド(米国ドルベース)に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

国内株式マザーファンド

「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。

東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社(以下「J P X」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有しています。J P Xは、東証株価指数(TOPIX)の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。

海外株式マザーファンド

「MSCI-KOKUSAI指数(グロス配当再投資込み、円ベース・為替ヘッジなし)」は、MSCI-KOKUSAI指数(グロス配当再投資込み、米国ドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算して計算したものです。なおMSCI-KOKUSAI指数(グロス配当再投資込み、米国ドルベース)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。

MSCI-KOKUSAI指数(グロス配当再投資込み、米国ドルベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

エマージング株式マザーファンド

「MSCIEマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)」は、MSCIEマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米国ドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算して計算したものです。なおMSCIEマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米国ドルベース)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、エマージング諸国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。MSCIEマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米国ドルベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

国内リートマザーファンド

「東証REIT指数」は、東京証券取引所に上場されているすべてのREITの時価総額を指数化したものです(2017年1月31日より、浮動株比率が考慮された指数となっています。)。東証REIT指数の指数値および東証REIT指数にかかる標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社(以下「J P X」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有しています。J P Xは、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。

海外リートマザーファンド

「S&P 先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円ベース)」は、日本を除く世界主要先進国に上場するREITおよび同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出されています。 「S&P 先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円ベース)」は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCまたはその関連会社の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLC、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングズLLCまたはその関連会社は、いかなる指数の資産クラスまたは市場セクターを正確に代表する能力に関して、明示または黙示を問わずいかなる表明または保証もしません。また、S&P 先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円ベース)のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

ファンドの投資プロセス

(1) 各マザーファンドへの投資配分比率

各マザーファンドへの投資配分は、原則として、以下の比率となるよう投資を行うことを基本とします。

マザーファンド	主要投資対象	安定コース	分配コース	成長コース
国内債券マザーファンド	わが国の公社債	40%	20%	5%
海外債券マザーファンド	日本を除く世界主要先進国の公社債	15%	30%	5%

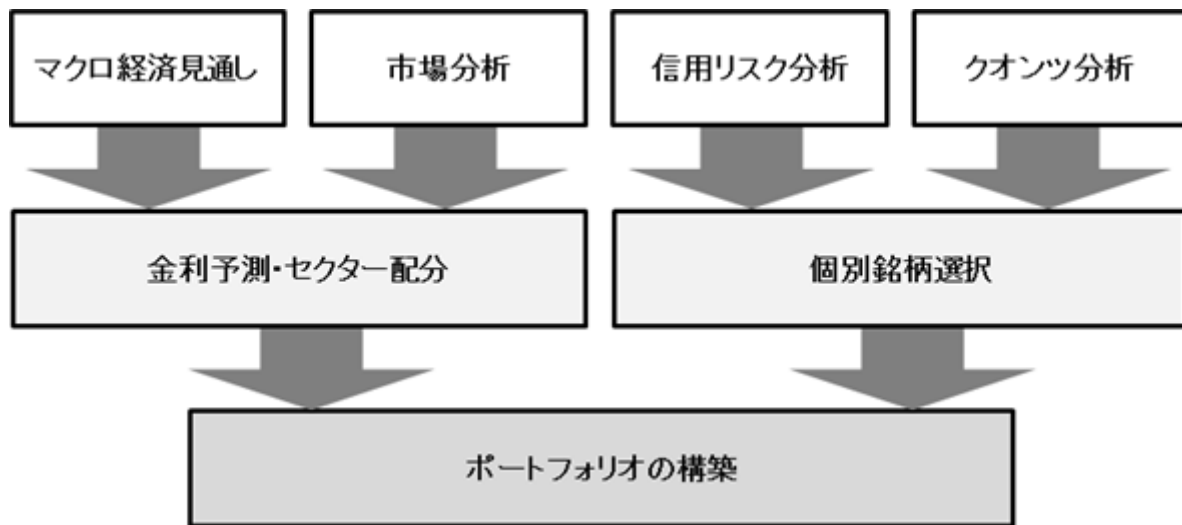
エマージング債券マザーファンド	世界のエマージング諸国の公社債	5%	10%	10%
国内株式マザーファンド	わが国の株式	10%	5%	35%
海外株式マザーファンド	日本を除く世界主要先進国の株式	5%	10%	15%
エマージング株式マザーファンド	世界のエマージング諸国の株式(DR(預託証券)を含む)	5%	5%	10%
国内リートマザーファンド	わが国の不動産投資信託証券	10%	5%	10%
海外リートマザーファンド	日本を除く世界各国の不動産投資信託証券	10%	15%	10%

追加設定・解約など当ファンドにおける資金事情および各マザーファンドを通じて投資を行う各投資対象資産の市況動向等によっては、上記の基本配分比率に沿った運用ができない場合があります。

基本配分比率へのリバランスは随時行います。

(2) 各マザーファンドの投資プロセス

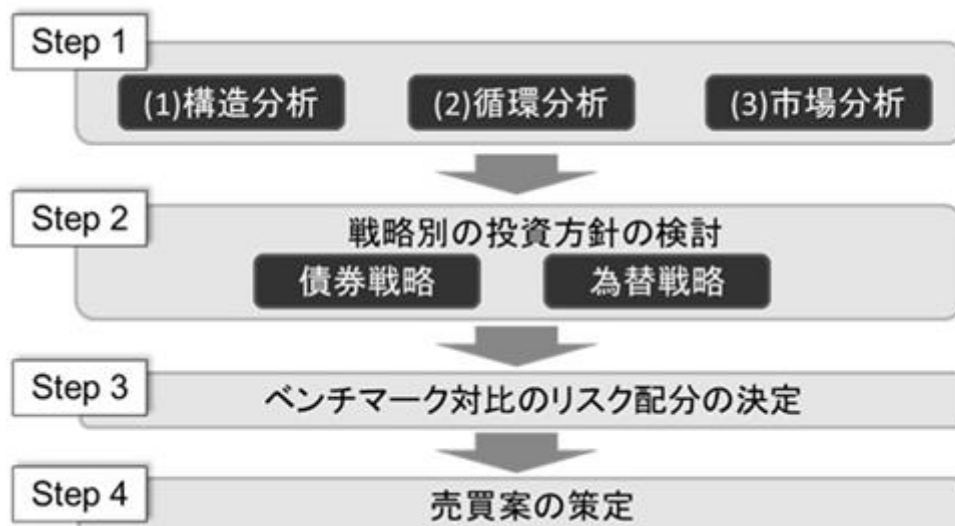
<国内債券マザーファンドが行うわが国の公社債への投資プロセス>



1. 当マザーファンドの運用は、投資環境会議によるマクロ経済分析、投資方針会議による公社債市場分析を基に行われます。
2. マクロ経済見通しと市場分析に基づき金利予測およびセクター配分をそれぞれ策定します。
3. 個別銘柄の選択にあたっては、個別の信用リスクおよびクオンツ分析に基づき当マザーファンドに組入れる銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。

* 上記の投資プロセスは、今後変更される場合があります。

< 海外債券マザーファンドが行う日本を除く世界主要先進国の公社債への投資プロセス >

Step 1

(1) 構造分析

金融市場の長期的趨勢は、人口動態と深く結びついた「政治・経済・社会」のトレンドにより規定されると考える。

よって、人口動態及び「政治・経済・社会」を分析し、これらに基づいて金融市場の大局観を構築する。

(2) 循環分析

景気・物価循環及び政策を分析し、構造分析が規定する金融市場の長期的趨勢からの乖離動向を認識する。

(3) 市場分析

金融市場を分析してその動向を認識、（戦略実行のタイミングやリスク量の決定などの）リスクコントロールに活用する。

Step 2 . 戦略別の投資方針の検討

Step1に基づき、構造分析により金融市場の長期トレンドを認識した上で、循環分析および市場分析を併せて行うことで中期及び短期トレンドにも配慮した運用戦略を策定し、戦略別の方針に反映させる。

債券戦略

ポートフォリオ全体の金利リスク

- ・通貨別金利リスク配分
- ・残存期間別金利リスク配分（イールドカーブ）
- ・クレジット

非国債への金利リスク配分

ユーロ圏内の国別金利リスク配分

注：「金利リスク」は時価加重デュレーションを指す

為替戦略

為替エクスポージャー配分

Step 3. ベンチマーク対比のリスク配分の決定

Step 2で検討した戦略の確信度、戦略間の分散効果、運用ガイドライン上の制約条件を考慮して、各戦略のリスク配分を決定する。

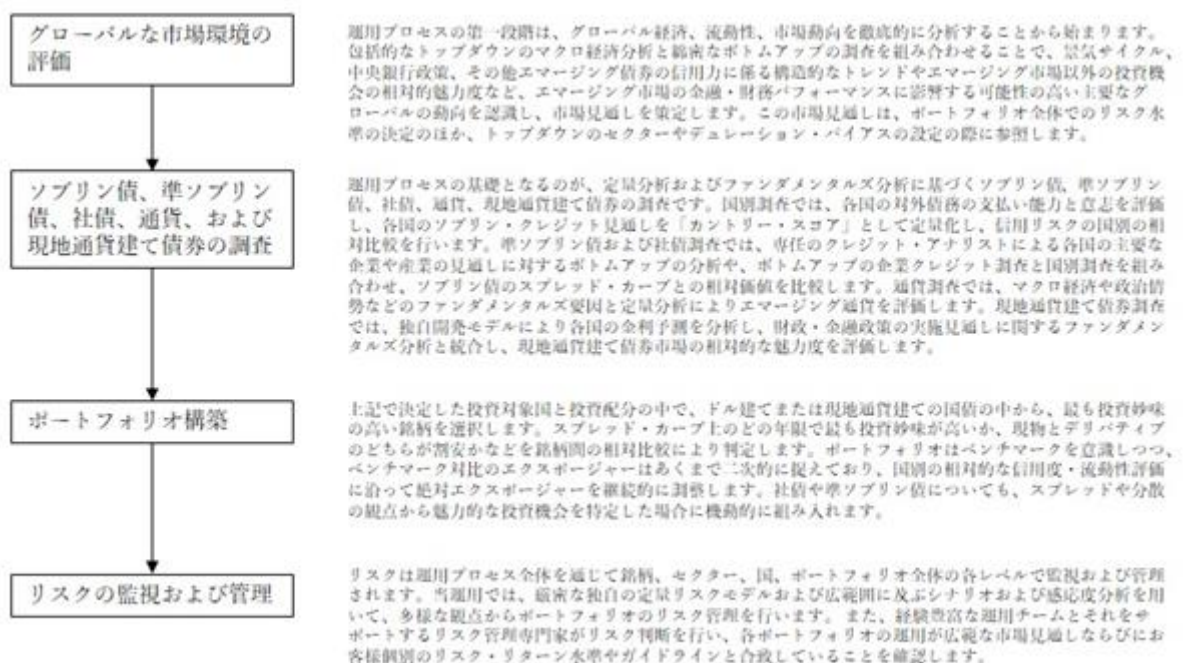
Step 4. 売買案の策定

Step 3のリスク配分案を反映させた具体的な売買計画を策定する。

* 上記の投資プロセスは、今後変更される場合があります。

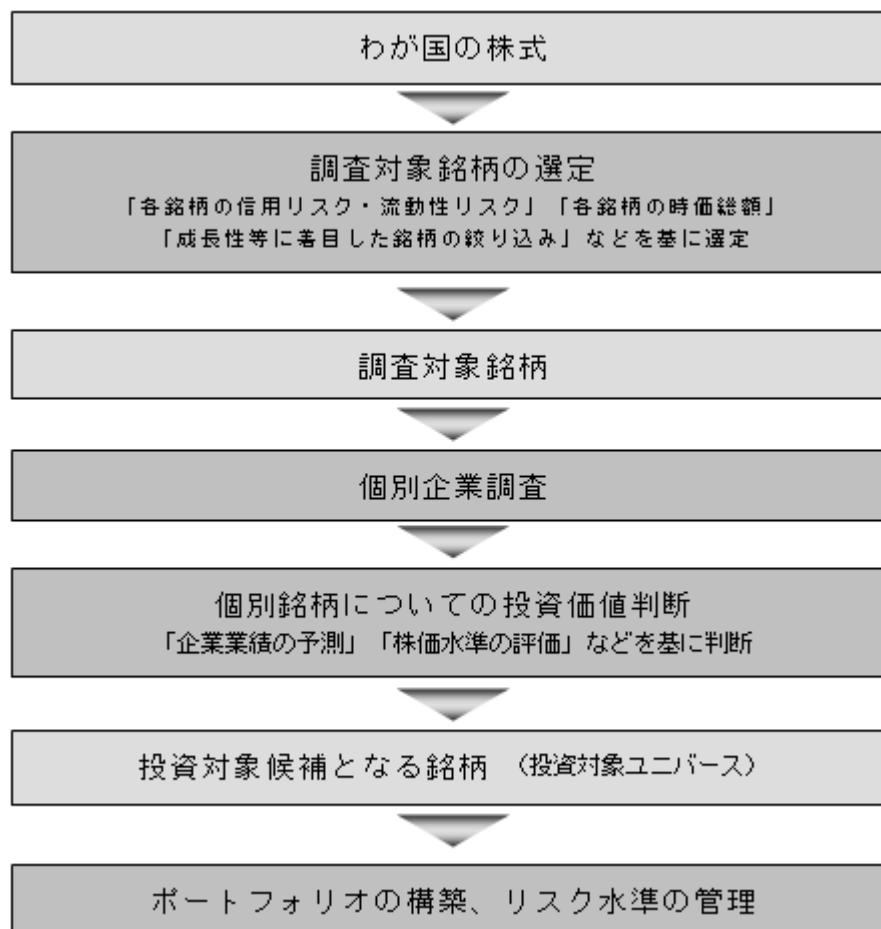
< エマージング債券マザーファンドが行う世界のエマージング諸国の公社債への投資プロセス >

マザーファンドにおける世界のエマージング諸国の公社債への投資は、ウエリントン・マネージメント社により以下のプロセスのもとで行われます。



* 上記の投資プロセスは、今後変更される場合があります。

<国内株式マザーファンドが行うわが国の株式への投資プロセス>



1. わが国の株式の中から、各銘柄の信用リスク・流動性リスク、各銘柄の時価総額、成長性等に着目した銘柄の絞り込み（計量的なスクリーニング等）などを基に調査対象銘柄を選定します。

<信用リスクが高いと判断される銘柄の除外>

財務分析等を行い、信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。

<流動性リスクが高いと判断される銘柄の除外>

各銘柄の平均売買代金データなどを参考に、流動性リスクが高いと判断される銘柄を除外します。

<調査対象銘柄の選定>

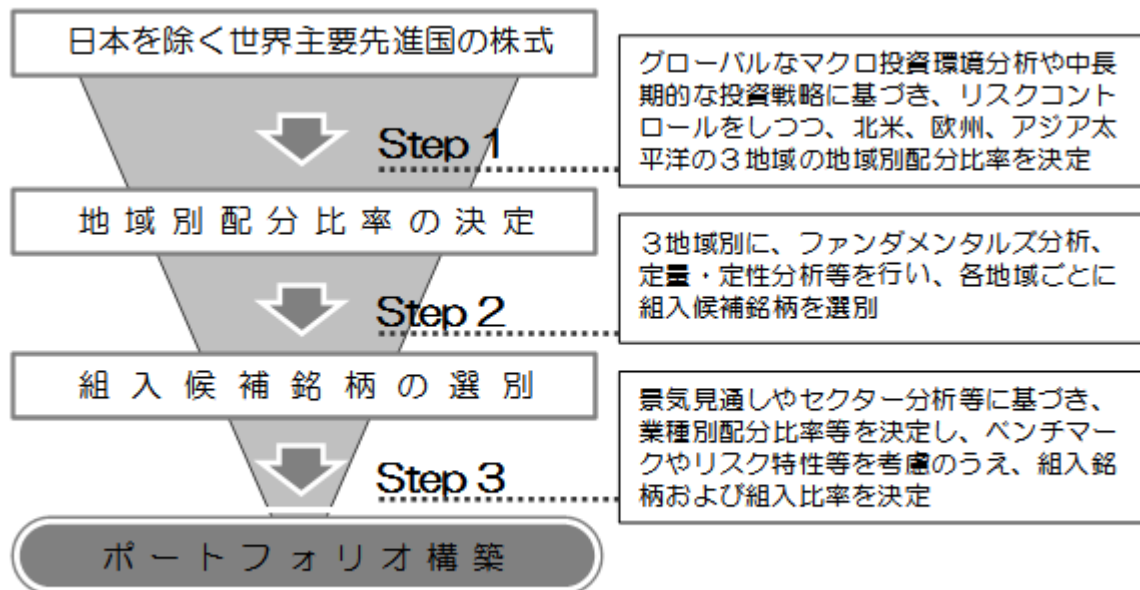
各銘柄の信用リスク・流動性リスクや各銘柄の時価総額などを踏まえた上で、成長性等に着目した銘柄の絞り込みなどを実施し、その結果を基に、ファンドマネジャーおよび企業調査アナリストが組織的に調査対象銘柄を選定します。

2. ファンドマネジャーおよび企業調査アナリストが、個別企業調査を実施し、企業業績の予測、株価水準の評価などを行った上で、個別銘柄の投資価値を判断します。これに基づき、投資対象候補となる銘柄（投資対象ユニバース）を選定します。

3. ポートフォリオの構築にあたっては、主に投資対象ユニバースの中から、企業価値の成長性が高く、かつ、株価面で割高感がないと判断される銘柄に投資するとともに、ベンチマークであるTOPIX（配当込み）の動きに対して基準価額の値動きが大きく乖離しないよう、リスク・コントロールに努めます。

* 上記の投資プロセスは、今後変更される場合があります。

< 海外株式マザーファンドが行う日本を除く世界主要先進国の株式への投資プロセス >

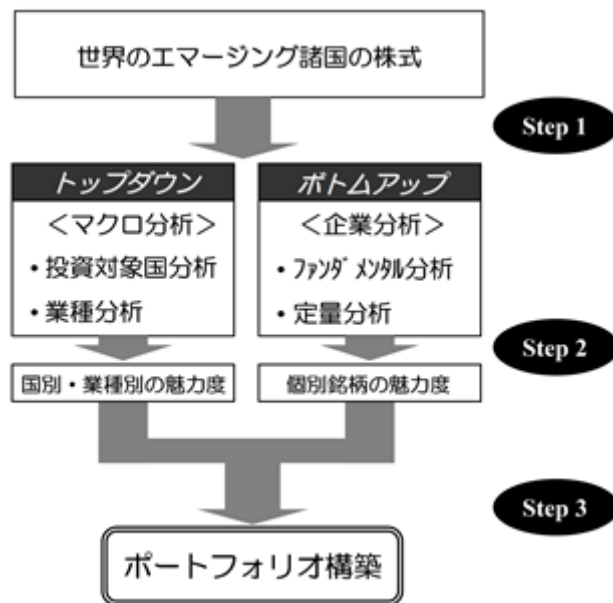


※上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

米国株式の銘柄選定にあたっては、アセットマネジメントOne U.S.A.・インクの投資助言を活用します。

<エマージング株式マザーファンドが行う世界のエマージング諸国の株式への投資プロセス>

マザーファンドにおける世界のエマージング諸国の株式への投資は、オールスプリング・グローバル・インベストメンツ社により以下のプロセスのもとで行われます。



Step 1 調査対象銘柄の絞込み

エマージング諸国の株式の中から時価総額の基準等により調査対象銘柄の絞込みを行います。

Step 2 トップダウンの投資対象国・業種分析およびボトムアップの企業分析

トップダウンの観点から投資対象国分析や業種分析を行うと共に、ボトムアップの観点から個別企業のファンダメンタル分析・定量分析を行います。

調査・分析のポイント

トップダウン（マクロ分析）

- ・投資対象国分析：インフレ・金利、GDP、通貨・政策等
- ・業種分析：供給／需要、設備拡大、産業の成長等

ボトムアップ（企業分析）

- ・ファンダメンタル分析：マネジメント、モメンタム等
- ・定量分析：バリュエーション、財務状況、適正・目標株価等

Step 3 ポートフォリオ構築

トップダウンの投資対象国・業種分析とボトムアップの企業分析の双方およびベンチマークを考慮し、ポートフォリオを構築します。ポートフォリオ構築後は、リスクモニタリングを行いながら、その後の調査・分析を踏まえて適宜見直しを行います。

* 上記の投資プロセスは、今後変更される場合があります。

<国内リートマザーファンドが行うわが国の不動産投資信託証券への投資プロセス>



Step1：J-REITの全銘柄を調査対象銘柄とします。

信用リスクおよび流動性リスクが高いと判断される銘柄は除外する場合があります。

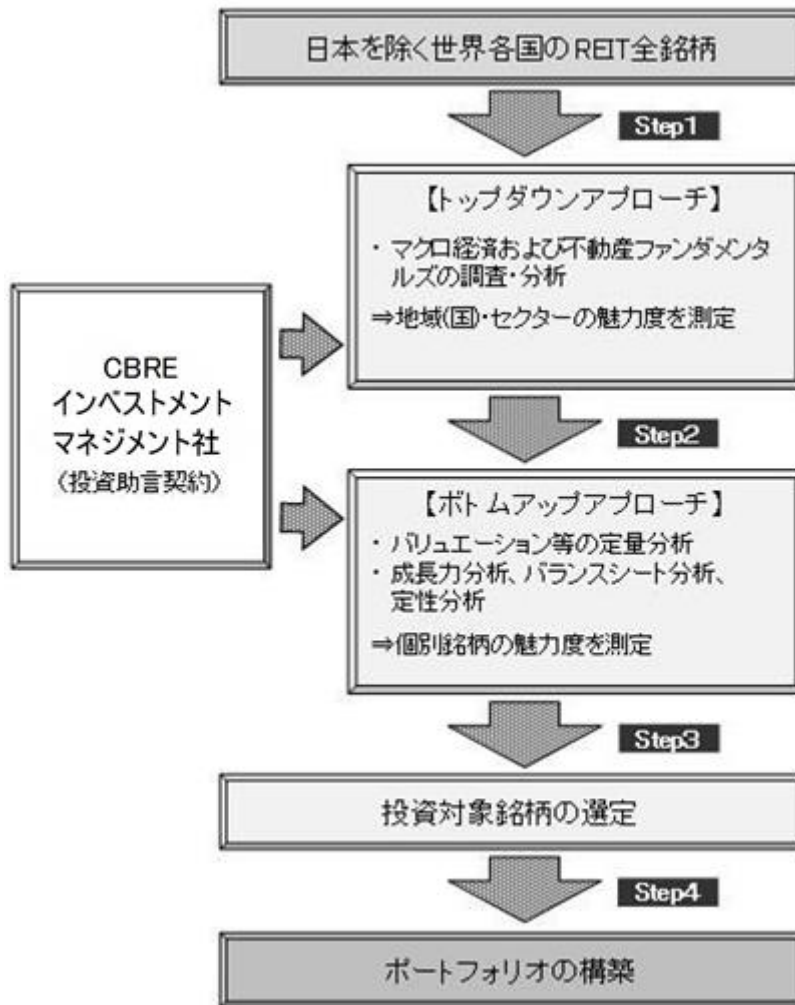
Step2：トップダウンアプローチによる調査・分析を実施します。実体経済および内外金融・市場分析、市況サイクル、賃貸料・空室率・需給動向等を運用チームにて独自に調査・分析し、オフィスビル、商業施設等の物件タイプ（セクター）の魅力度を測定します。

Step3：ボトムアップアプローチによる調査・分析を実施します。Step2を踏まえたうえで、運用チームにて独自に、主にJ-REIT各個別銘柄の運営状況・戦略等の定性分析ならびに保有物件・新規取得物件の成長力分析、バランスシート分析およびバリュエーション分析を実施します。ここでは、J-REITの個別銘柄の魅力度を測定し、投資対象銘柄を選定します。

Step4：長期的な配当（分配）および資産価値の成長性、ならびにJ-REIT価格の割安性を重視して銘柄を選択し、ポートフォリオを構築します。

* 上記の投資プロセスは、今後変更される場合があります。

<海外リートマザーファンドが行う日本を除く世界各国の不動産投資信託証券への投資プロセス>



Step1：日本を除く世界各国の外国金融商品市場に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（REIT）のうち、原則として時価総額100百万ドル以上を調査対象銘柄とします。

Step2：トップダウンアプローチによる調査・分析を実施します。マクロ経済環境、不動産市場動向、REITの相対バリュエーション分析、金利見通し等に加え、CBREインベストメントマネジメント社より提供される不動産関連情報等をもとに市況サイクル、賃貸料・空室率・需給動向等を調査・分析し、地域（国）、オフィスビル・商業施設等の物件タイプ（セクター）の魅力度を測定します。

Step3：ボトムアップアプローチによる調査・分析を実施します。Step2を踏まえたうえでバリュエーション等による定量分析を行います。一方で、経営陣の質・既保有不動産の分析（内部成長分析）、新規資産取得に関する分析（外部成長分析）、バランスシート分析、財務戦略等による定性分析を行い、REIT個別銘柄の魅力度を測定し、投資対象銘柄を選定します。なお、CBREインベストメントマネジメント社より提供される投資関連情報を積極的に活用します。

Step4：トップダウンアプローチによる地域(国)・セクター分析、ボトムアップアプローチによる銘柄分析の結果を踏まえ、配当のタイミング等を勘案し、最終的なポートフォリオを構築します。

上記のプロセス(調査対象銘柄の基準となる時価総額を含みます。)は、今後変更される場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

各ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で規定するものをいいます。以下同じ。)
 - a. 有価証券
 - b. 金銭債権
 - c. 約束手形(a.に掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、アセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンドである「国内債券マザーファンド」、「海外債券マザーファンド」、「エマージング債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「海外株式マザーファンド」、「エマージング株式マザーファンド」、「国内リートマザーファンド」、「海外リートマザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券買入れ)に限り行うことができるものとします。

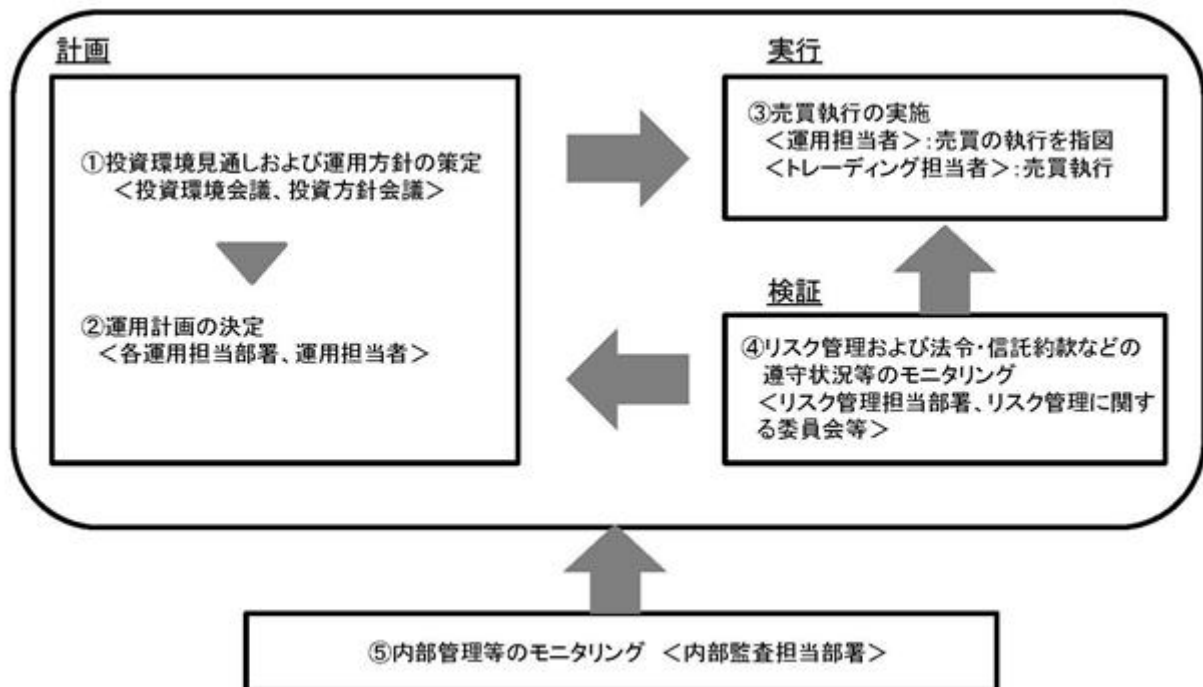
金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（3）【運用体制】

a. ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

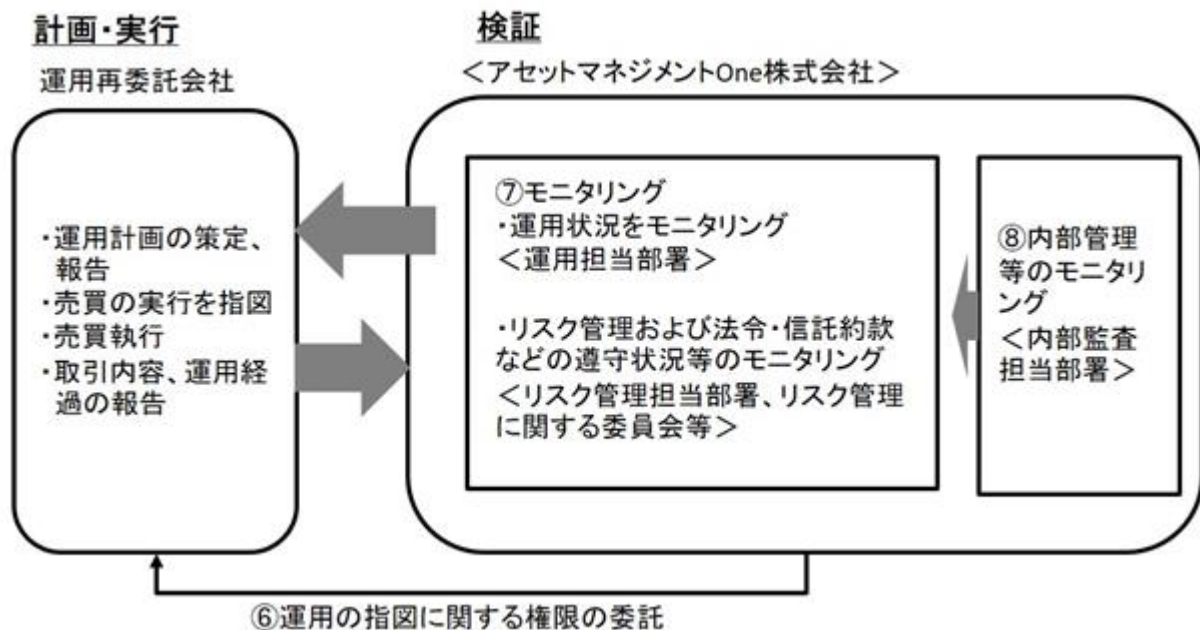
運用担当部署から独立したリスク管理担当部署（20～40人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（5～15人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

各ファンドが主要投資対象とするエマージング債券マザーファンドはウエリントン・マネジメント社に、エマージング株式マザーファンドはオールスプリング・グローバル・インベストメンツ社に運用指図に関する権限を委託します。



運用の指図に関する権限の委託

ウエリントン・マネジメント社およびオールスプリング・グローバル・インベストメンツ社は外部委託契約に基づいて運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である運用再委託会社の運用状況をモニタリングし、必要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したリスク管理担当部署（20～40人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(5~15人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社・運用再委託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また、運用再委託会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検(デューデリジェンス)を定期的に行います。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2025年11月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

< ウェリントン・マネージメント社の運用体制 >

ウェリントン・マネージメント社が提供する各投資スタイルは、広範囲の投資裁量を与えられている投資プロフェッショナル・チームが運用しており、その裁量は特定の運用スタイル毎に既定の要素の範囲内で定められています。これらの投資スタイルは明確に定められた投資目標と一貫性のある投資アプローチを備えています。調査情報は広く共有されますが、個々の投資哲学はそれぞれ明確に異なります。こうした特長的な組織構造により、各運用チームは柔軟性をもって迅速に投資機会を追うことができ、同時に大規模な運用会社が持つ情報収集力と調査分析力を活用することができます。

ウェリントン・マネージメント社では内部監査部門による評価に加え、通常のビジネス・プロセスの中でも継続的に社内評価を行います。同社では、重層的かつ部門間での相互チェックによるレビュー・プロセスを採用して、各ビジネス単位における内部統制の機能を確立してきました。こうした機能的な組織づくりにより、組織的協力体制と相互チェックの機能を維持することが可能です。全てのビジネス・ユニットに対する各部門の責任者および各種委員会による監視プロセスに加え、オペレーション・リスク管理グループが社内の照合プロセスの内部チェックを行う他、過誤が発生した場合には随時そのレビューを行います。

< オールスプリング・グローバル・インベストメンツ社の運用体制 >

オールスプリング・グローバル・インベストメンツ社は、運用チームの多様性、規律のある独立性を重視した運用体制を採用し、様々な投資戦略を提供しています。同社では、このような運用体制で投資活動に集中する自主的な運用チームが超過収益を生み出すと考えています。一方、各種運用スタイルの一貫性を確保するために、運用チームによるポートフォリオのリスク管理とは別にモニタリングを行う独立したリスク管理部門を備えています。同部門は日次でリスクレポートを作成し、シニア・マネジメントや運用チームへ提供します。また、週次、月次、四半期毎に各戦略のリスクとパフォーマンスのレビューを其々のアジェンダに従い行います。取引の執行は、運用チームから分離されたトレーディング部門が行います。

エマージング株式マザーファンドは、同社の「トータル・エマージング・マーケット・エクイティ・チーム」が運用します。

エマージング株式マザーファンドでは、主として持続可能な株主還元(配当や自社株買い)をもたらす、長期的な成長が期待できる新興国の企業に投資します。

同チームは、投資候補企業の詳細な財務分析や企業訪問によるファンダメンタル調査を行うとともに、ボトムアップの銘柄選択とトップダウンの国及びセクターなどの配分を組み合わせることにより、幅広く分散したポートフォリオによりリスクを抑えつつ、エマージング株式市場における最良の投資機会を獲得するよう努めます。

上記の運用体制等については、変更になることがあります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

収益分配方針は、各ファンド毎に以下の通りとします。

< 安定コース > < 成長コース >

毎決算時（原則として毎年5月8日および11月8日、ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として次の通り収益分配を行います。

1. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2. 分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準、基準価額的水準および市場動向等を勘案し、委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

3. 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<分配コース>

第1計算期および第2計算期は、収益分配を行いません。第3計算期以降、毎決算時(原則として毎月8日、ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日。ただし、第1計算期末は2006年8月8日とします。)に、原則として次の通り収益分配を行います。

1. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

2. 分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、原則として安定した分配を継続的に行うことを目指し、利子・配当等収益等の水準、基準価額的水準および市場動向等を勘案し、委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

3. 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

「原則として安定した分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額的水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に対し、お支払いします。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



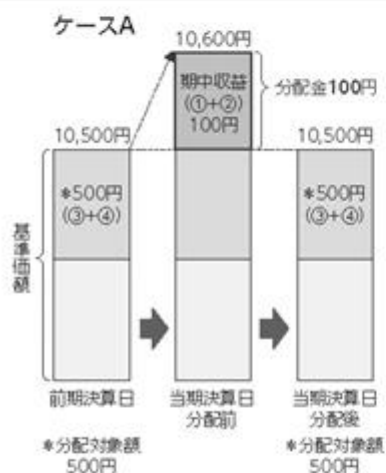
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

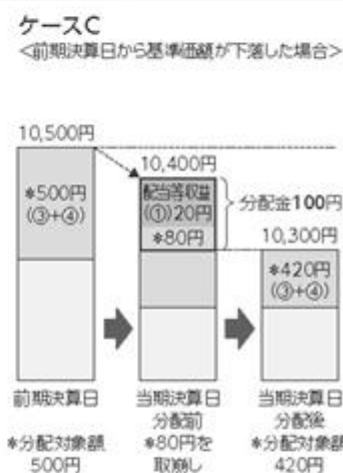
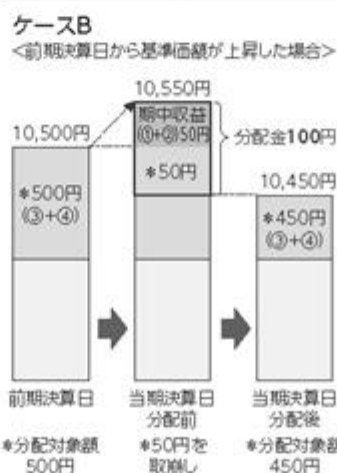
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上記のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
 ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
 ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（５）【投資制限】

a．約款で定める投資制限

株式(約款 運用の基本方針 ２．運用方法 運用制限)

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への直接投資は行いません。

外貨建資産(約款 運用の基本方針 ２．運用方法 運用制限、約款第25条)

外貨建資産への実質投資割合 には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、各ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち各ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の各ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

外国為替予約(約款第26条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用リスク集中回避のための投資制限(約款第23条の1の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等（約款第23条の２）

委託会社は、デリバティブ取引等（この信託財産に属する投資信託証券に係る投資信託において取引されるデリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第10号に規定するものをいう。）を含みます。以下同じ。））について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を原則として超えることとならないよう管理します。

有価証券先物取引等(約款 運用の基本方針 2. 運用方法 運用制限)

有価証券先物取引等の派生商品の直接取引は行いません。

公社債の借入れ(約款第24条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第34条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の100分の10を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

b. 法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<各マザーファンドの主な投資制限>

国内債券マザーファンド

- ・ 株式(新株引受権証券を含みます。)への投資は行いません。
- ・ 外貨建資産への投資は行いません。
- ・ 同一発行体が発行する有価証券への投資割合は、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券を除き、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

海外債券マザーファンド

- ・ 信託財産による株式の保有は、転換社債の転換、新株引受権付社債ならびに新株引受権証券の新株引受権行使および新株予約権付社債ならびに新株予約権証券の新株予約権行使による取得の場合に限ります。
- ・ 株式および新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

エマージング債券マザーファンド

- ・ 信託財産による株式の保有は、転換社債の転換、新株引受権付社債ならびに新株引受権証券の新株引受権行使および新株予約権付社債ならびに新株予約権証券の新株予約権行使による取得の場合に限ります。
- ・ 株式および新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

国内株式マザーファンド

- ・株式への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

海外株式マザーファンド

- ・株式への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

エマーシング株式マザーファンド

- ・株式への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

国内リートマザーファンド

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。
- ・株式への直接投資は行いません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。

海外リートマザーファンド

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- ・株式への直接投資は行いません。
- ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

3【投資リスク】

(1) 各ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・各ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

各ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて各ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

資産配分リスクとは、複数資産への投資(資産配分)を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまいうリスクをいいます。一般に、投資に際して資産配分を行う場合には、そのうちの1資産の価値変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いを小さくする効果が期待されますが、その場合にも、それぞれの資産の価値変動は、当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響を及ぼします。

各ファンドは、世界の公社債、株式および不動産投資信託証券に資産配分を行います。各資産の投資配分は、原則として、委託会社の定める基本配分比率に準じた割合を維持します。収益率等の悪い資産への配分が大きい場合、複数またはすべての資産価値が下落する場合には、各ファンドの基準価額が下落する場合があります。

株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。

各ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

金利変動リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により保有する資産の価格が下落するリスクをいいます。

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、各ファンドが投資する不動産投資信託証券の発行体が資金の借入れを行っている場合、金利上昇は、支払利息の増加を通じて当該不動産投資信託証券の発行体の利益を減少させることがあり、各ファンドの基準価額を下落させる要因となる可能性があります。金利変動は、公社債・株式・不動産投資信託証券などの各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があります。

不動産投資信託証券（リート）の価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

不動産投資信託証券の価格変動リスクとは、不動産投資信託証券の市場価格が下落するリスクをいいます。

各ファンドが投資する不動産投資信託証券の市場価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。不動産投資信託証券の市場価格は、市場における需給関係(売り注文と買い注文のバランス)により変動します。また、こうした需給関係は、経済、不動産市況、金利、不動産投資信託証券の発行体の財務状況や収益状況、不動産投資信託の保有不動産とその状況、など様々な要因により変化します。なお、こうした要因の1つとして、自然災害や人的災害など予測不可能な事態の発生による保有不動産の滅失・損壊等も、不動産投資信託証券の市場価格を下落させる要因となり得ます。

カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産の価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。

各ファンドの投資先となっている国（地域）がこうした状態に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。なお、各ファンドが投資対象とするエマージング諸国の資本・為替市場は先進諸国の市場と比較して、政治・経済情勢の影響を受けやすく、かつ市場規模も相対的に小さい市場が多く存在します。そのため、急激な金利や為替変動が起きた場合や、外国為替取引規制や資本規制などが実施された場合に、市場に及ぼす影響は先進国以上に大きいことが予想されます。このような場合には、資産価値の下落や為替変動の影響により、各ファンドの基準価額が大幅に下落する可能性があります。

為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。

各ファンドでは、外貨建資産への投資にあたり、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。

各ファンドが投資する有価証券等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。

各ファンドが投資する株式の発行企業や、公社債または不動産投資信託証券等の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他>

- ・各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、各ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより各ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元金を下回る可能性があります。
- ・法令や税制が変更される場合やインデックスの銘柄構成が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。

- ・各ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

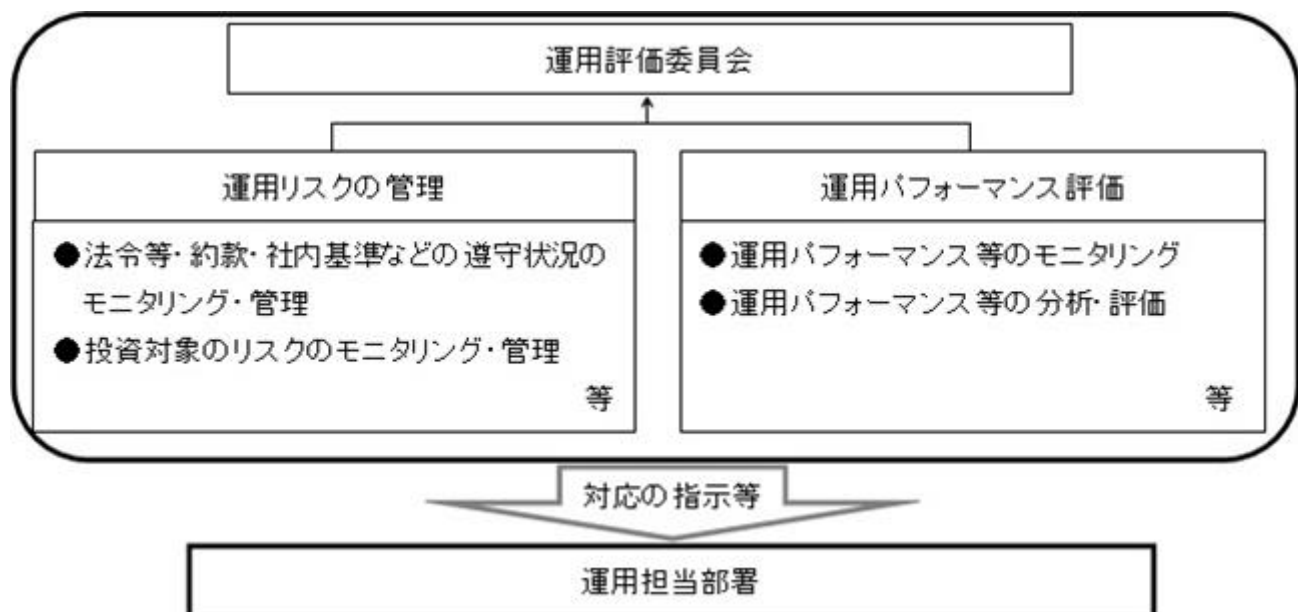
< 収益分配金に関する留意点 >

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証を行います。運

用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

リスク管理体制は2025年11月28日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

なお、エマージング債券マザーファンドおよびエマージング株式マザーファンドにおいて、委託会社より運用に関する権限の委託を受けたウエリントン・マネージメント社とオールスプリング・グローバル・インベストメンツ社は、以下の体制によりリスク管理を行います。

<ウエリントン・マネージメント社による「エマージング債券マザーファンド」のリスク管理>

ウエリントン・マネージメント社は、ポートフォリオの管理においてコンプライアンス監視システムを導入しています。売買執行前と執行後において、投資ガイドラインの抵触状況等のコンプライアンス審査が自動的に行われます。また、定量ベースでのリスク管理により、複数の観点から各リスクをモニターし、管理を行います。

<オールスプリング・グローバル・インベストメンツ社による「エマージング株式マザーファンド」のリスク管理>

運用チームは、国別配分・業種配分のベンチマークからの乖離、個別銘柄の組入れ比率等のモニタリングを日々行います。

チーフ・インベストメント・オフィサー及びリスク管理部門は、定期的な運用レビューを通じて、運用スタイル・哲学に沿ったプロセスが実践されていることをチェックすると共に、運用実績の評価を行います。

コンプライアンス部門は、投資ガイドライン等の遵守状況のチェックを行います。

上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

安定コース



分配コース



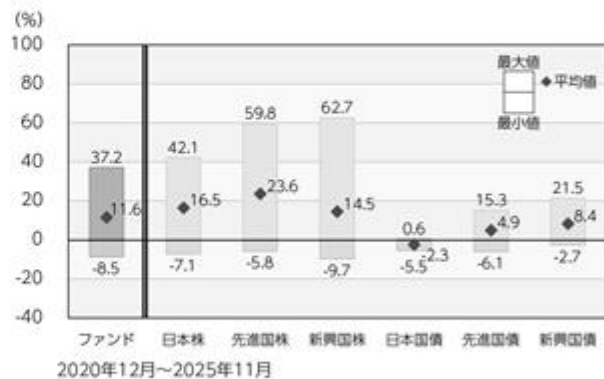
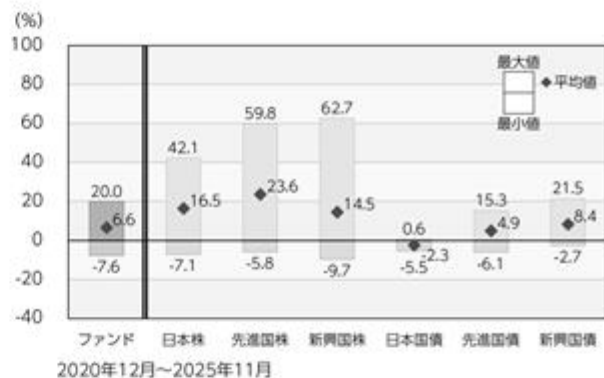
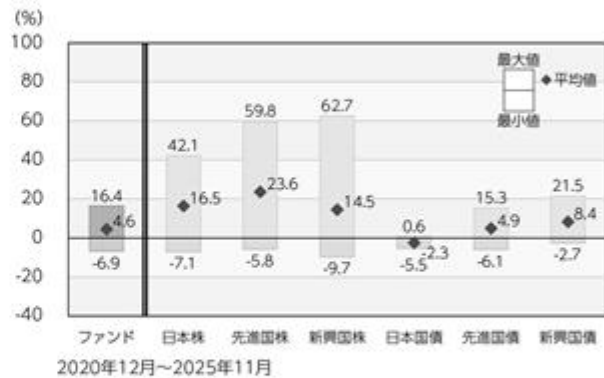
成長コース



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	[東証株価指数(TOPIX)]は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	[MSCIコクサイ・インデックス]は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	[MSCIエマージング・マーケット・インデックス]は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	[NOMURA-BPI国債]は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	[FTSE世界国債インデックス(除く日本)]は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	[JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド]は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

上記にかかわらず、償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引、または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

< 申込手数料を対価とする役務の内容 >

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、各ファンドについて、計算期間を通じて毎日、当該ファンドの信託財産の純資産総額に、下記の表の率（年率）を乗じて得た額とします。

ファンド	年率	配分（税抜）		
		委託会社	販売会社	受託会社
安定コース	1.10% （税抜1.00%）	0.50%	0.45%	0.05%
分配コース	1.21% （税抜1.10%）	0.55%	0.50%	0.05%
成長コース	1.32% （税抜1.20%）	0.60%	0.55%	0.05%

信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

各運用再委託会社が受け取る各ファンドにかかるマザーファンドの外部委託契約にかかる報酬の額は運用の対価等として、マザーファンドの信託財産の純資産総額に応じ、別に定める報酬率

を乗じて計算される金額を、マザーファンドにおける各ファンドの出資比率に応じて按分した額とし、各ファンドの委託会社が受け取る報酬から支払期日毎に支弁します。

マザーファンド	別に定める報酬率
エマージング債券マザーファンド	上限年率0.60%
エマージング株式マザーファンド	上限年率0.83%

委託会社の信託報酬には、海外株式マザーファンドの運用に関する投資助言を行う運用助言会社（アセットマネジメントOne U.S.A.・インク）に対する報酬（安定コース：年率0.225%以内、分配コース：年率0.248%以内、成長コース：年率0.270%以内）が含まれます。

海外リートマザーファンドにおいて活用する、投資助言契約に基づく情報提供に対する運用助言会社への報酬の支払いは、委託会社が行うものとし、信託財産中からは支弁しません。

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、受益権の管理事務に関連する費用等、およびこれらの費用等に係る消費税等に相当する金額を含みます。）、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、信託財産中から支弁します。

各ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

各ファンドの投資対象である不動産投資信託証券は、資産運用報酬等の費用を負担していません。当該費用は、不動産投資信託証券ごとに異なるものであり、各ファンドが保有する個別銘柄ごとの費用およびその合計額については、各ファンドにおける投資対象銘柄の変更および投資割合の変動等により変動するため、あらかじめ表示することはできません。なお、これらの費用は、不動産投資信託証券の発行体（不動産投資法人）の収益から支弁され、当該不動産投資法人の最終損益の増減を通じ、各不動産投資信託証券の価格に反映される性質のものであり、各ファンドならびに受益者が直接に負担するものではありません。

上記 から の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、各ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンド

の信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として各ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

受益者が各ファンドを解約する際には、信託財産留保額(1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%)をご負担いただきます。

(5)【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用なし)のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約(換金)時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。))など。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の対象ではありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2025年11月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

ファンド名	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
安定コース	1.17%	1.10%	0.07%
分配コース	1.30%	1.21%	0.09%
成長コース	1.43%	1.32%	0.12%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2025年5月9日~2025年11月10日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、各ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

世界8資産ファンド 安定コース

2025年11月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	2,894,606,540	98.41
内 日本	2,894,606,540	98.41
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	46,777,191	1.59
純資産総額	2,941,383,731	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

世界8資産ファンド 分配コース

2025年11月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	16,028,930,508	98.56
内 日本	16,028,930,508	98.56
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	233,508,724	1.44
純資産総額	16,262,439,232	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

世界8資産ファンド 成長コース

2025年11月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	5,554,998,772	98.92
内 日本	5,554,998,772	98.92
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	60,716,280	1.08
純資産総額	5,615,715,052	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）

国内債券マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	3,338,298,117	67.75
内 日本	3,338,298,117	67.75
社債券	1,524,025,800	30.93
内 日本	1,325,493,800	26.90
内 フランス	198,532,000	4.03
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	65,236,192	1.32
純資産総額	4,927,560,109	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

海外債券マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	6,129,953,458	95.21
内 アメリカ	3,169,670,514	49.23

内 ドイツ	701,615,778	10.90
内 中国	591,512,474	9.19
内 フランス	469,915,064	7.30
内 スペイン	408,816,108	6.35
内 イギリス	299,780,020	4.66
内 イタリア	279,271,256	4.34
内 カナダ	126,874,606	1.97
内 ポーランド	34,805,873	0.54
内 シンガポール	24,417,761	0.38
内 ノルウェー	11,720,860	0.18
内 スウェーデン	11,553,144	0.18
地方債証券	222,130,410	3.45
内 オーストラリア	222,130,410	3.45
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	86,456,182	1.34
純資産総額	6,438,540,050	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

エマージング債券マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	2,567,364,501	77.99
内 アメリカ	408,373,559	12.41
内 ルーマニア	146,137,037	4.44
内 メキシコ	129,386,670	3.93
内 セルビア	127,536,917	3.87
内 アルゼンチン	120,744,026	3.67
内 ウルグアイ	113,196,242	3.44
内 エルサルバドル	105,330,726	3.20
内 オマーン	105,232,417	3.20
内 南アフリカ	85,247,279	2.59
内 コスタリカ	83,654,745	2.54
内 ブラジル	75,951,340	2.31
内 エクアドル	72,838,057	2.21
内 アルメニア	68,124,560	2.07
内 コロンビア	68,012,116	2.07
内 スリランカ	64,330,818	1.95
内 トルコ	63,403,676	1.93
内 パラグアイ	58,125,393	1.77
内 ガーナ	57,007,362	1.73
内 ベナン	50,864,796	1.55
内 ブルガリア	50,676,072	1.54
内 モロッコ	46,197,805	1.40
内 ドミニカ共和国	40,433,564	1.23
内 ペルー	39,699,909	1.21
内 モンゴル	33,260,759	1.01
内 アンゴラ	32,807,923	1.00
内 グアテマラ	32,763,236	1.00
内 パーレーン	32,666,248	0.99
内 ナイジェリア	30,737,071	0.93

	内 ケニア	30,166,317	0.92
	内 ウクライナ	29,875,867	0.91
	内 エジプト	29,088,238	0.88
	内 アラブ首長国連邦	24,253,856	0.74
	内 ガボン	23,724,064	0.72
	内 アゼルバイジャン	21,975,705	0.67
	内 インドネシア	20,884,000	0.63
	内 セネガル	19,983,355	0.61
	内 カザフスタン	15,403,414	0.47
	内 ヴェネズエラ	9,269,362	0.28
特殊債券		278,368,686	8.46
	内 メキシコ	58,269,009	1.77
	内 ヴェネズエラ	41,710,306	1.27
	内 ブルガリア	35,758,109	1.09
	内 アゼルバイジャン	33,887,445	1.03
	内 チリ	32,826,578	1.00
	内 モロッコ	32,651,998	0.99
	内 国際機関	31,546,678	0.96
	内 アルゼンチン	11,718,563	0.36
社債券		288,610,777	8.77
	内 インド	63,593,353	1.93
	内 タイ	31,465,527	0.96
	内 トルコ	30,355,940	0.92
	内 ルクセンブルグ	29,805,005	0.91
	内 ペルー	21,078,309	0.64
	内 スロヴェニア	18,975,489	0.58
	内 ハンガリー	18,657,060	0.57
	内 ルーマニア	18,574,407	0.56
	内 チェコ	18,234,299	0.55
	内 アルゼンチン	12,073,800	0.37
	内 アメリカ	8,857,741	0.27
	内 イギリス領バージン諸島	8,606,422	0.26
	内 イスラエル	8,333,425	0.25
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		157,384,499	4.78
純資産総額		3,291,728,463	100.00

その他資産の投資状況

2025年11月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引（売建）	539,817,804	16.40
内 ドイツ	539,817,804	16.40

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

国内株式マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	4,429,275,490	98.12

内 日本	4,429,275,490	98.12
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	84,648,252	1.88
純資産総額	4,513,923,742	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

海外株式マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	4,332,871,176	99.31
内 アメリカ	3,513,147,367	80.52
内 フランス	176,131,513	4.04
内 スペイン	133,082,614	3.05
内 ドイツ	130,034,442	2.98
内 スイス	67,691,998	1.55
内 オーストラリア	64,198,210	1.47
内 イギリス	56,174,536	1.29
内 イタリア	55,737,641	1.28
内 オランダ	53,115,675	1.22
内 カナダ	33,791,779	0.77
内 ケイマン諸島	29,542,219	0.68
内 アイルランド	20,223,182	0.46
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	30,185,509	0.69
純資産総額	4,363,056,685	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

エマージング株式マザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	4,502,910,214	94.50
内 台湾	922,496,140	19.36
内 ケイマン諸島	753,531,741	15.81
内 インド	606,123,831	12.72
内 中国	594,266,543	12.47
内 韓国	546,188,891	11.46
内 ブラジル	232,637,479	4.88
内 サウジアラビア	166,790,290	3.50
内 南アフリカ	147,494,704	3.10
内 メキシコ	75,986,155	1.59
内 シンガポール	70,402,165	1.48
内 アラブ首長国連邦	60,620,827	1.27
内 アメリカ	54,841,638	1.15
内 ギリシャ	45,292,216	0.95
内 ポーランド	32,526,373	0.68
内 ハンガリー	31,495,419	0.66
内 チリ	26,560,285	0.56
内 イギリス	25,094,095	0.53
内 タイ	23,560,551	0.49
内 香港	22,443,339	0.47

	内 バミューダ	22,443,074	0.47
	内 マレーシア	21,366,872	0.45
	内 インドネシア	20,747,586	0.44
	内 ロシア	0	0.00
投資信託受益証券		30,319,214	0.64
	内 ブラジル	30,319,214	0.64
投資証券		89,864,560	1.89
	内 インド	64,994,215	1.36
	内 メキシコ	24,870,345	0.52
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		141,851,692	2.98
純資産総額		4,764,945,680	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

国内リートマザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	34,373,848,200	98.00
	内 日本	34,373,848,200
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	701,507,304	2.00
純資産総額	35,075,355,504	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

海外リートマザーファンド

2025年11月28日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	455,639,325	11.19
	内 オーストラリア	286,690,431
	内 シンガポール	168,948,894
投資証券	3,526,699,386	86.64
	内 アメリカ	3,121,674,768
	内 イギリス	204,192,425
	内 フランス	107,511,502
	内 カナダ	51,524,594
	内 香港	18,354,026
	内 オランダ	14,889,710
	内 ベルギー	8,552,361
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	88,329,173	2.17
純資産総額	4,070,667,884	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

世界8資産ファンド 安定コース

2025年11月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
----	-----------------	----	----	---------------------	---------------------	------------------	-----------------

1	国内債券マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	888,062,769	1.2276 1,090,274,661	1.2193 1,082,814,934	- -	36.81
2	海外債券マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	189,632,629	2.3146 438,942,646	2.3696 449,353,477	- -	15.28
3	海外リートマザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	92,762,123	3.1915 296,059,591	3.2505 301,523,280	- -	10.25
4	国内株式マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	90,971,253	3.2373 294,510,334	3.2900 299,295,422	- -	10.18
5	国内リートマザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	62,127,268	4.6839 291,004,123	4.7744 296,620,428	- -	10.08
6	エマージング債券マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	35,679,154	4.5559 162,554,225	4.6766 166,857,131	- -	5.67
7	海外株式マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	26,013,234	5.6269 146,376,467	5.7727 150,166,595	- -	5.11
8	エマージング株式マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	28,908,196	5.0460 145,873,647	5.1188 147,975,273	- -	5.03

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.41
合計	98.41

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

世界8資産ファンド 分配コース

2025年11月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	海外債券マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	2,076,342,413	2.3147 4,806,109,784	2.3696 4,920,100,981	- -	30.25
2	国内債券マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	2,339,614,447	1.2276 2,872,344,656	1.2193 2,852,691,895	- -	17.54
3	海外リートマザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	767,663,653	3.1915 2,450,075,314	3.2505 2,495,290,704	- -	15.34

4	エマージング債券マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	371,392,431	4.5560 1,692,063,916	4.6766 1,736,853,842	- -	10.68
5	海外株式マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	278,390,799	5.6270 1,566,505,026	5.7727 1,607,066,565	- -	9.88
6	国内株式マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	247,877,380	3.2373 802,478,230	3.2900 815,516,580	- -	5.01
7	国内リートマザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	168,211,018	4.6839 787,900,408	4.7744 803,106,684	- -	4.94
8	エマージング株式マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	155,955,157	5.0460 786,965,317	5.1188 798,303,257	- -	4.91

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.56
合計	98.56

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

世界8資産ファンド 成長コース

2025年11月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	国内株式マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	611,818,858	3.2373 1,980,702,370	3.2900 2,012,884,042	- -	35.84
2	海外株式マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	146,157,618	5.6269 822,428,916	5.7727 843,724,081	- -	15.02
3	エマージング債券マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	126,747,391	4.5559 577,461,113	4.6766 592,746,848	- -	10.56
4	エマージング株式マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	108,678,245	5.0460 548,401,292	5.1188 556,302,200	- -	9.91
5	海外リートマザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	166,538,326	3.1915 531,523,721	3.2505 541,332,828	- -	9.64
6	国内リートマザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	109,766,488	4.6839 514,146,229	4.7744 524,069,120	- -	9.33

7	海外債券マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	107,924,922	2.3146	2.3696	-	4.55
				249,813,816	255,738,895	-	
8	国内債券マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	187,157,187	1.2276	1.2193	-	4.06
				229,772,878	228,200,758	-	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.92
合計	98.92

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

国内債券マザーファンド

2025年11月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	461回 利付国庫債券 (2年) 日本	国債証 券	273,000,000	99.88 272,675,130	99.88 272,672,400	0.4 2026/6/1	5.53
2	369回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証 券	285,000,000	93.51 266,514,490	93.17 265,551,600	0.5 2032/12/20	5.39
3	457回 利付国庫債券 (2年) 日本	国債証 券	257,000,000	99.92 256,794,400	99.93 256,835,520	0.1 2026/2/1	5.21
4	172回 利付国庫債券 (5年) 日本	国債証 券	130,000,000	97.81 127,162,100	97.71 127,029,500	0.5 2029/6/20	2.58
5	168回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証 券	154,000,000	80.34 123,728,220	79.23 122,026,520	0.4 2039/3/20	2.48
6	26回 物価連動国債(1 0年) 日本	国債証 券	100,000,000	117.05 117,056,975	116.25 116,255,207	0.005 2031/3/10	2.36
7	152回 利付国庫債券 (5年) 日本	国債証 券	115,000,000	99.06 113,921,300	99.04 113,906,350	0.1 2027/3/20	2.31
8	17回 利付国庫債券(4 0年) 日本	国債証 券	157,000,000	75.14 117,977,650	72.33 113,565,950	2.2 2064/3/20	2.30
9	42回 KDDI社債 日本	社債券	100,000,000	100.00 100,000,000	100.00 100,000,000	1.982 2032/12/3	2.03
10	10回 SCSK社債 日本	社債券	100,000,000	99.94 99,947,000	99.84 99,845,000	1.274 2028/3/10	2.03

11	30回 商船三井社債 日本	社債券	100,000,000	99.89 99,891,000	99.76 99,761,000	1.454 2028/9/4	2.02
12	36回 KDDI社債 日本	社債券	100,000,000	99.77 99,775,000	99.74 99,741,000	0.768 2026/12/4	2.02
13	8回 第一三共社債 日本	社債券	100,000,000	99.94 99,946,000	99.66 99,666,000	1.603 2030/10/10	2.02
14	60回 ソフトバンクグループ社債 日本	社債券	100,000,000	99.74 99,748,000	99.65 99,651,000	1.799 2027/4/23	2.02
15	23回 NTTファイナンス社債 日本	社債券	100,000,000	99.54 99,543,000	99.56 99,563,000	0.23 2026/6/19	2.02
16	70回 アイフル社債 日本	社債券	100,000,000	99.64 99,644,000	99.56 99,563,000	1.37 2028/1/24	2.02
17	41回 BPCE SA円貨社債 フランス	社債券	100,000,000	99.43 99,430,000	99.44 99,442,000	1.348 2028/7/4	2.02
18	44回 フランス相互信用連合銀行(BFCM)円貨社債(2024) フランス	社債券	100,000,000	99.10 99,105,000	99.09 99,090,000	0.933 2027/10/15	2.01
19	24回 LINEヤフー社債 日本	社債券	100,000,000	99.03 99,034,000	99.00 99,000,000	0.993 2027/9/10	2.01
20	18回 武田薬品工業社債 日本	社債券	100,000,000	98.79 98,791,000	98.36 98,368,000	1.935 2032/6/11	2.00
21	161回 利付国庫債券(5年) 日本	国債証券	100,000,000	98.24 98,247,000	98.23 98,234,000	0.3 2028/6/20	1.99
22	164回 利付国庫債券(5年) 日本	国債証券	100,000,000	97.31 97,317,000	97.35 97,356,000	0.2 2028/12/20	1.98
23	15回 ソフトバンク社債 日本	社債券	100,000,000	96.42 96,424,000	96.33 96,339,000	0.41 2028/10/12	1.96
24	6回 東京電力リニューアブルパワー社債 日本	社債券	100,000,000	96.60 96,609,000	96.29 96,294,000	1.572 2031/12/12	1.95
25	180回 利付国庫債券(5年) 日本	国債証券	95,000,000	99.16 94,205,800	99.20 94,243,800	1.1 2030/6/20	1.91
26	194回 利付国庫債券(20年) 日本	国債証券	79,000,000	98.57 77,877,020	98.41 77,745,480	2.7 2045/9/20	1.58
27	153回 利付国庫債券(20年) 日本	国債証券	77,000,000	96.61 74,395,090	95.88 73,832,220	1.3 2035/6/20	1.50
28	191回 利付国庫債券(20年) 日本	国債証券	75,000,000	90.89 68,167,500	88.95 66,716,250	2 2044/12/20	1.35
29	1335回 国庫短期証券 日本	国債証券	65,000,000	99.92 64,948,000	99.94 64,965,550	- 2026/1/13	1.32

30	80回 利付国庫債券(30年) 日本	国債証券	86,000,000	75.22 64,693,500	72.76 62,577,040	1.8 2053/9/20	1.27
----	-----------------------	------	------------	---------------------	---------------------	------------------	------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	67.75
社債券	30.93
合計	98.68

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

海外債券マザーファンド

2025年11月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	US T N/B 3.75 04/15/28 アメリカ	国債証券	642,183,000	100.44 645,045,975	100.63 646,259,356	3.75 2028/4/15	10.04
2	US T N/B 4.125 11/15/32 アメリカ	国債証券	473,022,600	101.83 481,712,648	102.31 483,961,247	4.125 2032/11/15	7.52
3	BUNDESSCHAT 2.0 12/10/26 ドイツ	国債証券	414,956,000	100.03 415,121,982	100.01 415,009,944	2 2026/12/10	6.45
4	US T N/B 4.25 05/15/35 アメリカ	国債証券	396,273,900	101.37 401,722,666	102.32 405,468,688	4.25 2035/5/15	6.30
5	US T N/B 1.75 01/31/29 アメリカ	国債証券	352,417,500	94.46 332,903,756	94.82 334,170,255	1.75 2029/1/31	5.19
6	US T N/B 0.625 08/15/30 アメリカ	国債証券	305,428,500	86.77 265,048,703	87.35 266,802,531	0.625 2030/8/15	4.14
7	FRANCE OAT 2.5 05/25/30 フランス	国債証券	210,656,000	99.56 209,730,902	99.63 209,884,999	2.5 2030/5/25	3.26
8	US T N/B 1.625 05/15/31 アメリカ	国債証券	222,414,600	89.58 199,243,512	90.21 200,650,980	1.625 2031/5/15	3.12
9	US T N/B 4.5 02/15/36 アメリカ	国債証券	183,257,100	103.84 190,297,461	104.80 192,069,186	4.5 2036/2/15	2.98
10	US T N/B 4.125 03/31/31 アメリカ	国債証券	169,160,400	101.95 172,470,919	102.49 173,386,103	4.125 2031/3/31	2.69
11	DEUTSCHLAND 2.5 02/15/35 ドイツ	国債証券	165,256,000	98.79 163,269,477	98.86 163,380,344	2.5 2035/2/15	2.54
12	SPAIN 3.55 10/31/33 スペイン	国債証券	150,728,000	104.10 156,922,920	104.25 157,149,012	3.55 2033/10/31	2.44
13	SPAIN 1.95 07/30/30 スペイン	国債証券	159,808,000	97.68 156,101,251	97.75 156,220,866	1.95 2030/7/30	2.43
14	CHINA GOVERNMENT BOND 2.04 11/25/34 中国	国債証券	153,042,720	102.20 156,421,505	101.91 155,975,661	2.04 2034/11/25	2.42

15	US T N/B 3.75 08/15/41 アメリカ	国債証券	158,979,450	91.20 144,994,223	92.14 146,490,863	3.75 2041/8/15	2.28
16	US T N/B 2.25 08/15/49 アメリカ	国債証券	208,317,900	64.25 133,852,379	64.91 135,235,743	2.25 2049/8/15	2.10
17	FRANCE OAT 3.0 11/25/34 フランス	国債証券	127,120,000	97.48 123,921,902	97.89 124,445,507	3 2034/11/25	1.93
18	ITALY BTPS 3.85 02/01/35 イタリア	国債証券	116,224,000	104.20 121,105,408	104.41 121,361,100	3.85 2035/2/1	1.88
19	CHINA GOVERNMENT BOND 1.87 09/15/31 中国	国債証券	113,897,400	101.24 115,317,461	101.08 115,129,769	1.87 2031/9/15	1.79
20	US T N/B 4.625 02/15/55 アメリカ	国債証券	112,773,600	98.78 111,399,171	99.68 112,416,774	4.625 2055/2/15	1.75
21	CHINA GOVERNMENT BOND 2.11 08/25/34 中国	国債証券	109,031,880	102.71 111,995,104	102.44 111,695,844	2.11 2034/8/25	1.73
22	UK TREASURY 3.25 01/31/33 イギリス	国債証券	106,774,950	94.00 100,371,399	94.04 100,418,436	3.25 2033/1/31	1.56
23	ITALY BTPS 2.7 03/01/47 イタリア	国債証券	121,672,000	80.80 98,323,143	81.10 98,688,159	2.7 2047/3/1	1.53
24	CHINA GOVERNMENT BOND 2.52 08/25/33 中国	国債証券	90,675,600	105.76 95,906,883	105.46 95,628,999	2.52 2033/8/25	1.49
25	SPAIN 2.9 10/31/46 スペイン	国債証券	108,960,000	87.31 95,139,420	87.59 95,446,230	2.9 2046/10/31	1.48
26	FRANCE OAT 0.75 05/25/52 フランス	国債証券	179,784,000	44.84 80,631,088	45.09 81,066,639	0.75 2052/5/25	1.26
27	NEW S WALES TREASURY CRP 4.75 02/20/35 オーストラリア	地方債証券	81,888,000	99.31 81,331,161	98.00 80,258,428	4.75 2035/2/20	1.25
28	QUEENSLAND TREASURY CORP 4.5 08/22/35 オーストラリア	地方債証券	81,888,000	96.58 79,094,800	95.26 78,007,327	4.5 2035/8/22	1.21
29	US T N/B 2.0 08/15/51 アメリカ	国債証券	122,171,400	58.91 71,983,287	59.55 72,758,788	2 2051/8/15	1.13
30	CHINA GOVERNMENT BOND 3.0 10/15/53 中国	国債証券	59,934,360	117.90 70,666,434	116.50 69,826,364	3 2053/10/15	1.08

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	95.21
地方債証券	3.45
合計	98.66

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

エマージング債券マザーファンド

2025年11月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	US T N/B 4.75 08/15/55 アメリカ	国債証券	228,209,910	100.84 230,135,423	101.76 232,239,232	4.75 2055/8/15	7.06
2	US T N/B 4.75 05/15/55 アメリカ	国債証券	121,231,620	100.81 122,216,626	101.72 123,324,751	4.75 2055/5/15	3.75
3	REPUBLIC OF ARGENTINA 07/09/35 アルゼンチン	国債証券	96,761,628	71.25 68,942,660	71.34 69,039,421	4.125 2035/7/9	2.10
4	REPUBLIC OF EL SALVADOR 9.25 04/17/30 エルサルバドル	国債証券	54,820,500	108.47 59,468,495	107.83 59,113,493	9.25 2030/4/17	1.80
5	REPUBLIC OF PARAGUAY 5.4 03/30/50 パラグアイ	国債証券	62,652,000	92.50 57,954,353	92.77 58,125,393	5.4 2050/3/30	1.77
6	COSTA RICA GOVERNMENT 7.3 11/13/54 コスタリカ	国債証券	44,482,920	110.88 49,323,328	111.23 49,479,019	7.3 2054/11/13	1.50
7	US T N/B 4.25 08/15/35 アメリカ	国債証券	44,952,810	101.25 45,518,230	102.19 45,939,663	4.25 2035/8/15	1.40
8	REPUBLIC OF GHANA 07/03/35 ガーナ	国債証券	47,552,868	85.67 40,738,642	88.52 42,095,985	5 2035/7/3	1.28
9	REPUBLIC OF ECUADOR 07/31/40 エクアドル	国債証券	56,386,800	69.37 39,118,342	74.55 42,040,306	5 2040/7/31	1.28
10	DOMINICAN REPUBLIC 4.875 09/23/32 ドミニカ共和国	国債証券	42,290,100	95.53 40,400,155	95.60 40,433,564	4.875 2032/9/23	1.23
11	UNITED MEXICAN STATES 4.5 03/19/34 メキシコ	国債証券	36,320,000	101.64 36,915,825	101.08 36,712,535	4.5 2034/3/19	1.12
12	OMAN GOV INTERNTL BOND 7.0 01/25/51 オマーン	国債証券	31,326,000	115.50 36,182,230	115.26 36,106,966	7 2051/1/25	1.10
13	REPUBLIC OF ARMENIA 3.6 02/02/31 アルメニア	国債証券	39,157,500	91.54 35,848,194	91.01 35,640,299	3.6 2031/2/2	1.08
14	REPUBLICA ORIENT URUGUAY 4.975 04/20/55 ウルグアイ	国債証券	37,904,460	92.28 34,978,298	92.62 35,109,006	4.975 2055/4/20	1.07
15	OMAN GOV INTERNTL BOND 6.75 01/17/48 オマーン	国債証券	31,326,000	112.11 35,121,141	111.50 34,931,124	6.75 2048/1/17	1.06
16	OMAN GOV INTERNTL BOND 6.5 03/08/47 オマーン	国債証券	31,326,000	109.67 34,355,629	109.15 34,194,327	6.5 2047/3/8	1.04

17	COSTA RICA GOVERNMENT 7.158 03/12/45 コスタリカ	国債証券	31,326,000	108.83 34,093,652	109.09 34,175,726	7.158 2045/3/12	1.04
18	REPUBLIC OF SERBIA 6.5 09/26/33 セルビア	国債証券	31,326,000	108.72 34,060,715	108.50 33,991,385	6.5 2033/9/26	1.03
19	STATE OIL CO OF THE AZER 6.95 03/18/30 アゼルバイジャン	特殊債券	31,326,000	108.16 33,885,000	108.17 33,887,445	6.95 2030/3/18	1.03
20	BENIN INTL GOV BOND 4.95 01/22/35 ベナン	国債証券	36,320,000	92.47 33,588,038	92.21 33,492,971	4.95 2035/1/22	1.02
21	MONGOLIA INTL BOND 7.875 06/05/29 モンゴル	国債証券	31,326,000	106.37 33,324,280	106.17 33,260,759	7.875 2029/6/5	1.01
22	COLOMBIA 7.75 11/07/36 コロンビア	国債証券	31,326,000	106.42 33,337,755	105.12 32,931,144	7.75 2036/11/7	1.00
23	REPUBLIC OF SRI LANKA 02/15/38 スリランカ	国債証券	35,900,849	92.03 33,041,228	91.63 32,899,221	3.6 2038/2/15	1.00
24	CODELCO INC 5.95 01/08/34 チリ	特殊債券	31,326,000	104.63 32,779,338	104.79 32,826,578	5.95 2034/1/8	1.00
25	REPUBLIC OF ANGOLA 9.875 10/15/35 アンゴラ	国債証券	33,675,450	94.90 31,958,349	97.42 32,807,923	9.875 2035/10/15	1.00
26	REPUBLIC OF GUATEMALA 6.25 08/15/36 グアテマラ	国債証券	31,326,000	104.30 32,674,584	104.58 32,763,236	6.25 2036/8/15	1.00
27	REPUBLIC OF SERBIA 6.0 06/12/34 セルビア	国債証券	31,326,000	104.35 32,689,901	104.51 32,741,043	6 2034/6/12	0.99
28	KINGDOM OF BAHRAIN 6.75 09/20/29 バーレーン	国債証券	31,326,000	104.27 32,666,658	104.27 32,666,248	6.75 2029/9/20	0.99
29	OFFICE CHERIFIEN DES PHO 6.875 04/25/44 モロッコ	特殊債券	31,326,000	104.53 32,746,258	104.23 32,651,998	6.875 2044/4/25	0.99
30	REPUBLIC OF ARMENIA 6.75 03/12/35 アルメニア	国債証券	31,326,000	103.75 32,500,725	103.69 32,484,261	6.75 2035/3/12	0.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	77.99
特殊債券	8.46
社債券	8.77
合計	95.22

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

国内株式マザーファンド

2025年11月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	49,700	4,284.00 212,914,800	4,575.00 227,377,500	- -	5.04
2	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	57,200	3,129.85 179,027,553	3,133.00 179,207,600	- -	3.97
3	日立製作所 日本	株式 電気機器	32,400	5,114.00 165,693,600	4,968.00 160,963,200	- -	3.57
4	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	30,300	4,286.06 129,867,895	4,698.00 142,349,400	- -	3.15
5	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	57,400	2,330.00 133,742,000	2,423.50 139,108,900	- -	3.08
6	日本電気 日本	株式 電気機器	17,900	5,612.00 100,454,800	5,891.00 105,448,900	- -	2.34
7	任天堂 日本	株式 その他製品	7,400	13,417.01 99,285,891	13,280.00 98,272,000	- -	2.18
8	鹿島建設 日本	株式 建設業	16,600	5,203.00 86,369,800	5,820.00 96,612,000	- -	2.14
9	三井物産 日本	株式 卸売業	22,000	4,035.00 88,770,000	4,147.00 91,234,000	- -	2.02
10	村田製作所 日本	株式 電気機器	27,200	3,216.92 87,500,415	3,213.00 87,393,600	- -	1.94
11	横浜ゴム 日本	株式 ゴム製品	12,700	5,601.00 71,132,700	6,193.00 78,651,100	- -	1.74
12	スズキ 日本	株式 輸送用機器	32,200	2,234.50 71,950,900	2,441.00 78,600,200	- -	1.74
13	東日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	19,000	3,881.03 73,739,658	4,046.00 76,874,000	- -	1.70
14	第一三共 日本	株式 医薬品	19,800	3,317.74 65,691,334	3,864.00 76,507,200	- -	1.69
15	三菱重工業 日本	株式 機械	19,000	4,362.00 82,878,000	3,947.00 74,993,000	- -	1.66
16	H O Y A 日本	株式 精密機器	3,000	25,000.00 75,000,000	23,450.00 70,350,000	- -	1.56
17	三菱電機 日本	株式 電気機器	16,200	4,311.00 69,838,200	4,223.00 68,412,600	- -	1.52
18	富士通 日本	株式 電気機器	15,900	4,069.00 64,697,100	4,147.00 65,937,300	- -	1.46
19	住友電気工業 日本	株式 非鉄金属	10,600	6,030.00 63,918,000	6,141.00 65,094,600	- -	1.44

20	住友不動産 日本	株式 不動産業	8,500	6,873.92 58,428,324	7,542.00 64,107,000	- -	1.42
21	富士電機 日本	株式 電気機器	5,800	10,570.00 61,306,000	10,880.00 63,104,000	- -	1.40
22	きんでん 日本	株式 建設業	9,600	6,175.00 59,280,000	6,484.00 62,246,400	- -	1.38
23	三菱商事 日本	株式 卸売業	16,800	3,672.00 61,689,600	3,702.00 62,193,600	- -	1.38
24	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	6,600	9,450.00 62,370,000	9,360.00 61,776,000	- -	1.37
25	七十七銀行 日本	株式 銀行業	8,400	6,833.00 57,397,200	7,219.00 60,639,600	- -	1.34
26	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	7,100	8,107.00 57,559,700	8,006.00 56,842,600	- -	1.26
27	ANYCOLOR 日本	株式 情報・通信業	8,800	6,450.00 56,760,000	6,440.00 56,672,000	- -	1.26
28	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	10,100	5,868.00 59,266,800	5,509.00 55,640,900	- -	1.23
29	T D K 日本	株式 電気機器	21,400	2,505.50 53,617,700	2,559.50 54,773,300	- -	1.21
30	五洋建設 日本	株式 建設業	29,000	1,510.74 43,811,646	1,725.00 50,025,000	- -	1.11

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率（％）
株式	98.12
合計	98.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2025年11月28日現在

業種	国内 / 外国	投資比率（％）
電気機器	国内	25.06
銀行業		9.87
情報・通信業		9.41
輸送用機器		6.45
卸売業		6.07
機械		5.28
建設業		4.63
小売業		3.99
化学		3.84
非鉄金属		3.15
その他製品		2.79
医薬品		2.73
不動産業		2.70
サービス業		2.64

精密機器	2.58
陸運業	2.19
ゴム製品	1.74
保険業	1.23
食料品	0.64
その他金融業	0.42
パルプ・紙	0.38
石油・石炭製品	0.31
合計	98.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

海外株式マザーファンド

2025年11月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	9,945	29,469.93 293,078,498	28,234.12 280,788,361	- -	6.44
2	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア	3,046	77,816.91 237,030,327	76,043.86 231,629,612	- -	5.31
3	ALPHABET INC-CL A アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	4,421	43,673.14 193,078,964	50,113.76 221,552,970	- -	5.08
4	BROADCOM INC アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	2,735	54,731.22 149,689,889	62,271.38 170,312,249	- -	3.90
5	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 大規模小 売り	4,584	38,281.93 175,484,405	35,893.33 164,535,028	- -	3.77
6	META PLATFORMS INC アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	1,375	97,378.43 133,895,351	99,242.33 136,458,209	- -	3.13
7	APPLE INC アメリカ	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	3,131	42,050.45 131,659,978	43,472.65 136,112,887	- -	3.12

8	TJX COMPANIES INC アメリカ	株式 専門小売 り	5,407	22,650.26 122,469,979	23,984.75 129,685,553	- -	2.97
9	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	2,424	49,214.71 119,296,462	48,185.65 116,802,023	- -	2.68
10	MASTERCARD INC アメリカ	株式 金融サー ビス	1,259	86,455.06 108,846,921	85,352.38 107,458,653	- -	2.46
11	QUANTA SERVICES INC アメリカ	株式 建設・土 木	1,103	69,701.91 76,881,213	72,117.15 79,545,217	- -	1.82
12	INTUITIVE SURGICAL INC アメリカ	株式 ヘルスケ ア機器・ 用品	855	87,712.80 74,994,444	89,941.64 76,900,106	- -	1.76
13	IBERDROLA SA スペイン	株式 電力	21,132	3,203.42 67,694,755	3,307.84 69,901,359	- -	1.60
14	S&P GLOBAL INC アメリカ	株式 資本市場	893	77,754.26 69,434,558	77,627.39 69,321,263	- -	1.59
15	TESLA INC アメリカ	株式 自動車	1,033	67,275.71 69,495,816	66,815.22 69,020,127	- -	1.58
16	SCHNEIDER ELECTRIC SE フランス	株式 電気設備	1,639	41,922.35 68,710,748	41,441.11 67,921,995	- -	1.56
17	GOLDMAN SACHS GROUP INC アメリカ	株式 資本市場	521	123,164.43 64,168,670	127,811.64 66,589,867	- -	1.53
18	O'REILLY AUTOMOTIVE INC アメリカ	株式 専門小売 り	4,156	15,207.20 63,201,151	15,899.51 66,078,368	- -	1.51
19	COSTCO WHOLESALE CORP アメリカ	株式 生活必需 品流通・ 小売り	458	144,528.76 66,194,174	142,260.76 65,155,429	- -	1.49
20	FASTENAL CO アメリカ	株式 商社・流 通業	10,108	6,398.33 64,674,375	6,312.18 63,803,606	- -	1.46
21	BANCO SANTANDER SA スペイン	株式 銀行	37,649	1,606.97 60,501,129	1,678.16 63,181,255	- -	1.45
22	BOSTON SCIENTIFIC CORP アメリカ	株式 ヘルスケ ア機器・ 用品	3,993	15,666.13 62,554,867	15,813.36 63,142,765	- -	1.45
23	ORACLE CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア	1,966	37,475.29 73,676,427	32,102.88 63,114,271	- -	1.45
24	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 専門小売 り	1,018	58,126.95 59,173,244	55,677.26 56,679,456	- -	1.30

25	MCKESSON CORP アメリカ	株式 ヘルスケア・プロ バイダー/ヘル スケア・サー ビス	404	133,447.19 53,912,666	138,415.49 55,919,860	- -	1.28
26	INTESA SANPAOLO イタリア	株式 銀行	55,044	1,011.87 55,697,658	1,012.60 55,737,641	- -	1.28
27	UNITED RENTALS INC アメリカ	株式 商社・流 通業	427	132,861.39 56,731,816	127,648.74 54,506,016	- -	1.25
28	CORNING INC アメリカ	株式 電子装 置・機 器・部品	4,087	13,388.73 54,719,749	13,094.26 53,516,273	- -	1.23
29	ASML HOLDING NV オランダ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	326	158,137.27 51,552,753	162,931.51 53,115,675	- -	1.22
30	AIR LIQUIDE フランス	株式 化学	1,740	30,748.51 53,502,410	29,880.46 51,992,007	- -	1.19

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率(%)
株式	99.31
合計	99.31

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2025年11月28日現在

業種	国内/外国	投資比率(%)
半導体・半導体製造装置	外国	13.00
ソフトウェア		9.44
インタラクティブ・メディアおよびサービス		8.80
銀行		7.86
専門小売り		5.79
大規模小売り		4.39
ヘルスケア機器・用品		4.20
資本市場		3.99
商社・流通業		3.40
コンピュータ・周辺機器		3.12
建設・土木		2.74
金融サービス		2.46
生活必需品流通・小売り		2.27
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス		2.03
電気設備		2.02
電子装置・機器・部品		2.00

石油・ガス・消耗燃料	1.89
化学	1.79
バイオテクノロジー	1.77
航空宇宙・防衛	1.70
金属・鉱業	1.68
電力	1.60
自動車	1.58
娯楽	1.56
医薬品	1.55
繊維・アパレル・贅沢品	1.45
商業サービス・用品	1.44
ライフサイエンス・ツール/サービス	1.17
通信機器	1.10
情報技術サービス	0.77
食品	0.74
合計	99.31

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

エマージング株式マザーファンド

2025年11月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR 台湾	株式 半導体・ 半導体製 造装置	60,000	4,312.59 258,755,825	7,163.52 429,811,200	- -	9.02
2	TENCENT HOLDINGS LTD ケイマン諸島	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	23,400	9,139.02 213,853,068	12,309.49 288,042,183	- -	6.05
3	ALIBABA GROUP HOLDING LTD ケイマン諸島	株式 大規模小 売り	74,000	2,248.43 166,384,344	3,031.57 224,336,772	- -	4.71
4	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD 韓国	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	19,157	6,127.82 117,390,829	11,074.49 212,154,196	- -	4.45
5	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD 台湾	株式 半導体・ 半導体製 造装置	130,000	800.42 104,055,639	1,150.65 149,585,280	- -	3.14
6	MEDIATEK INC 台湾	株式 半導体・ 半導体製 造装置	16,000	6,918.80 110,700,839	6,689.28 107,028,480	- -	2.25

7	CHINA CONSTRUCTION BANK 中国	株式 銀行	529,000	138.23 73,128,543	165.66 87,639,377	- -	1.84
8	HON HAI PRECISION INDUSTRY 台湾	株式 電子装 置・機 器・部品	72,000	801.83 57,732,440	1,153.15 83,026,944	- -	1.74
9	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD 韓国	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	9,079	4,986.19 45,269,709	8,239.00 74,801,881	- -	1.57
10	STATE BANK OF INDIA LTD インド	株式 銀行	39,574	1,442.46 57,084,298	1,721.94 68,144,231	- -	1.43
11	EMBASSY OFFICE PARKS REIT インド	投資証 券 -	86,108	635.27 54,701,889	754.79 64,994,215	- -	1.36
12	KIA CORPORATION 韓国	株式 自動車	5,020	10,002.70 50,213,564	12,198.00 61,233,960	- -	1.29
13	INFOSYS LTD インド	株式 情報技術 サービス	20,220	2,560.96 51,782,758	2,772.52 56,060,516	- -	1.18
14	SOUTHERN COPPER CORP アメリカ	株式 金属・鉱 業	2,632	15,380.04 40,480,268	20,836.48 54,841,638	- -	1.15
15	NUVAMA WEALTH MANAGEMENT LTD インド	株式 資本市場	4,166	11,761.98 49,000,414	13,070.56 54,451,973	- -	1.14
16	ABSA GROUP LTD 南アフリカ	株式 銀行	28,403	1,681.35 47,755,479	1,897.21 53,886,569	- -	1.13
17	KB FINANCIAL GROUP INC 韓国	株式 銀行	4,064	8,142.69 33,091,932	13,235.89 53,790,697	- -	1.13
18	CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY CO LTD 中国	株式 電気設備	6,500	5,690.83 36,990,427	8,209.45 53,361,484	- -	1.12
19	PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA LTD 中国	株式 保険	39,100	1,094.29 42,787,117	1,312.36 51,313,410	- -	1.08
20	BANK OF MAHARASHTRA インド	株式 銀行	463,184	102.07 47,280,815	105.22 48,739,231	- -	1.02
21	ETIHAD ETISALAT CO サウジアラビア	株式 無線通信 サービス	18,300	2,554.18 46,741,633	2,626.92 48,072,709	- -	1.01
22	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS シンガポール	株式 各種電気 通信サー ビス	79,700	422.69 33,688,791	572.44 45,624,249	- -	0.96
23	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD 中国	株式 銀行	43,000	869.61 37,393,488	1,058.83 45,530,034	- -	0.96

24	PIRAEUS BANK S.A ギリシャ	株式 銀行	35,029	872.10 30,549,048	1,292.99 45,292,216	- -	0.95
25	QUANTA COMPUTER INC 台湾	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	30,600	1,227.39 37,558,270	1,405.24 43,000,588	- -	0.90
26	PETROLEO BRASILEIRO-SPON ADR ブラジル	株式 石油・ガ ス・消耗 燃料	22,700	1,704.94 38,702,148	1,884.25 42,772,677	- -	0.90
27	AL RAJHI BANK サウジアラビア	株式 銀行	10,359	4,090.02 42,368,523	4,009.40 41,533,431	- -	0.87
28	TELEFONICA BRASIL SA ブラジル	株式 各種電気 通信サー ビス	40,160	745.94 29,957,254	1,030.22 41,373,636	- -	0.87
29	SHRIRAM FINANCE LTD インド	株式 消費者金 融	25,467	1,142.28 29,090,555	1,535.74 39,110,703	- -	0.82
30	WIWYNN CORP 台湾	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	1,700	12,869.33 21,877,875	22,214.40 37,764,480	- -	0.79

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率（％）
株式	94.50
投資信託受益証券	0.64
投資証券	1.89
合計	97.02

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2025年11月28日現在

業種	国内 / 外国	投資比率（％）
銀行	外国	15.91
半導体・半導体製造装置		14.41
コンピュータ・周辺機器		7.72
インタラクティブ・メディアおよびサービス		6.59
大規模小売り		6.11
資本市場		3.51
不動産管理・開発		3.14
金属・鉱業		3.03
各種電気通信サービス		2.90
電子装置・機器・部品		2.88
自動車		2.46

情報技術サービス	2.07
電気設備	1.90
保険	1.51
繊維・アパレル・贅沢品	1.31
家庭用耐久財	1.21
飲料	1.17
機械	1.11
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.10
ガス	1.08
無線通信サービス	1.01
商社・流通業	1.00
石油・ガス・消耗燃料	0.90
化学	0.87
消費者金融	0.82
ヘルスケア機器・用品	0.78
水道	0.77
ホテル・レストラン・レジャー	0.75
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.69
建設・土木	0.68
電力	0.64
ライフサイエンス・ツール/サービス	0.60
航空貨物・物流サービス	0.59
自動車用部品	0.53
通信機器	0.50
生活必需品流通・小売り	0.49
金融サービス	0.46
食品	0.45
商業サービス・用品	0.45
エネルギー設備・サービス	0.40
合計	94.50

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

国内リートマザーファンド

2025年11月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	KDX不動産投資法人 日本	投資証券	20,283	172,841.56 3,505,745,390	178,100.00 3,612,402,300	- -	10.30
2	野村不動産マスターファンド投資法人 日本	投資証券	19,232	164,510.47 3,163,865,400	170,400.00 3,277,132,800	- -	9.34
3	日本都市ファンド投資法人 日本	投資証券	22,156	120,600.00 2,672,013,600	123,100.00 2,727,403,600	- -	7.78
4	GLP投資法人 日本	投資証券	17,717	140,950.19 2,497,214,552	148,000.00 2,622,116,000	- -	7.48
5	アドバンス・レジデンス投資法人 日本	投資証券	12,419	167,750.93 2,083,298,855	171,100.00 2,124,890,900	- -	6.06

6	ジャパンリアルエステイト 投資法人 日本	投資証 券	15,638	127,531.21 1,994,333,112	133,700.00 2,090,800,600	- -	5.96
7	大和証券オフィス投資法人 日本	投資証 券	3,998	383,556.87 1,533,460,371	381,000.00 1,523,238,000	- -	4.34
8	日本ロジスティクスファン ド投資法人 日本	投資証 券	11,766	102,500.00 1,206,015,000	103,600.00 1,218,957,600	- -	3.48
9	インヴィンシブル投資法人 日本	投資証 券	17,598	68,609.90 1,207,397,024	66,800.00 1,175,546,400	- -	3.35
10	ラサールロジポート投資法 人 日本	投資証 券	6,541	151,300.00 989,653,300	155,300.00 1,015,817,300	- -	2.90
11	日本ビルファンド投資法人 日本	投資証 券	6,342	145,013.28 919,674,227	149,300.00 946,860,600	- -	2.70
12	日本プライムリアルティ投 資法人 日本	投資証 券	8,593	106,100.00 911,717,300	106,300.00 913,435,900	- -	2.60
13	スターアジア不動産投資法 人 日本	投資証 券	13,045	62,500.00 815,312,500	62,500.00 815,312,500	- -	2.32
14	ユナイテッド・アーバン投 資法人 日本	投資証 券	4,387	188,800.00 828,265,600	184,500.00 809,401,500	- -	2.31
15	森トラストリート投資法人 日本	投資証 券	9,435	78,616.63 741,747,922	79,800.00 752,913,000	- -	2.15
16	大和証券リビング投資法人 日本	投資証 券	6,620	112,186.87 742,677,133	113,700.00 752,694,000	- -	2.15
17	ジャパンエクセレント投資 法人 日本	投資証 券	4,923	148,300.00 730,080,900	152,000.00 748,296,000	- -	2.13
18	ヒューリックリート投資法 人 日本	投資証 券	4,139	171,373.73 709,315,881	177,200.00 733,430,800	- -	2.09
19	三井不動産ロジスティクス パーク投資法人 日本	投資証 券	4,962	115,227.51 571,758,910	120,500.00 597,921,000	- -	1.70
20	ジャパン・ホテル・リート 投資法人 日本	投資証 券	6,713	90,900.00 610,211,700	86,300.00 579,331,900	- -	1.65
21	産業ファンド投資法人 日本	投資証 券	3,716	147,230.38 547,108,111	150,900.00 560,744,400	- -	1.60
22	いちごオフィスリート投資 法人 日本	投資証 券	5,550	95,454.59 529,772,987	99,500.00 552,225,000	- -	1.57
23	日本リート投資法人 日本	投資証 券	3,652	99,600.00 363,739,200	102,400.00 373,964,800	- -	1.07
24	積水ハウス・リート投資法 人 日本	投資証 券	4,422	80,768.43 357,158,000	79,600.00 351,991,200	- -	1.00
25	福岡リート投資法人 日本	投資証 券	1,825	191,900.00 350,217,500	192,000.00 350,400,000	- -	1.00

26	星野リゾート・リート投資 法人 日本	投資証 券	1,311	261,200.00	253,300.00	-	0.95
				342,433,200	332,076,300	-	
27	オリックス不動産投資法人 日本	投資証 券	2,956	106,494.93	107,200.00	-	0.90
				314,799,033	316,883,200	-	
28	グローバル・ワン不動産投 資法人 日本	投資証 券	2,010	142,800.00	141,900.00	-	0.81
				287,028,000	285,219,000	-	
29	大和ハウスリート投資法人 日本	投資証 券	1,643	137,743.27	141,600.00	-	0.66
				226,312,196	232,648,800	-	
30	投資法人みらい 日本	投資証 券	4,321	49,000.00	50,400.00	-	0.62
				211,729,000	217,778,400	-	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年11月28日現在

種類	投資比率(%)
投資証券	98.00
合計	98.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

海外リートマザーファンド

2025年11月28日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	WELLTOWER INC アメリカ	投資証 券	11,975	29,798.85 356,841,318	32,304.93 386,851,626	- -	9.50
2	EQUINIX INC アメリカ	投資証 券	2,055	129,180.59 265,466,117	117,536.71 241,537,956	- -	5.93
3	PROLOGIS INC アメリカ	投資証 券	10,724	19,673.70 210,980,863	20,073.70 215,270,367	- -	5.29
4	VICI PROPERTIES INC アメリカ	投資証 券	38,744	4,758.40 184,359,657	4,515.64 174,954,068	- -	4.30
5	REGENCY CENTERS CORP アメリカ	投資証 券	13,774	10,934.65 150,613,992	11,161.45 153,737,864	- -	3.78
6	UDR INC アメリカ	投資証 券	25,833	5,408.58 139,720,012	5,652.77 146,028,180	- -	3.59
7	SIMON PROPERTY GROUP INC アメリカ	投資証 券	4,704	28,768.34 135,326,318	29,064.26 136,718,292	- -	3.36
8	AMERICAN HOMES 4 RENT アメリカ	投資証 券	27,160	5,012.15 136,130,265	5,004.32 135,917,562	- -	3.34
9	EXTRA SPACE STORAGE INC アメリカ	投資証 券	5,968	20,859.98 124,492,380	20,877.21 124,595,205	- -	3.06
10	IRON MOUNTAIN INC アメリカ	投資証 券	7,723	16,167.89 124,864,626	13,504.63 104,296,323	- -	2.56

11	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC アメリカ	投資証 券	25,051	4,186.71 104,881,520	4,092.74 102,527,277	- -	2.52
12	FIRST INDUSTRIAL RT アメリカ	投資証 券	11,373	8,815.13 100,254,546	9,009.35 102,463,423	- -	2.52
13	OMEGA HEALTHCARE INVS INC アメリカ	投資証 券	14,169	6,845.85 96,998,855	7,176.78 101,687,889	- -	2.50
14	STAG INDUSTRIAL INC アメリカ	投資証 券	15,845	6,111.73 96,840,386	6,171.22 97,783,012	- -	2.40
15	EAST GROUP アメリカ	投資証 券	3,414	27,917.19 95,309,287	28,378.22 96,883,254	- -	2.38
16	AMERICAN HEALTHCARE REIT INC アメリカ	投資証 券	11,022	7,740.65 85,317,495	7,909.81 87,181,980	- -	2.14
17	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY TRUST INC アメリカ	投資証 券	16,836	4,785.04 80,561,042	4,929.14 82,987,103	- -	2.04
18	VENTAS INC アメリカ	投資証 券	6,590	12,016.51 79,188,823	12,542.93 82,657,911	- -	2.03
19	CHARTER HALL GROUP オーストラリア	投資信 託受益 証券	31,147	2,323.95 72,384,248	2,568.21 79,992,111	- -	1.97
20	CUBESMART アメリカ	投資証 券	13,575	5,879.89 79,819,509	5,850.13 79,415,521	- -	1.95
21	VORNADO REALTY TRUST アメリカ	投資証 券	13,470	5,828.20 78,505,884	5,767.11 77,683,060	- -	1.91
22	LONDONMETRIC PROPERTY PLC イギリス	投資証 券	197,636	402.63 79,575,142	388.95 76,870,734	- -	1.89
23	HEALTHPEAK PROPERTIES INC アメリカ	投資証 券	26,256	2,778.40 72,949,691	2,853.79 74,929,336	- -	1.84
24	STOCKLAND オーストラリア	投資信 託受益 証券	108,653	639.74 69,510,756	623.37 67,731,281	- -	1.66
25	GPT GROUP オーストラリア	投資信 託受益 証券	107,635	575.36 61,929,400	569.12 61,257,403	- -	1.50
26	BXP INC アメリカ	投資証 券	4,801	11,333.74 54,413,318	11,388.56 54,676,511	- -	1.34
27	KLEPIERRE フランス	投資証 券	8,466	6,098.12 51,626,751	6,094.49 51,596,003	- -	1.27
28	CENTURION ACCOMMODATION REIT シンガポール	投資信 託受益 証券	366,100	137.45 50,320,659	140.09 51,288,120	- -	1.26
29	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST シンガポール	投資信 託受益 証券	176,300	280.18 49,396,862	286.22 50,461,449	- -	1.24
30	TRITAX BIG BOX REIT PLC イギリス	投資証 券	153,885	310.41 47,768,790	309.54 47,634,129	- -	1.17

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	11.19
投資証券	86.64
合計	97.83

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

世界8資産ファンド 安定コース

該当事項はありません。

世界8資産ファンド 分配コース

該当事項はありません。

世界8資産ファンド 成長コース

該当事項はありません。

(参考)

国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

海外債券マザーファンド

該当事項はありません。

エマージング債券マザーファンド

該当事項はありません。

国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

海外株式マザーファンド

該当事項はありません。

エマージング株式マザーファンド

該当事項はありません。

国内リートマザーファンド

該当事項はありません。

海外リートマザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

世界8資産ファンド 安定コース

該当事項はありません。

世界8資産ファンド 分配コース

該当事項はありません。

世界8資産ファンド 成長コース

該当事項はありません。

（参考）

国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

海外債券マザーファンド

該当事項はありません。

エマージング債券マザーファンド

2025年11月28日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	EUREX 取引所	EURO-BUND FUTURE Dec25	売建	11	257,930,112	257,790,280	7.83
		EURO-SCHATZ FUT Dec25	売建	9	174,940,254	174,856,284	5.31
		EURO-BOBL FUTURE Dec25	売建	5	107,262,040	107,171,240	3.26

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

海外株式マザーファンド

該当事項はありません。

エマージング株式マザーファンド

該当事項はありません。

国内リートマザーファンド

該当事項はありません。

海外リートマザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

世界8資産ファンド 安定コース

直近日（2025年11月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第20計算期間末 (2016年 5月 9日)	4,497	4,544	1.1277	1.1397
第21計算期間末 (2016年11月 8日)	4,004	4,048	1.0942	1.1062

第22計算期間末 (2017年 5月 8日)	3,969	4,010	1.1389	1.1509
第23計算期間末 (2017年11月 8日)	3,792	3,830	1.1643	1.1758
第24計算期間末 (2018年 5月 8日)	3,616	3,653	1.1435	1.1550
第25計算期間末 (2018年11月 8日)	3,427	3,447	1.1351	1.1416
第26計算期間末 (2019年 5月 8日)	3,333	3,355	1.1508	1.1583
第27計算期間末 (2019年11月8日)	3,368	3,393	1.1957	1.2047
第28計算期間末 (2020年5月8日)	2,976	2,987	1.0993	1.1033
第29計算期間末 (2020年11月9日)	3,082	3,105	1.1574	1.1659
第30計算期間末 (2021年5月10日)	3,228	3,250	1.2579	1.2664
第31計算期間末 (2021年11月8日)	3,327	3,343	1.3117	1.3182
第32計算期間末 (2022年5月9日)	3,165	3,173	1.2629	1.2659
第33計算期間末 (2022年11月8日)	3,154	3,166	1.2505	1.2555
第34計算期間末 (2023年5月8日)	3,128	3,138	1.2605	1.2645
第35計算期間末 (2023年11月8日)	3,064	3,085	1.2789	1.2879
第36計算期間末 (2024年5月8日)	3,091	3,115	1.3504	1.3609
第37計算期間末 (2024年11月8日)	3,000	3,019	1.3579	1.3664
第38計算期間末 (2025年5月8日)	2,807	2,821	1.3038	1.3103
第39計算期間末 (2025年11月10日)	2,902	2,927	1.4101	1.4221
2024年11月末日	2,976	-	1.3462	-
12月末日	2,956	-	1.3602	-
2025年1月末日	2,927	-	1.3532	-
2月末日	2,876	-	1.3305	-
3月末日	2,837	-	1.3182	-
4月末日	2,803	-	1.3023	-
5月末日	2,812	-	1.3140	-
6月末日	2,838	-	1.3362	-
7月末日	2,845	-	1.3597	-
8月末日	2,839	-	1.3667	-
9月末日	2,870	-	1.3856	-
10月末日	2,934	-	1.4252	-

11月末日	2,941	-	1.4234	-
-------	-------	---	--------	---

世界8資産ファンド 分配コース

直近日（2025年11月末日）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第20特定期間末 (2016年 5月 9日)	27,915	28,021	0.9213	0.9248
第21特定期間末 (2016年11月 8日)	25,298	25,399	0.8769	0.8804
第22特定期間末 (2017年 5月 8日)	25,038	25,092	0.9258	0.9278
第23特定期間末 (2017年11月 8日)	24,305	24,356	0.9531	0.9551
第24特定期間末 (2018年 5月 8日)	22,206	22,255	0.9159	0.9179
第25特定期間末 (2018年11月 8日)	21,017	21,063	0.9116	0.9136
第26特定期間末 (2019年 5月 8日)	20,174	20,218	0.9191	0.9211
第27特定期間末 (2019年11月8日)	20,156	20,198	0.9506	0.9526
第28特定期間末 (2020年5月8日)	17,563	17,594	0.8640	0.8655
第29特定期間末 (2020年11月9日)	18,007	18,036	0.9182	0.9197
第30特定期間末 (2021年5月10日)	18,800	18,828	1.0090	1.0105
第31特定期間末 (2021年11月8日)	18,446	18,472	1.0661	1.0676
第32特定期間末 (2022年5月9日)	17,141	17,166	1.0246	1.0261
第33特定期間末 (2022年11月8日)	16,519	16,544	1.0129	1.0144
第34特定期間末 (2023年5月8日)	16,099	16,122	1.0142	1.0157
第35特定期間末 (2023年11月8日)	16,155	16,179	1.0497	1.0512
第36特定期間末 (2024年5月8日)	16,738	16,760	1.1361	1.1376
第37特定期間末 (2024年11月8日)	16,535	16,557	1.1582	1.1597
第38特定期間末 (2025年5月8日)	15,107	15,127	1.0931	1.0946
第39特定期間末 (2025年11月10日)	16,123	16,143	1.2065	1.2080
2024年11月末日	16,319	-	1.1474	-

12月末日	16,476	-	1.1639	-
2025年1月末日	16,139	-	1.1504	-
2月末日	15,713	-	1.1242	-
3月末日	15,450	-	1.1109	-
4月末日	14,992	-	1.0840	-
5月末日	15,207	-	1.1045	-
6月末日	15,442	-	1.1255	-
7月末日	15,715	-	1.1520	-
8月末日	15,644	-	1.1514	-
9月末日	15,829	-	1.1716	-
10月末日	16,208	-	1.2118	-
11月末日	16,262	-	1.2261	-

世界8資産ファンド 成長コース

直近日（2025年11月末日）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落）（円）	1口当たりの 純資産額 （分配付）（円）
第20計算期間末 (2016年 5月 9日)	5,707	5,792	0.9765	0.9910
第21計算期間末 (2016年11月 8日)	5,470	5,538	0.9670	0.9790
第22計算期間末 (2017年 5月 8日)	5,556	5,625	1.0790	1.0925
第23計算期間末 (2017年11月 8日)	5,425	5,489	1.1565	1.1700
第24計算期間末 (2018年 5月 8日)	5,086	5,153	1.1324	1.1474
第25計算期間末 (2018年11月 8日)	4,812	4,860	1.1085	1.1195
第26計算期間末 (2019年 5月 8日)	4,657	4,680	1.1018	1.1073
第27計算期間末 (2019年11月8日)	4,717	4,761	1.1799	1.1909
第28計算期間末 (2020年5月8日)	3,923	3,948	1.0189	1.0254
第29計算期間末 (2020年11月9日)	4,331	4,374	1.1559	1.1674
第30計算期間末 (2021年5月10日)	4,732	4,773	1.3365	1.3480
第31計算期間末 (2021年11月8日)	5,168	5,206	1.4430	1.4535
第32計算期間末 (2022年5月9日)	4,694	4,713	1.3384	1.3439
第33計算期間末 (2022年11月8日)	4,718	4,752	1.3543	1.3638
第34計算期間末 (2023年5月8日)	4,567	4,592	1.3875	1.3950

第35計算期間末 (2023年11月8日)	4,715	4,766	1.4784	1.4944
第36計算期間末 (2024年5月8日)	5,061	5,113	1.6568	1.6738
第37計算期間末 (2024年11月8日)	5,076	5,120	1.7050	1.7195
第38計算期間末 (2025年5月8日)	4,751	4,782	1.6163	1.6268
第39計算期間末 (2025年11月10日)	5,516	5,572	1.9168	1.9363
2024年11月末日	4,997	-	1.6761	-
12月末日	5,111	-	1.7201	-
2025年1月末日	5,095	-	1.7159	-
2月末日	4,896	-	1.6555	-
3月末日	4,819	-	1.6362	-
4月末日	4,711	-	1.6030	-
5月末日	4,891	-	1.6586	-
6月末日	5,025	-	1.7046	-
7月末日	5,171	-	1.7663	-
8月末日	5,235	-	1.7946	-
9月末日	5,338	-	1.8434	-
10月末日	5,594	-	1.9461	-
11月末日	5,615	-	1.9505	-

【分配の推移】

世界8資産ファンド 安定コース

	1口当たりの分配金（円）
第20計算期間	0.0120
第21計算期間	0.0120
第22計算期間	0.0120
第23計算期間	0.0115
第24計算期間	0.0115
第25計算期間	0.0065
第26計算期間	0.0075
第27計算期間	0.0090
第28計算期間	0.0040
第29計算期間	0.0085
第30計算期間	0.0085
第31計算期間	0.0065
第32計算期間	0.0030
第33計算期間	0.0050
第34計算期間	0.0040
第35計算期間	0.0090
第36計算期間	0.0105
第37計算期間	0.0085
第38計算期間	0.0065
第39計算期間	0.0120

世界8資産ファンド 分配コース

	1口当たりの分配金（円）
--	--------------

第20特定期間	0.0210
第21特定期間	0.0210
第22特定期間	0.0180
第23特定期間	0.0120
第24特定期間	0.0120
第25特定期間	0.0120
第26特定期間	0.0120
第27特定期間	0.0120
第28特定期間	0.0090
第29特定期間	0.0090
第30特定期間	0.0090
第31特定期間	0.0090
第32特定期間	0.0090
第33特定期間	0.0090
第34特定期間	0.0090
第35特定期間	0.0090
第36特定期間	0.0090
第37特定期間	0.0090
第38特定期間	0.0090
第39特定期間	0.0090

世界8資産ファンド 成長コース

	1口当たりの分配金（円）
第20計算期間	0.0145
第21計算期間	0.0120
第22計算期間	0.0135
第23計算期間	0.0135
第24計算期間	0.0150
第25計算期間	0.0110
第26計算期間	0.0055
第27計算期間	0.0110
第28計算期間	0.0065
第29計算期間	0.0115
第30計算期間	0.0115
第31計算期間	0.0105
第32計算期間	0.0055
第33計算期間	0.0095
第34計算期間	0.0075
第35計算期間	0.0160
第36計算期間	0.0170
第37計算期間	0.0145
第38計算期間	0.0105
第39計算期間	0.0195

【収益率の推移】

世界8資産ファンド 安定コース

	収益率（％）
第20計算期間	1.71
第21計算期間	1.91
第22計算期間	5.18

第23計算期間	3.24
第24計算期間	0.80
第25計算期間	0.17
第26計算期間	2.04
第27計算期間	4.7
第28計算期間	7.7
第29計算期間	6.1
第30計算期間	9.4
第31計算期間	4.8
第32計算期間	3.5
第33計算期間	0.6
第34計算期間	1.1
第35計算期間	2.2
第36計算期間	6.4
第37計算期間	1.2
第38計算期間	3.5
第39計算期間	9.1

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 計算期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

世界8資産ファンド 分配コース

	収益率(%)
第20特定期間	5.22
第21特定期間	2.54
第22特定期間	7.63
第23特定期間	4.24
第24特定期間	2.64
第25特定期間	0.84
第26特定期間	2.14
第27特定期間	4.7
第28特定期間	8.2
第29特定期間	7.3
第30特定期間	10.9
第31特定期間	6.6
第32特定期間	3.0
第33特定期間	0.3
第34特定期間	1.0
第35特定期間	4.4
第36特定期間	9.1
第37特定期間	2.7
第38特定期間	4.8
第39特定期間	11.2

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出しています。

(注3) 特定期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

世界8資産ファンド 成長コース

	収益率(%)
第20計算期間	9.00
第21計算期間	0.26

第22計算期間	12.98
第23計算期間	8.43
第24計算期間	0.79
第25計算期間	1.14
第26計算期間	0.11
第27計算期間	8.1
第28計算期間	13.1
第29計算期間	14.6
第30計算期間	16.6
第31計算期間	8.8
第32計算期間	6.9
第33計算期間	1.9
第34計算期間	3.0
第35計算期間	7.7
第36計算期間	13.2
第37計算期間	3.8
第38計算期間	4.6
第39計算期間	19.8

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 計算期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

世界8資産ファンド 安定コース

	設定口数	解約口数
第20計算期間	69,363,134	264,914,608
第21計算期間	32,439,031	360,463,795
第22計算期間	62,741,866	237,570,418
第23計算期間	71,390,720	298,533,830
第24計算期間	100,226,003	195,240,340
第25計算期間	42,264,717	185,374,291
第26計算期間	25,224,251	148,338,199
第27計算期間	59,340,215	138,621,326
第28計算期間	46,433,158	156,244,502
第29計算期間	60,394,291	104,192,289
第30計算期間	46,645,741	143,938,896
第31計算期間	81,781,243	111,667,330
第32計算期間	43,313,214	73,366,123
第33計算期間	62,116,062	46,192,362
第34計算期間	17,586,860	57,874,297
第35計算期間	33,361,153	119,439,874
第36計算期間	26,689,521	133,209,834
第37計算期間	15,889,278	95,414,393
第38計算期間	32,187,103	89,138,346
第39計算期間	32,141,470	126,574,797

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

世界8資産ファンド 分配コース

	設定口数	解約口数
第20特定期間	281,905,312	1,452,084,576
第21特定期間	190,710,632	1,640,700,749

第22特定期間	157,918,163	1,964,528,218
第23特定期間	556,669,476	2,098,714,874
第24特定期間	123,755,914	1,380,388,183
第25特定期間	103,738,831	1,293,510,953
第26特定期間	64,906,526	1,170,569,793
第27特定期間	68,258,470	814,880,573
第28特定期間	89,591,342	964,251,893
第29特定期間	54,335,778	773,026,264
第30特定期間	63,992,457	1,042,429,313
第31特定期間	104,466,725	1,432,763,761
第32特定期間	63,526,881	637,976,731
第33特定期間	84,405,419	504,379,447
第34特定期間	52,296,625	487,548,082
第35特定期間	45,038,789	527,993,013
第36特定期間	42,328,254	700,752,420
第37特定期間	41,981,645	497,150,566
第38特定期間	39,318,918	496,269,947
第39特定期間	27,661,409	484,771,666

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

世界8資産ファンド 成長コース

	設定口数	解約口数
第20計算期間	87,303,683	329,689,004
第21計算期間	98,718,231	286,892,156
第22計算期間	80,437,831	587,778,355
第23計算期間	101,418,792	559,244,358
第24計算期間	102,623,832	302,616,554
第25計算期間	91,530,776	241,865,643
第26計算期間	62,254,563	176,244,051
第27計算期間	52,050,760	281,396,279
第28計算期間	83,260,988	230,334,702
第29計算期間	45,151,143	148,512,227
第30計算期間	53,785,164	260,076,038
第31計算期間	198,338,968	157,629,206
第32計算期間	74,688,337	149,228,095
第33計算期間	52,689,821	75,462,627
第34計算期間	41,637,743	234,048,013
第35計算期間	44,526,662	146,894,782
第36計算期間	44,266,164	178,760,457
第37計算期間	41,349,008	118,861,879
第38計算期間	34,406,371	72,494,255
第39計算期間	34,548,885	96,119,178

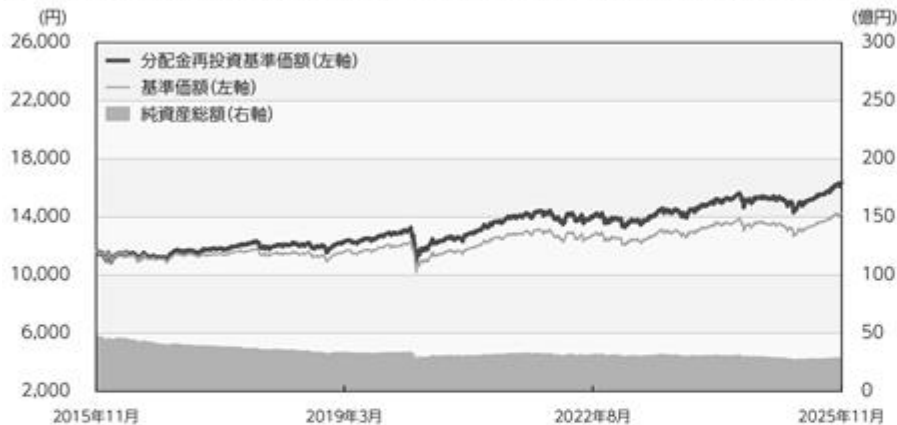
(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

参考情報

データの基準日:2025年11月28日

安定コース

基準価額・純資産の推移（2015年11月30日～2025年11月28日）



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2006年7月7日)

分配の推移(税引前)

2023年11月	90円
2024年5月	105円
2024年11月	85円
2025年5月	65円
2025年11月	120円
設定来累計	3,710円

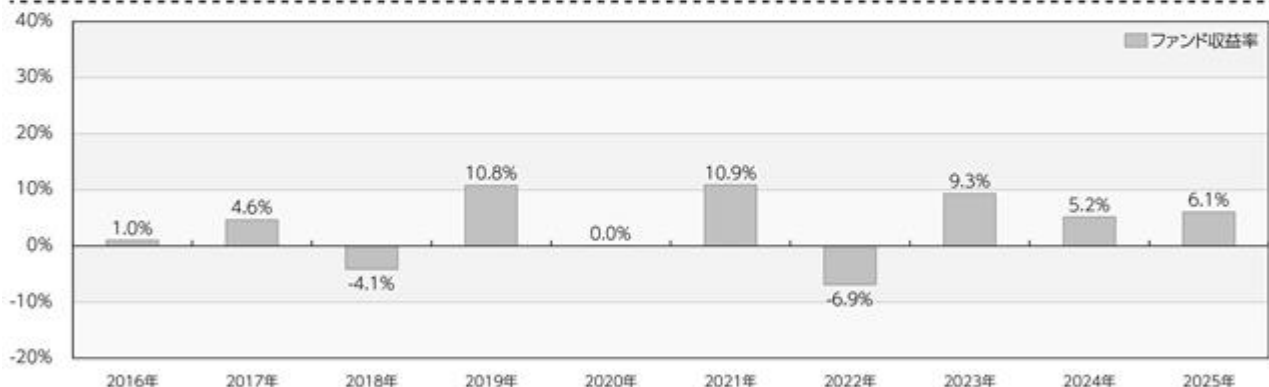
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内債券マザーファンド	36.81
2	海外債券マザーファンド	15.28
3	海外リートマザーファンド	10.25
4	国内株式マザーファンド	10.18
5	国内リートマザーファンド	10.08
6	エマージング債券マザーファンド	5.67
7	海外株式マザーファンド	5.11
8	エマージング株式マザーファンド	5.03

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2025年については年年初から基準日までの収益率を表示しています。

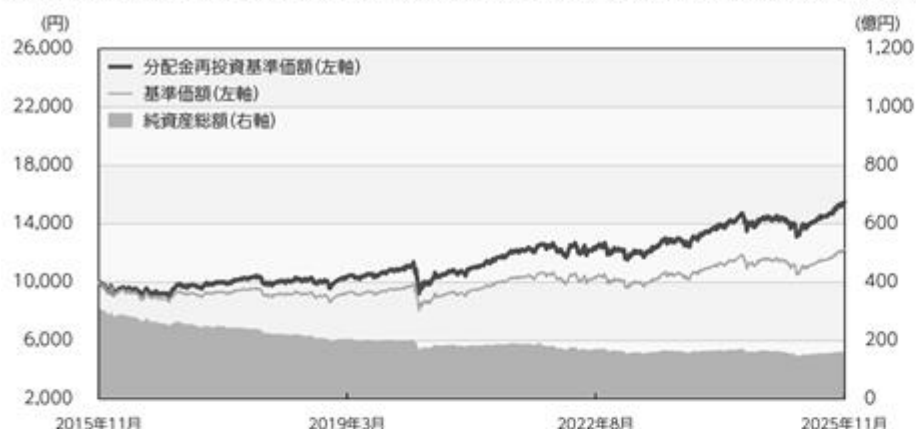
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

分配コース

基準価額・純資産の推移 (2015年11月30日～2025年11月28日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2006年7月7日)

分配の推移(税引前)

2025年 7月	15円
2025年 8月	15円
2025年 9月	15円
2025年10月	15円
2025年11月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	5,789円

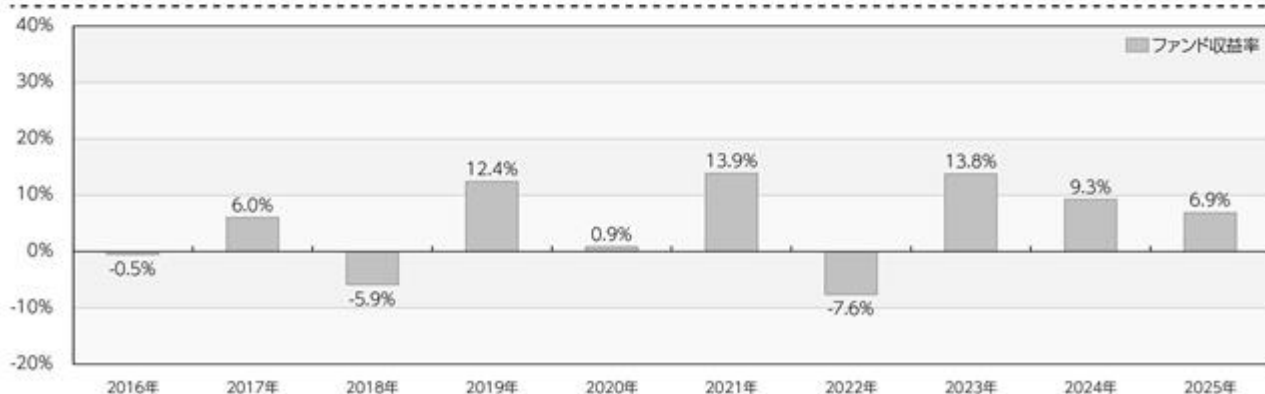
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	海外債券マザーファンド	30.25
2	国内債券マザーファンド	17.54
3	海外リートマザーファンド	15.34
4	エマージング債券マザーファンド	10.68
5	海外株式マザーファンド	9.88
6	国内株式マザーファンド	5.01
7	国内リートマザーファンド	4.94
8	エマージング株式マザーファンド	4.91

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2025年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

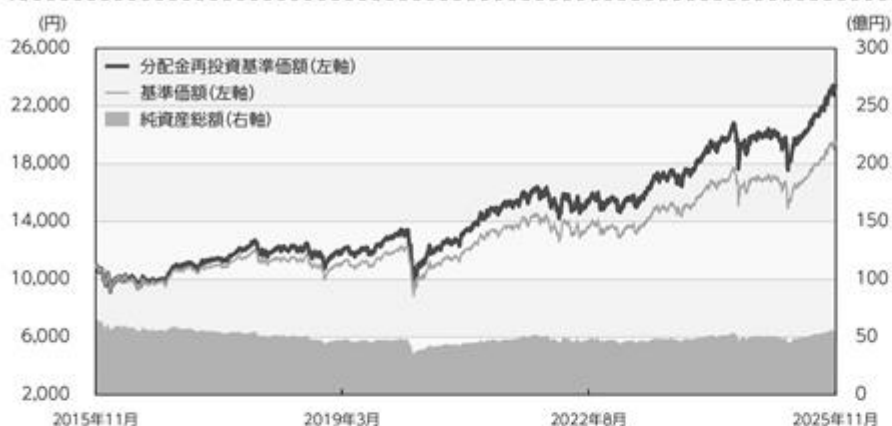
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

成長コース

基準価額・純資産の推移 (2015年11月30日～2025年11月28日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2006年7月7日)

分配の推移(税引前)

2023年11月	160円
2024年5月	170円
2024年11月	145円
2025年5月	105円
2025年11月	195円
設定来累計	4,380円

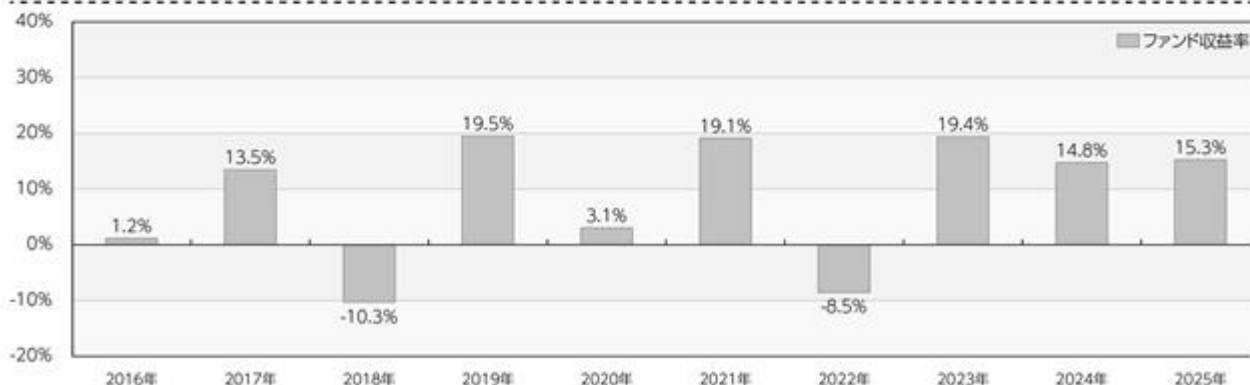
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内株式マザーファンド	35.84
2	海外株式マザーファンド	15.02
3	エマージング債券マザーファンド	10.56
4	エマージング株式マザーファンド	9.91
5	海外リートマザーファンド	9.64
6	国内リートマザーファンド	9.33
7	海外債券マザーファンド	4.55
8	国内債券マザーファンド	4.06

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2025年については年年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

主要な資産の状況

■国内債券マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	461回 利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	0.4	2026/6/1	5.53
2	369回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.5	2032/12/20	5.39
3	457回 利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	0.1	2026/2/1	5.21
4	172回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.5	2029/6/20	2.58
5	168回 利付国庫債券(20年)	国債証券	日本	0.4	2039/3/20	2.48

■海外債券マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	US T N/B 3.75 04/15/28	国債証券	アメリカ	3.75	2028/4/15	10.04
2	US T N/B 4.125 11/15/32	国債証券	アメリカ	4.125	2032/11/15	7.52
3	BUNDESSCHAT 2.0 12/10/26	国債証券	ドイツ	2	2026/12/10	6.45
4	US T N/B 4.25 05/15/35	国債証券	アメリカ	4.25	2035/5/15	6.30
5	US T N/B 1.75 01/31/29	国債証券	アメリカ	1.75	2029/1/31	5.19

■エマージング債券マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	US T N/B 4.75 08/15/55	国債証券	アメリカ	4.75	2055/8/15	7.06
2	US T N/B 4.75 05/15/55	国債証券	アメリカ	4.75	2055/5/15	3.75
3	REPUBLIC OF ARGENTINA 07/09/35	国債証券	アルゼンチン	4.125	2035/7/9	2.10
4	REPUBLIC OF EL SALVADOR 9.25 04/17/30	国債証券	エルサルバドル	9.25	2030/4/17	1.80
5	REPUBLIC OF PARAGUAY 5.4 03/30/50	国債証券	パラグアイ	5.4	2050/3/30	1.77

■国内株式マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	5.04
2	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	3.97
3	日立製作所	株式	日本	電気機器	3.57
4	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	3.15
5	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	3.08

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

■海外株式マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	NVIDIA CORP	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	6.44
2	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア	5.31
3	ALPHABET INC-CL A	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.08
4	BROADCOM INC	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	3.90
5	AMAZON.COM INC	株式	アメリカ	大規模小売り	3.77

■エマージング株式マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	9.02
2	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ケイマン諸島	インタラクティブ・メディアおよびサービス	6.05
3	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	株式	ケイマン諸島	大規模小売り	4.71
4	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	株式	韓国	コンピュータ・周辺機器	4.45
5	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	3.14

■国内リートマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	比率(%)
1	KDX不動産投資法人	投資証券	日本	10.30
2	野村不動産マスターファンド投資法人	投資証券	日本	9.34
3	日本都市ファンド投資法人	投資証券	日本	7.78
4	GLP投資法人	投資証券	日本	7.48
5	アドバンス・レジデンス投資法人	投資証券	日本	6.06

■海外リートマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	比率(%)
1	WELLTOWER INC	投資証券	アメリカ	9.50
2	EQUINIX INC	投資証券	アメリカ	5.93
3	PROLOGIS INC	投資証券	アメリカ	5.29
4	VICI PROPERTIES INC	投資証券	アメリカ	4.30
5	REGENCY CENTERS CORP	投資証券	アメリカ	3.78

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 各ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時30分までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「一般コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります（原則として、取得後のコース変更はできません。）。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、コース名は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

申込単位は、取扱いコース毎に販売会社が独自に設定します。

- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (8) 自動けいぞく投資約款に基づく契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとし、なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (9) 各ファンドは、販売会社が定める単位でスイッチング（乗換え）ができます。

スイッチングとは、現在保有しているファンドを換金（解約請求）すると同時に世界8資産ファンドを構成する他のファンドの取得申込みを行う取引のことをいい、ファンドの換金代金そのまま取得申込代金に充当されます。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、またはスイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合があります。また、販売会社によっては、スイッチングによるお申込みの際に申込手数料がかかる場合、スイッチングの申込単位等を独自に定める場合、スイッチングの際に「一般コース」、「自動けいぞく投資コース」間の変更は受け付けられない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

スイッチングの際には、換金（解約）時と同様の費用および税金がかかりますのでご注意ください。

- ・換金時に課税対象収益がある場合は税引き後の代金での乗換えとなります。
- ・換金の際には信託財産留保額（1口につき、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）が差し引かれます。

(10) 販売会社によっては、世界8資産ファンドを構成する一部のファンドを取り扱っていない場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(11) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および同法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受け付けを取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。

解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

(2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

(3) 解約請求の受け付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時30分までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受け付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。

（以下同じ。）

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。また、信託財産の運用方針の維持および円滑な資金管理のため、各ファンドの残高や市場の流動性等に応じ、委託会社の判断により一日あたりの解約のお申込みの総額について制限を設ける場合があります。
- (7) 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。
- (8) ご換金の方法について、販売会社によっては解約請求制のほかに買取請求制(販売会社が受益権を買取ることにより換金する方法)による換金を受け付ける場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額

各ファンド(安定コース・分配コース・成長コース)の基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2006年7月7日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

<安定コース> <成長コース>

毎年5月9日から11月8日までおよび11月9日から翌年5月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2006年7月7日から2006年11月8日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

<分配コース>

毎月9日から翌月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2006年7月7日から2006年8月8日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
 - c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関

する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 各ファンドが主要投資対象とする「エマージング債券マザーファンド」、「エマージング株式マザーファンド」における委託会社と各運用再委託会社との間の外部委託契約の契約期間は、当該各マザーファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、30日以上前の書面による通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は、日本法を準拠法とします。
2. 各ファンドが主要投資対象とする「海外株式マザーファンド」における委託会社と運用助言会社(アセットマネジメントOne U.S.A.・インク)との間の投資助言契約の契約期間は、原則として期間満了の30日前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

3. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3カ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
4. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、5月と11月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<https://www.am-one.co.jp/>

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

世界8資産ファンド 安定コース

世界8資産ファンド 成長コース

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期計算期間(2025年5月9日から2025年11月10日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

世界8資産ファンド 分配コース

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2025年5月9日から2025年11月10日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【世界8資産ファンド 安定コース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第38期 2025年5月8日現在	第39期 2025年11月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	71,018,603	78,054,881
親投資信託受益証券	2,766,236,439	2,865,595,694
流動資産合計	2,837,255,042	2,943,650,575
資産合計	2,837,255,042	2,943,650,575
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13,994,838	24,703,425
未払解約金	297,357	5,471
未払受託者報酬	789,717	799,265
未払委託者報酬	15,005,444	15,186,954
その他未払費用	56,149	56,818
流動負債合計	30,143,505	40,751,933
負債合計	30,143,505	40,751,933
純資産の部		
元本等		
元本	2,153,052,150	2,058,618,823
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	654,059,387	844,279,819
（分配準備積立金）	564,974,615	638,642,300
元本等合計	2,807,111,537	2,902,898,642
純資産合計	2,807,111,537	2,902,898,642
負債純資産合計	2,837,255,042	2,943,650,575

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第38期 自 2024年11月9日 至 2025年5月8日	第39期 自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
営業収益		
受取利息	96,640	115,763
有価証券売買等損益	87,781,754	263,359,255
営業収益合計	87,685,114	263,475,018
営業費用		
受託者報酬	789,717	799,265
委託者報酬	15,005,444	15,186,954
その他費用	56,149	56,818
営業費用合計	15,851,310	16,043,037
営業利益又は営業損失（ ）	103,536,424	247,431,981
経常利益又は経常損失（ ）	103,536,424	247,431,981
当期純利益又は当期純損失（ ）	103,536,424	247,431,981
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,088,085	4,817,621
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	790,865,423	654,059,387
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,530,458	10,792,737
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,530,458	10,792,737
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,893,317	38,483,240
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31,893,317	38,483,240
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	13,994,838	24,703,425
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	654,059,387	844,279,819

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第39期	
	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年5月8日及び11月8日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2025年11月10日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第38期	第39期
	2025年5月8日現在	2025年11月10日現在
1. 期首元本額	2,210,003,393円	2,153,052,150円
期中追加設定元本額	32,187,103円	32,141,470円
期中一部解約元本額	89,138,346円	126,574,797円
2. 受益権の総数	2,153,052,150口	2,058,618,823口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第38期	第39期
	自 2024年11月9日 至 2025年5月8日	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（16,801,174円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（208,515,991円）及び分配準備積立金（562,168,279円）より分配対象収益は787,485,444円（1万口当たり3,657.53円）であり、うち13,994,838円（1万口当たり65円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（30,512,113円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（100,733,367円）、信託約款に規定される収益調整金（207,499,424円）及び分配準備積立金（532,100,245円）より分配対象収益は870,845,149円（1万口当たり4,230.23円）であり、うち24,703,425円（1万口当たり120円）を分配金額としております。
2. 委託費用	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。 1,011,392円	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。 1,099,148円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第38期	第39期
	自 2024年11月9日 至 2025年5月8日	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 またリスク管理担当部署等では、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第38期	第39期
	2025年5月8日現在	2025年11月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第38期 2025年5月8日現在	第39期 2025年11月10日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	86,884,777	245,928,635
合計	86,884,777	245,928,635

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第38期 2025年5月8日現在	第39期 2025年11月10日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3038円 (13,038円)	1.4101円 (14,101円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2025年11月10日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	国内リートマザーファンド	62,127,268	291,004,123	

エマージング株式マザーファンド	28,908,196	145,873,647	
エマージング債券マザーファンド	35,679,154	162,554,225	
海外リートマザーファンド	92,762,123	296,059,591	
海外株式マザーファンド	26,013,234	146,376,467	
海外債券マザーファンド	189,632,629	438,942,646	
国内株式マザーファンド	90,971,253	294,510,334	
国内債券マザーファンド	888,062,769	1,090,274,661	
親投資信託受益証券 合計	1,414,156,626	2,865,595,694	
合計		2,865,595,694	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【世界8資産ファンド 分配コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 2025年5月8日現在	当期 2025年11月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	215,181,759	212,738,376
親投資信託受益証券	14,929,157,110	15,950,265,297
流動資産合計	15,144,338,869	16,163,003,673
資産合計	15,144,338,869	16,163,003,673
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	20,731,240	20,045,575
未払解約金	1,544,057	1,757,778
未払受託者報酬	673,587	799,672
未払委託者報酬	14,145,382	16,793,275
その他未払費用	47,946	56,916
流動負債合計	37,142,212	39,453,216
負債合計	37,142,212	39,453,216
純資産の部		
元本等		
元本	13,820,826,984	13,363,716,727
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,286,369,673	2,759,833,730
(分配準備積立金)	2,931,875,078	3,158,944,465
元本等合計	15,107,196,657	16,123,550,457
純資産合計	15,107,196,657	16,123,550,457
負債純資産合計	15,144,338,869	16,163,003,673

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2024年11月9日 至 2025年5月8日	当期 自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
営業収益		
受取利息	371,323	471,542
有価証券売買等損益	691,193,260	1,761,108,187
営業収益合計	690,821,937	1,761,579,729
営業費用		
受託者報酬	4,332,488	4,380,487
委託者報酬	90,983,006	91,991,330
その他費用	308,383	311,798
営業費用合計	95,623,877	96,683,615
営業利益又は営業損失（ ）	786,445,814	1,664,896,114
経常利益又は経常損失（ ）	786,445,814	1,664,896,114
当期純利益又は当期純損失（ ）	786,445,814	1,664,896,114
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	56,374	1,884,895
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,258,124,132	1,286,369,673
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,770,110	3,934,265
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,770,110	3,934,265
剰余金減少額又は欠損金増加額	63,939,442	71,203,867
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	63,939,442	71,203,867
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	126,082,939	122,277,560
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,286,369,673	2,759,833,730

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期
	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年5月8日及び11月8日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当特定期間末日を2025年11月10日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	2025年5月8日現在	2025年11月10日現在
1. 期首元本額	14,277,778,013円	13,820,826,984円
期中追加設定元本額	39,318,918円	27,661,409円
期中一部解約元本額	496,269,947円	484,771,666円
2. 受益権の総数	13,820,826,984口	13,363,716,727口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期	当期
	自 2024年11月9日 至 2025年5月8日	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 分配金の計算過程	(自2024年11月9日 至2024年12月9日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(14,748,270円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(287,524,179円)及び分配準備積立金(3,001,929,615円)より分配対象収益は3,304,202,064円(1万口当たり2,326.00円)であり、うち21,308,218円(1万口当たり15円)を分配金額としております。	(自2025年5月9日 至2025年6月9日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(32,919,937円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(286,607,270円)及び分配準備積立金(2,919,431,254円)より分配対象収益は3,238,958,461円(1万口当たり2,352.88円)であり、うち20,648,876円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自2024年12月10日 至2025年1月8日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(40,286,476円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(287,185,876円)及び分配準備積立金

(2,981,266,577円)より分配対象収益は3,308,738,929円(1万口当たり2,339.49円)であり、うち21,214,428円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自2025年1月9日 至2025年2月10日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(11,276,024円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(285,427,233円)及び分配準備積立金

(2,972,664,797円)より分配対象収益は3,269,368,054円(1万口当たり2,332.54円)であり、うち21,024,465円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自2025年2月11日 至2025年3月10日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(18,554,003円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(286,685,612円)及び分配準備積立金

(2,953,010,451円)より分配対象収益は3,258,250,066円(1万口当たり2,330.82円)であり、うち20,968,422円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自2025年6月10日 至2025年7月8日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(40,102,617円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(286,603,614円)及び分配準備積立金

(2,917,139,720円)より分配対象収益は3,243,845,951円(1万口当たり2,367.15円)であり、うち20,555,357円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自2025年7月9日 至2025年8月8日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(28,063,655円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(286,222,372円)及び分配準備積立金

(2,919,096,209円)より分配対象収益は3,233,382,236円(1万口当たり2,372.75円)であり、うち20,440,706円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

(自2025年8月9日 至2025年9月8日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益(34,845,145円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(286,170,780円)及び分配準備積立金

(2,916,266,036円)より分配対象収益は3,237,281,961円(1万口当たり2,383.41円)であり、うち20,373,827円(1万口当たり15円)を分配金額としております。

	<p>（自2025年3月11日 至2025年4月8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（31,900,977円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（287,646,778円）及び分配準備積立金（2,929,249,098円）より分配対象収益は3,248,796,853円（1万口当たり2,338.81円）であり、うち20,836,166円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p> <p>（自2025年4月9日 至2025年5月8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（27,841,181円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（286,945,226円）及び分配準備積立金（2,924,765,137円）より分配対象収益は3,239,551,544円（1万口当たり2,343.96円）であり、うち20,731,240円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p> <p>信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>（注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。</p> <p>8,449,396円</p>	<p>（自2025年9月9日 至2025年10月8日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（40,567,144円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（48,895,141円）、信託約款に規定される収益調整金（284,637,015円）及び分配準備積立金（2,906,918,911円）より分配対象収益は3,281,018,211円（1万口当たり2,434.80円）であり、うち20,213,219円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p> <p>（自2025年10月9日 至2025年11月10日）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（29,422,132円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（199,126,806円）、信託約款に規定される収益調整金（283,326,407円）及び分配準備積立金（2,950,441,102円）より分配対象収益は3,462,316,447円（1万口当たり2,590.83円）であり、うち20,045,575円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p> <p>信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>（注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。</p> <p>8,571,028円</p>
2. 委託費用		

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 2024年11月9日 至 2025年5月8日	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 またリスク管理担当部署等では、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2025年5月8日現在	当期 2025年11月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2025年5月8日現在	当期 2025年11月10日現在
	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	404,444,035	246,119,224
合計	404,444,035	246,119,224

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	前期 2025年5月8日現在	当期 2025年11月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0931円 (10,931円)	1.2065円 (12,065円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2025年11月10日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	国内リートマザーファンド	168,211,018	787,900,408	
	エマージング株式マザーファンド	155,955,157	786,965,317	
	エマージング債券マザーファンド	388,534,064	1,770,161,195	
	海外リートマザーファンド	767,663,653	2,450,075,314	
	海外株式マザーファンド	292,257,540	1,644,533,177	
	海外債券マザーファンド	2,089,172,247	4,835,807,000	
	国内株式マザーファンド	247,877,380	802,478,230	
	国内債券マザーファンド	2,339,614,447	2,872,344,656	
親投資信託受益証券 合計		6,449,285,506	15,950,265,297	
合計			15,950,265,297	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【世界8資産ファンド 成長コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第38期 2025年5月8日現在	第39期 2025年11月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	118,287,943	155,614,464
親投資信託受益証券	4,696,421,376	5,454,250,335
流動資産合計	4,814,709,319	5,609,864,799
資産合計	4,814,709,319	5,609,864,799
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	30,866,165	56,122,258
未払解約金	36,362	2,148,815
未払受託者報酬	1,345,067	1,447,750
未払委託者報酬	30,937,537	33,299,307
その他未払費用	95,672	102,999
流動負債合計	63,280,803	93,121,129
負債合計	63,280,803	93,121,129
純資産の部		
元本等		
元本	2,939,634,837	2,878,064,544
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,811,793,679	2,638,679,126
(分配準備積立金)	1,796,460,148	2,342,989,373
元本等合計	4,751,428,516	5,516,743,670
純資産合計	4,751,428,516	5,516,743,670
負債純資産合計	4,814,709,319	5,609,864,799

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第38期 自 2024年11月9日 至 2025年5月8日	第39期 自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
営業収益		
受取利息	155,007	205,080
有価証券売買等損益	199,763,449	967,828,959
営業収益合計	199,608,442	968,034,039
営業費用		
受託者報酬	1,345,067	1,447,750
委託者報酬	30,937,537	33,299,307
その他費用	95,672	102,999
営業費用合計	32,378,276	34,850,056
営業利益又は営業損失（ ）	231,986,718	933,183,983
経常利益又は経常損失（ ）	231,986,718	933,183,983
当期純利益又は当期純損失（ ）	231,986,718	933,183,983
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,651,590	16,420,417
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,099,232,161	1,811,793,679
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,868,476	25,528,194
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,868,476	25,528,194
剰余金減少額又は欠損金増加額	51,105,665	59,284,055
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	51,105,665	59,284,055
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	30,866,165	56,122,258
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,811,793,679	2,638,679,126

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第39期	
	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年5月8日及び11月8日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2025年11月10日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第38期	第39期
	2025年5月8日現在	2025年11月10日現在
1. 期首元本額	2,977,722,721円	2,939,634,837円
期中追加設定元本額	34,406,371円	34,548,885円
期中一部解約元本額	72,494,255円	96,119,178円
2. 受益権の総数	2,939,634,837口	2,878,064,544口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第38期	第39期
	自 2024年11月9日 至 2025年5月8日	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（35,071,516円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（453,115,741円）及び分配準備積立金（1,792,254,797円）より分配対象収益は2,280,442,054円（1万口当たり7,757.56円）であり、うち30,866,165円（1万口当たり105円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（65,747,126円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（595,188,126円）、信託約款に規定される収益調整金（464,350,007円）及び分配準備積立金（1,738,176,379円）より分配対象収益は2,863,461,638円（1万口当たり9,949.26円）であり、うち56,122,258円（1万口当たり195円）を分配金額としております。
2. 委託費用	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。 3,621,129円	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。 3,897,169円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第38期	第39期
	自 2024年11月9日 至 2025年5月8日	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 またリスク管理担当部署等では、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第38期	第39期
	2025年5月8日現在	2025年11月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第38期 2025年5月8日現在	第39期 2025年11月10日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	199,172,606	932,522,701
合計	199,172,606	932,522,701

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第38期 2025年5月8日現在	第39期 2025年11月10日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6163円 (16,163円)	1.9168円 (19,168円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2025年11月10日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	国内リートマザーファンド	109,766,488	514,146,229	

エマージング株式マザーファンド	108,678,245	548,401,292	
エマージング債券マザーファンド	126,747,391	577,461,113	
海外リートマザーファンド	166,538,326	531,523,721	
海外株式マザーファンド	146,157,618	822,428,916	
海外債券マザーファンド	107,924,922	249,813,816	
国内株式マザーファンド	611,818,858	1,980,702,370	
国内債券マザーファンド	187,157,187	229,772,878	
親投資信託受益証券 合計	1,564,789,035	5,454,250,335	
合計		5,454,250,335	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「世界8資産ファンド 安定コース」、「世界8資産ファンド 分配コース」、「世界8資産ファンド 成長コース」は、「国内債券マザーファンド」受益証券、「海外債券マザーファンド」受益証券、「エマージング債券マザーファンド」受益証券、「国内株式マザーファンド」受益証券、「海外株式マザーファンド」受益証券、「エマージング株式マザーファンド」受益証券、「国内リートマザーファンド」受益証券及び「海外リートマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内債券マザーファンド
貸借対照表

（単位：円）

2025年11月10日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	50,096,803
国債証券	3,378,582,848
社債券	1,520,729,400
未収利息	10,804,261
前払費用	1,196,678
流動資産合計	4,961,409,990
資産合計	4,961,409,990
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	4,041,328,044
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	920,081,946
元本等合計	4,961,409,990
純資産合計	4,961,409,990
負債純資産合計	4,961,409,990

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券及び社債券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年11月10日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	4,025,016,160円
同期中追加設定元本額	16,311,884円
同期中一部解約元本額	- 円
元本の内訳	
ファンド名	
世界8資産ファンド<DC年金>	626,493,641円
世界8資産ファンド 安定コース	888,062,769円
世界8資産ファンド 分配コース	2,339,614,447円
世界8資産ファンド 成長コース	187,157,187円
計	4,041,328,044円
2. 受益権の総数	4,041,328,044口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。またリスク管理担当部署等では、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月10日現在
----	---------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年11月10日現在	
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	
国債証券		174,502,173
社債券		10,126,100
合計		184,628,273

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年11月9日から2025年11月10日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2025年11月10日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2277円 (12,277円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2025年11月10日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	457回 利付国庫債券(2年)	323,000,000	322,744,830	
	461回 利付国庫債券(2年)	273,000,000	272,675,130	

462回 利付国庫債券(2年)	33,000,000	32,948,520	
152回 利付国庫債券(5年)	115,000,000	113,921,300	
161回 利付国庫債券(5年)	100,000,000	98,247,000	
163回 利付国庫債券(5年)	7,000,000	6,880,440	
172回 利付国庫債券(5年)	130,000,000	127,162,100	
173回 利付国庫債券(5年)	20,000,000	19,582,800	
174回 利付国庫債券(5年)	27,000,000	26,536,410	
14回 利付国庫債券(40年)	4,000,000	1,932,520	
17回 利付国庫債券(40年)	157,000,000	117,977,650	
18回 利付国庫債券(40年)	5,000,000	4,696,100	
363回 利付国庫債券(10年)	10,000,000	9,343,700	
369回 利付国庫債券(10年)	392,000,000	366,586,640	
370回 利付国庫債券(10年)	13,000,000	12,110,930	
375回 利付国庫債券(10年)	58,000,000	55,700,880	
376回 利付国庫債券(10年)	6,000,000	5,645,640	
377回 利付国庫債券(10年)	54,000,000	51,993,360	
378回 利付国庫債券(10年)	50,000,000	48,868,000	
15回 利付国庫債券(30年)	34,000,000	36,466,020	
30回 利付国庫債券(30年)	23,000,000	23,540,960	
38回 利付国庫債券(30年)	14,000,000	12,683,440	
44回 利付国庫債券(30年)	72,000,000	62,456,400	
45回 利付国庫債券(30年)	66,000,000	55,045,320	
48回 利付国庫債券(30年)	9,000,000	7,262,190	
52回 利付国庫債券(30年)	50,000,000	32,423,500	
54回 利付国庫債券(30年)	11,000,000	7,545,670	

57回 利付国庫債券(30年)	31,000,000	20,814,330	
58回 利付国庫債券(30年)	32,000,000	21,324,480	
59回 利付国庫債券(30年)	18,000,000	11,610,000	
60回 利付国庫債券(30年)	11,000,000	7,405,750	
61回 利付国庫債券(30年)	36,000,000	22,859,640	
64回 利付国庫債券(30年)	57,000,000	32,444,400	
68回 利付国庫債券(30年)	8,000,000	4,638,560	
69回 利付国庫債券(30年)	35,000,000	20,687,100	
71回 利付国庫債券(30年)	17,000,000	9,859,830	
75回 利付国庫債券(30年)	16,000,000	10,750,560	
77回 利付国庫債券(30年)	61,000,000	44,020,650	
80回 利付国庫債券(30年)	86,000,000	64,693,500	
81回 利付国庫債券(30年)	17,000,000	12,122,870	
82回 利付国庫債券(30年)	59,000,000	44,160,320	
84回 利付国庫債券(30年)	15,000,000	12,019,500	
85回 利付国庫債券(30年)	31,000,000	25,992,260	
87回 利付国庫債券(30年)	4,000,000	3,736,840	
153回 利付国庫債券(20年)	77,000,000	74,395,090	
156回 利付国庫債券(20年)	46,000,000	40,152,020	
161回 利付国庫債券(20年)	11,000,000	9,522,480	
164回 利付国庫債券(20年)	11,000,000	9,223,830	
165回 利付国庫債券(20年)	23,000,000	19,150,720	
166回 利付国庫債券(20年)	19,000,000	16,135,370	
167回 利付国庫債券(20年)	12,000,000	9,849,480	
168回 利付国庫債券(20年)	154,000,000	123,728,220	

169回	利付国庫債券(20年)	50,000,000	39,271,000	
170回	利付国庫債券(20年)	12,000,000	9,350,160	
171回	利付国庫債券(20年)	10,000,000	7,729,800	
172回	利付国庫債券(20年)	13,000,000	10,126,870	
174回	利付国庫債券(20年)	14,000,000	10,733,520	
175回	利付国庫債券(20年)	20,000,000	15,469,600	
177回	利付国庫債券(20年)	13,000,000	9,738,430	
178回	利付国庫債券(20年)	28,000,000	21,171,920	
179回	利付国庫債券(20年)	13,000,000	9,762,090	
185回	利付国庫債券(20年)	21,000,000	16,869,510	
186回	利付国庫債券(20年)	72,000,000	61,589,520	
187回	利付国庫債券(20年)	3,000,000	2,468,190	
188回	利付国庫債券(20年)	31,000,000	26,700,300	
189回	利付国庫債券(20年)	4,000,000	3,603,680	
190回	利付国庫債券(20年)	4,000,000	3,528,120	
191回	利付国庫債券(20年)	111,000,000	100,887,900	
192回	利付国庫債券(20年)	3,000,000	2,896,620	
1276回	国庫短期証券	63,000,000	62,969,130	
1335回	国庫短期証券	194,000,000	193,852,560	
26回	物価連動国債(10年)	100,000,000	117,056,975	
28回	物価連動国債(10年)	45,000,000	48,531,703	
国債証券 合計		3,767,000,000	3,378,582,848	
社債券	44回 フランス相互信用連合銀行(BFCM)円貨社債(2024)	100,000,000	99,105,000	
	41回 B P C E S A円貨社債	100,000,000	99,430,000	
	17回 キリンホールディングス社債	100,000,000	94,632,000	
	18回 武田薬品工業社債	100,000,000	98,791,000	
	8回 第一三共社債	100,000,000	99,946,000	
	24回 L I N E ヤフー社債	100,000,000	99,034,000	

10回 楽天カード社債	20,000,000	19,996,400	
23回 NTTファイナンス社債	100,000,000	99,543,000	
70回 アイフル社債	100,000,000	99,644,000	
30回 商船三井社債	100,000,000	99,891,000	
36回 KDDI社債	100,000,000	99,775,000	
15回 ソフトバンク社債	100,000,000	96,424,000	
48回 光通信社債	20,000,000	19,440,000	
536回 九州電力社債	50,000,000	49,818,000	
71回 東京電力パワーグリッド社債	50,000,000	48,956,000	
6回 東京電力リニューアブルパワー社債	100,000,000	96,609,000	
10回 SCSK社債	100,000,000	99,947,000	
60回 ソフトバンクグループ社債	100,000,000	99,748,000	
社債券 合計	1,540,000,000	1,520,729,400	
合計		4,899,312,248	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

海外債券マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

2025年11月10日現在

資産の部	
流動資産	
預金	72,977,902
コール・ローン	32,448,212
国債証券	5,989,654,930
地方債証券	220,335,134
未収入金	187,794,554
未収利息	42,576,221
前払費用	17,377,333
流動資産合計	6,563,164,286
資産合計	6,563,164,286
負債の部	
流動負債	
未払金	244,033,142
流動負債合計	244,033,142
負債合計	244,033,142
純資産の部	
元本等	
元本	2,729,953,470
剰余金	
剰余金又は欠損金()	3,589,177,674
元本等合計	6,319,131,144
純資産合計	6,319,131,144
負債純資産合計	6,563,164,286

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び地方債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月10日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,774,929,379円
同期中追加設定元本額	- 円
同期中一部解約元本額	44,975,909円
元本の内訳	
ファンド名	
世界8資産ファンド<DC年金>	343,223,672円
世界8資産ファンド 安定コース	189,632,629円
世界8資産ファンド 分配コース	2,089,172,247円
世界8資産ファンド 成長コース	107,924,922円
計	2,729,953,470円
2. 受益権の総数	2,729,953,470口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 またリスク管理担当部署等では、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
-------------------	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年11月10日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	73,108,591
地方債証券	3,231,522
合計	76,340,113

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年11月9日から2025年11月10日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2025年11月10日現在
1口当たり純資産額	2.3147円
(1万口当たり純資産額)	(23,147円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2025年11月10日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US T N/B 0.625 08/15/30	1,950,000.000	1,692,196.280	
		US T N/B 1.625 05/15/31	1,420,000.000	1,272,064.820	
		US T N/B 1.75 01/31/29	2,250,000.000	2,125,415.030	
		US T N/B 2.0 08/15/51	780,000.000	459,575.350	
		US T N/B 2.25 08/15/49	1,330,000.000	854,576.900	
		US T N/B 3.75 04/15/28	3,760,000.000	3,776,670.290	
		US T N/B 3.75 08/15/41	1,015,000.000	925,711.700	
		US T N/B 4.125 03/31/31	1,080,000.000	1,101,135.920	
		US T N/B 4.125 11/15/32	1,880,000.000	1,909,742.150	
		US T N/B 4.25 05/15/35	3,960,000.000	4,014,450.000	
		US T N/B 4.5 02/15/36	1,170,000.000	1,214,949.000	
		US T N/B 4.625 02/15/55	720,000.000	711,225.000	
		アメリカ・ドル	小計		21,315,000.000 (3,281,017,950)
イギリス・ポンド		UK TREASURY 1.0 01/31/32	250,000.000	208,467.430	
		UK TREASURY 3.25 01/31/33	515,000.000	484,114.210	
		UK TREASURY 4.375 07/31/54	330,000.000	287,761.220	
		UK TREASURY 4.5 03/07/35	735,000.000	737,357.880	
イギリス・ポンド	小計		1,830,000.000 (370,337,100)	1,717,700.740 (347,611,099)	
オフショア・人民元		CHINA GOVERNMENT BOND 1.59 03/15/27	1,950,000.000	1,955,549.700	
		CHINA GOVERNMENT BOND 1.87 09/15/31	5,150,000.000	5,214,209.680	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.04 11/25/34	6,920,000.000	7,072,775.600	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.11 08/25/34	4,930,000.000	5,063,985.560	
		CHINA GOVERNMENT BOND 2.52 08/25/33	4,100,000.000	4,336,538.430	
		CHINA GOVERNMENT BOND 3.0 10/15/53	2,710,000.000	3,195,262.890	
オフショア・人民元	小計		25,760,000.000 (556,459,792)	26,838,321.860 (579,753,377)	
カナダ・ドル		CANADA 2.75 09/01/30	540,000.000	540,100.020	
		CANADA 3.25 06/01/35	590,000.000	593,811.500	
カナダ・ドル	小計		1,130,000.000 (123,893,200)	1,133,911.520 (124,322,059)	
シンガポール・ドル		SINGAPORE 2.25 08/01/36	200,000.000	206,466.000	
シンガポール・ドル	小計		200,000.000 (23,636,000)	206,466.000 (24,400,152)	

スウェーデン・ クローナ	SWEDEN 1.75 11/11/33	740,000.000	701,797.480		
スウェーデン・クローナ 小計		740,000.000 (11,943,600)	701,797.480 (11,327,011)		
ノルウェー・ク ローネ	NORWAY 3.625 04/13/34	780,000.000	758,411.550		
ノルウェー・クローネ 小計		780,000.000 (11,817,000)	758,411.550 (11,489,935)		
ポーランド・ズ ロチ	POLAND 6.0 10/25/33	760,000.000	804,689.520		
ポーランド・ズロチ 小計		760,000.000 (31,875,692)	804,689.520 (33,750,046)		
ユーロ	BUNDESOBL 0.0 10/09/26	30,000.000	29,478.900		
	BUNDESSCHAT 2.0 12/10/26	2,550,000.000	2,551,020.000		
	DEUTSCHLAND 0.25 02/15/27	360,000.000	352,501.200		
	DEUTSCHLAND 1.7 08/15/32	60,000.000	57,414.000		
	DEUTSCHLAND 2.5 02/15/35	470,000.000	465,027.400		
	DEUTSCHLAND 2.5 08/15/46	300,000.000	270,383.470		
	FRANCE OAT 0.75 05/25/52	610,000.000	274,432.590		
	FRANCE OAT 2.0 11/25/32	320,000.000	299,249.990		
	FRANCE OAT 2.5 05/25/30	1,160,000.000	1,154,905.850		
	FRANCE OAT 3.0 11/25/34	700,000.000	682,389.330		
	ITALY BTPS 1.65 03/01/32	350,000.000	325,554.770		
	ITALY BTPS 2.7 03/01/47	670,000.000	541,427.000		
	ITALY BTPS 3.85 02/01/35	640,000.000	666,880.000		
	SPAIN 1.95 07/30/30	880,000.000	859,588.390		
	SPAIN 2.9 10/31/46	600,000.000	523,895.490		
SPAIN 3.55 10/31/33	860,000.000	895,346.000			
ユーロ 小計		10,560,000.000 (1,878,096,000)	9,949,494.380 (1,769,517,575)		
国債証券 合計		6,289,076,334 (6,289,076,334)	5,989,654,930 (5,989,654,930)		
地方債証券	オーストラリ ア・ドル	NEW S WALES TREASURY CRP 4.75 02/20/35	800,000.000	794,560.000	
		QUEENSLAND TREASURY CORP 4.5 08/22/35	800,000.000	772,712.000	
		TREASURY CORP VICTORIA 4.75 09/15/36	650,000.000	631,462.000	
	オーストラリア・ドル 小計		2,250,000.000 (225,472,500)	2,198,734.000 (220,335,134)	
地方債証券 合計		225,472,500 (225,472,500)	220,335,134 (220,335,134)		
合計			6,209,990,064 (6,209,990,064)		

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券 12銘柄	48.86	49.72
イギリス・ポンド	国債証券 4銘柄	5.50	5.60
オーストラリア・ドル	地方債証券 3銘柄	3.49	3.55
オフショア・人民元	国債証券 6銘柄	9.17	9.34
カナダ・ドル	国債証券 2銘柄	1.97	2.00
シンガポール・ドル	国債証券 1銘柄	0.39	0.39
スウェーデン・クローナ	国債証券 1銘柄	0.18	0.18
ノルウェー・クローネ	国債証券 1銘柄	0.18	0.19
ポーランド・ズロチ	国債証券 1銘柄	0.53	0.54
ユーロ	国債証券 16銘柄	28.00	28.49

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

エマージング債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年11月10日現在

資産の部	
流動資産	
預金	91,776,449
コール・ローン	11,287,099
国債証券	2,564,660,839
特殊債券	267,305,674
社債券	303,845,665
派生商品評価勘定	22,404,097
未収入金	22,688,692
未収利息	41,412,480
前払費用	8,954,967
差入委託証拠金	24,900,944
流動資産合計	3,359,236,906
資産合計	3,359,236,906
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	17,239,773
未払金	57,067,928
流動負債合計	74,307,701
負債合計	74,307,701
純資産の部	
元本等	
元本	721,017,831
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,563,911,374
元本等合計	3,284,929,205
純資産合計	3,284,929,205
負債純資産合計	3,359,236,906

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月10日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	751,015,652円
同期中追加設定元本額	- 円
同期中一部解約元本額	29,997,821円
元本の内訳	
ファンド名	
世界8資産ファンド<DC年金>	170,057,222円
世界8資産ファンド 安定コース	35,679,154円
世界8資産ファンド 分配コース	388,534,064円
世界8資産ファンド 成長コース	126,747,391円
計	721,017,831円
2. 受益権の総数	721,017,831口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、市場金利及び為替相場の変動によるリスクを有しております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>またリスク管理担当部署等では、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短時間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年11月10日現在	
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	
国債証券	103,659,798	
特殊債券	23,189,043	
社債券	2,774,838	
合計	129,623,679	

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2024年11月9日から2025年11月10日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2025年11月10日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	606,422,060	-	621,663,952	15,241,892
アメリカ・ドル	53,403,285	-	54,754,483	1,351,198
チェコ・コルナ	8,234,700	-	8,231,426	3,274
ハンガリー・フォリント	6,683,502	-	6,751,901	68,399
ペルー・ソル	7,656,637	-	7,687,892	31,255
ポーランド・ズロチ	10,953,900	-	11,273,391	319,491
メキシコ・ペソ	24,464,984	-	25,425,408	960,424
ユーロ	466,237,212	-	477,500,451	11,263,239
南アフリカ・ランド	28,787,840	-	30,039,000	1,251,160
買建	606,422,060	-	628,519,226	22,097,166
アメリカ・ドル	553,018,775	-	574,206,565	21,187,790
チェコ・コルナ	8,041,091	-	8,231,426	190,335
ハンガリー・フォリント	6,084,471	-	6,252,168	167,697
ポーランド・ズロチ	10,912,025	-	11,231,637	319,612
メキシコ・ペソ	8,417,301	-	8,483,412	66,111
ユーロ	15,678,267	-	15,801,270	123,003
南アフリカ・ランド	4,270,130	-	4,312,748	42,618
合計	1,212,844,120	-	1,250,183,178	6,855,274

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

債券関連

種類	2025年11月10日現在			
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 先物取引 売建	489,238,186	-	490,929,136	1,690,950
合計	489,238,186	-	490,929,136	1,690,950

(注) 時価の算定方法

債券先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2025年11月10日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	4,5560円 (45,560円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2025年11月10日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	ARAB REPUBLIC OF EGYPT 8.5 01/31/47	400,000.000	367,791.900	
		BRAZIL 4.75 01/14/50	200,000.000	148,600.000	
		BRAZIL 6.625 03/15/35	200,000.000	206,240.000	
		COLOMBIA 7.75 11/07/36	200,000.000	212,844.000	
		COSTA RICA GOVERNMENT 7.158 03/12/45	200,000.000	217,670.000	
		COSTA RICA GOVERNMENT 7.3 11/13/54	284,000.000	314,903.460	
		DOMINICAN REPUBLIC 4.875 09/23/32	270,000.000	257,933.700	
		DUBAI GOVT INT'L BONDS 3.9 09/09/50	200,000.000	154,330.560	
		KINGDOM OF BAHRAIN 6.75 09/20/29	200,000.000	208,559.400	
		KINGDOM OF MOROCCO 3.0 12/15/32	200,000.000	175,612.020	
		MONGOLIA INTL BOND 7.875 06/05/29	200,000.000	212,757.970	
		MONGOLIA INTL BOND 8.65 01/19/28	200,000.000	212,705.070	
		OMAN GOV INTERNTL BOND 6.5 03/08/47	200,000.000	219,342.590	
		OMAN GOV INTERNTL BOND 6.75 01/17/48	200,000.000	224,229.980	
OMAN GOV INTERNTL BOND 7.0 01/25/51	200,000.000	231,004.470			

PERU 3.0 01/15/34	209,000.000	181,307.500	
PERU 5.5 03/30/36	150,000.000	152,722.500	
REPUBLIC OF ANGOLA 9.875 10/15/35	215,000.000	204,037.220	
REPUBLIC OF ARGENTINA 01/09/38	142,000.000	105,861.000	
REPUBLIC OF ARGENTINA 07/09/30	32,000.000	26,320.000	
REPUBLIC OF ARGENTINA 07/09/35	617,772.000	440,162.550	
REPUBLIC OF ARGENTINA 07/09/41	238,000.000	157,913.000	
REPUBLIC OF ARGENTINA 1.0 07/09/29	8,000.000	6,904.000	
REPUBLIC OF ARMENIA 3.6 02/02/31	250,000.000	228,871.830	
REPUBLIC OF AZERBAIJAN 3.5 09/01/32	150,000.000	140,576.620	
REPUBLIC OF ECUADOR 07/31/35	178,663.000	140,473.780	
REPUBLIC OF ECUADOR 07/31/40	360,000.000	249,750.000	
REPUBLIC OF EL SALVADOR 8.25 04/10/32	32,000.000	34,240.000	
REPUBLIC OF EL SALVADOR 8.625 02/28/29	85,000.000	90,678.700	
REPUBLIC OF EL SALVADOR 9.25 04/17/30	200,000.000	217,750.000	
REPUBLIC OF EL SALVADOR 9.65 11/21/54	150,000.000	167,341.740	
REPUBLIC OF GABON 6.625 02/06/31	200,000.000	155,464.510	
REPUBLIC OF GHANA 01/03/30	45,997.630	39,501.840	
REPUBLIC OF GHANA 07/03/26	3,200.000	3,108.990	
REPUBLIC OF GHANA 07/03/29	40,000.000	38,786.620	
REPUBLIC OF GHANA 07/03/35	298,600.000	255,724.760	
REPUBLIC OF GHANA 1.5 01/03/37	5,000.000	2,539.230	
REPUBLIC OF GUATEMALA 6.25 08/15/36	200,000.000	208,610.000	
REPUBLIC OF KENYA 7.875 10/09/33	200,000.000	193,058.830	
REPUBLIC OF NIGERIA 7.375 09/28/33	200,000.000	190,040.000	
REPUBLIC OF PARAGUAY 5.4 03/30/50	400,000.000	370,008.000	

REPUBLIC OF SENEGAL 6.25 05/23/33	200,000.000	140,249.550	
REPUBLIC OF SERBIA 2.125 12/01/30	200,000.000	175,084.630	
REPUBLIC OF SERBIA 6.0 06/12/34	200,000.000	208,707.790	
REPUBLIC OF SERBIA 6.5 09/26/33	200,000.000	217,459.720	
REPUBLIC OF SRI LANKA 02/15/38	229,208.000	210,950.830	
REPUBLIC OF SRI LANKA 03/15/33	75,276.000	65,641.870	
REPUBLIC OF SRI LANKA 05/15/36	106,874.000	97,259.440	
REPUBLIC OF SRI LANKA 06/15/35	54,880.000	42,308.110	
REPUBLIC OF VENEZUELA 03/31/38	177,000.000	45,860.700	
REPUBLIC OF VENEZUELA 10/21/26	25,000.000	7,102.500	
REPUBLICA ORIENT URUGUAY 4.975 04/20/55	192,000.000	177,168.000	
REPUBLICA ORIENT URUGUAY 5.25 09/10/60	125,000.000	118,580.000	
REPUBLICA ORIENT URUGUAY 5.442 02/14/37	170,000.000	177,650.000	
ROMANIA 5.75 03/24/35	206,000.000	200,909.120	
ROMANIA 5.875 01/30/29	60,000.000	61,757.190	
ROMANIA 6.0 05/25/34	44,000.000	43,934.000	
ROMANIA 6.625 05/16/36	36,000.000	36,974.300	
ROMANIA 7.125 01/17/33	6,000.000	6,458.110	
ROMANIA 7.5 02/10/37	30,000.000	32,809.650	
SOUTH AFRICA 5.0 10/12/46	200,000.000	154,460.740	
SOUTH AFRICA 5.75 09/30/49	200,000.000	165,977.500	
TURKEY 6.5 01/03/35	200,000.000	196,962.980	
TURKEY 6.95 09/16/35	200,000.000	202,021.500	
UKRAINE 02/01/30	13,215.000	7,000.790	
UKRAINE 02/01/34	97,622.000	54,354.810	
UKRAINE 02/01/35	25,700.000	12,907.150	
UKRAINE 02/01/35	83,798.000	45,920.050	
UKRAINE 02/01/36	13,782.000	6,914.980	
UKRAINE 02/01/36	69,955.000	38,276.310	
UNITED MEXICAN STATES 3.5 02/12/34	200,000.000	172,280.000	
UNITED MEXICAN STATES 5.375 03/22/33	200,000.000	198,580.000	
UNITED MEXICAN STATES 5.625 09/22/35	200,000.000	197,300.000	

	UNITED MEXICAN STATES 6.338 05/04/53	200,000.000	194,486.000	
	US T N/B 4.25 08/15/35	287,000.000	290,609.910	
	US T N/B 4.625 02/15/55	236,000.000	233,123.730	
	US T N/B 4.75 05/15/55	774,000.000	780,288.750	
	US T N/B 4.75 08/15/55	1,457,000.000	1,469,293.390	
アメリカ・ドル	小計	14,959,542.630 (2,302,722,397)	13,853,902.440 (2,132,531,203)	
アルゼンチン・ペソ	BONTE 29.5 05/30/30	45,200,000.000	46,573,040.400	
アルゼンチン・ペソ	小計	45,200,000.000 (4,895,160)	46,573,040.400 (5,043,860)	
ウルグアイ・ペソ	REPUBLICA ORIENT URUGUAY 8.0 10/29/35	3,035,000.000	3,072,097.190	
	REPUBLICA ORIENT URUGUAY 9.75 07/20/33	2,001,000.000	2,214,698.790	
ウルグアイ・ペソ	小計	5,036,000.000 (19,478,241)	5,286,795.980 (20,448,269)	
カザフスタン・テンゲ	REPUBLIC OF KAZAKHSTAN 14.0 02/13/35	29,456,000.000	25,084,228.840	
	REPUBLIC OF KAZAKHSTAN 16.95 10/09/30	25,393,000.000	25,354,554.990	
カザフスタン・テンゲ	小計	54,849,000.000 (16,074,487)	50,438,783.830 (14,781,993)	
ブラジル・リアル	BRAZIL NTN 01/01/31	675,000.000	593,497.500	
ブラジル・リアル	小計	675,000.000 (19,461,263)	593,497.500 (17,111,423)	
ペルー・ソル	BONOS DE TESORERIA 6.85 08/12/35	30,000.000	31,796.420	
ペルー・ソル	小計	30,000.000 (1,367,289)	31,796.420 (1,449,163)	
メキシコ・ペソ	MEXICAN BONDS 07/31/53	884,500.000	758,943.350	
	MEXICAN BONDS 7.75 05/29/31	1,023,400.000	995,100.200	
メキシコ・ペソ	小計	1,907,900.000 (15,928,103)	1,754,043.550 (14,643,633)	
ユーロ	BENIN INTL GOV BOND 4.875 01/19/32	100,000.000	96,083.980	
	BENIN INTL GOV BOND 4.95 01/22/35	200,000.000	184,956.160	
	BULGARIA 3.5 05/07/34	52,000.000	52,630.070	
	BULGARIA 4.125 05/07/38	70,000.000	71,668.330	
	BULGARIA 4.125 07/18/45	40,000.000	39,149.920	
	BULGARIA 4.25 09/05/44	100,000.000	100,433.330	
	BULGARIA 4.875 05/13/36	44,000.000	48,927.000	
	COLOMBIA 5.625 02/19/36	100,000.000	95,850.000	
	INDONESIA 3.75 10/16/33	115,000.000	115,287.500	
	KINGDOM OF MOROCCO 4.75 04/02/35	100,000.000	102,909.800	

		REPUBLIC OF SERBIA 1.65 03/03/33	100,000.000	84,393.000	
		ROMANIA 2.625 12/02/40	65,000.000	42,744.000	
		ROMANIA 2.75 04/14/41	76,000.000	50,755.300	
		ROMANIA 2.875 04/13/42	45,000.000	29,900.520	
		ROMANIA 3.375 01/28/50	40,000.000	25,947.850	
		ROMANIA 3.5 04/03/34	45,000.000	39,411.780	
		ROMANIA 5.625 02/22/36	40,000.000	39,436.080	
		ROMANIA 5.625 05/30/37	65,000.000	63,094.420	
		ROMANIA 6.25 09/10/34	55,000.000	57,698.420	
		ROMANIA 6.5 10/07/45	25,000.000	24,761.140	
		UNITED MEXICAN STATES 3.5 09/19/29	100,000.000	100,514.370	
		UNITED MEXICAN STATES 4.5 03/19/34	200,000.000	203,280.980	
	ユーロ 小計		1,777,000.000 (316,039,450)	1,669,833.950 (296,979,968)	
	ルーマニア・レイ	ROMANIA GOVERNMENT BOND 4.75 10/11/34	265,000.000	228,943.210	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND 6.75 04/25/35	330,000.000	327,441.180	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND 7.1 07/31/34	50,000.000	50,350.000	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND 7.2 10/30/33	205,000.000	207,849.500	
		ROMANIA GOVERNMENT BOND 7.5 07/27/33	25,000.000	25,887.420	
	ルーマニア・レイ 小計		875,000.000 (30,598,750)	840,471.310 (29,391,282)	
	南アフリカ・ランド	SOUTH AFRICA 11.625 03/31/53	271,645.000	320,323.780	
		SOUTH AFRICA 6.5 02/28/41	1,262,000.000	945,888.870	
		SOUTH AFRICA 8.75 01/31/44	1,150,000.000	1,038,750.280	
		SOUTH AFRICA 9.875 03/31/39	1,296,000.000	1,326,088.300	
	南アフリカ・ランド 小計		3,979,645.000 (35,379,044)	3,631,051.230 (32,280,045)	
	国債証券 合計		2,761,944,183.267 (2,761,944,183)	2,564,660,839 (2,564,660,839)	
特殊債券	アメリカ・ドル	CODELCO INC 5.95 01/08/34	200,000.000	209,278.800	
		OFFICE CHERIFIEN DES PHO 6.875 04/25/44	200,000.000	209,067.600	
		PETROLEOS DE VENEZUELA S 04/12/37	20,000.000	4,240.000	
		PETROLEOS DE VENEZUELA S 11/15/26	832,000.000	176,384.000	

		PETROLEOS DE VENEZUELA S 11/16/25	196,000.000	41,623.340	
		PETROLEOS MEXICANOS 6.5 01/23/29	36,000.000	36,630.900	
		PETROLEOS MEXICANOS 6.7 02/16/32	59,000.000	58,684.660	
		PETROLEOS MEXICANOS 6.75 09/21/47	217,000.000	176,923.450	
		PETROLEOS MEXICANOS 6.84 01/23/30	32,000.000	32,681.400	
		PETROLEOS MEXICANOS 7.69 01/23/50	77,000.000	69,036.230	
		STATE OIL CO OF THE AZER 6.95 03/18/30	200,000.000	216,337.870	
		YPF SOCIEDAD ANONIMA 8.25 01/17/34	74,000.000	74,464.790	
	アメリカ・ドル	小計	2,143,000.000 (329,871,990)	1,305,353.040 (200,932,993)	
	インド・ルピー	EIB 6.875 02/28/35	1,000,000.000	1,011,806.260	
		EIB 6.875 02/28/35	7,700,000.000	7,784,962.570	
	インド・ルピー	小計	8,700,000.000 (15,225,000)	8,796,768.830 (15,394,345)	
	エジプト・ボンド	ASIAN DEV BANK 20.0 05/14/26	2,400,000.000	2,383,464.000	
		ASIAN DEV BANK 21.25 08/27/26	2,500,000.000	2,525,235.750	
	エジプト・ボンド	小計	4,900,000.000 (15,925,490)	4,908,699.750 (15,953,765)	
	ユーロ	BULGARIAN ENERGY HLD 2.45 07/22/28	100,000.000	96,758.430	
		BULGARIAN ENERGY HLD 4.25 06/19/30	100,000.000	100,174.780	
	ユーロ	小計	200,000.000 (35,570,000)	196,933.210 (35,024,571)	
特殊債券 合計			396,592,480 (396,592,480)	267,305,674 (267,305,674)	
社債券	アメリカ・ドル	AEGEA FINANCE SARL 7.625 01/20/36	200,000.000	194,502.000	
		BANCO DE CREDITO DEL PER 07/30/35	64,000.000	66,172.700	
		BANCO DE CREDITO DEL PER 09/30/31	10,000.000	9,869.570	
		CNTL AMR BOTTLING CORP 5.25 04/27/29	56,000.000	54,949.340	
		ENERGEAN ISRAEL FINANCE 5.875 03/30/31	55,000.000	53,372.050	
		GC TREASURY CENTRE CO 09/10/30	200,000.000	202,449.730	
		GDZ ELEKTRIK DAGITIM AS 9.0 10/15/29	200,000.000	195,030.000	

	LAS VEGAS SANDS CORP 5.625 06/15/28	45,000.000	46,018.760	
	LAS VEGAS SANDS CORP 6.0 06/14/30	10,000.000	10,467.390	
	MUTHOOT FINANCE LTD 6.375 04/23/29	200,000.000	202,570.200	
	PLUSPETROL CAM/PLUS LOTE 6.24 07/03/36	55,000.000	58,694.950	
	SHRIRAM FINANCE LTD 6.15 04/03/28	200,000.000	205,180.850	
	TELECOM ARGENTINA SA 9.25 05/28/33	75,000.000	76,786.720	
	アメリカ・ドル 小計	1,370,000.000 (210,884,100)	1,376,064.260 (211,817,572)	
ユーロ	BANCA TRANSILVANIA 04/27/27	100,000.000	102,420.900	
	BANCA TRANSILVANIA 12/07/28	100,000.000	107,526.440	
	CESKA SPORITELNA AS 09/09/32	100,000.000	100,460.910	
	NOVA LJUBLJANSKA BANK 05/29/30	100,000.000	104,214.470	
	OTP BANK NYRT 06/12/28	100,000.000	102,825.090	
	ユーロ 小計	500,000.000 (88,925,000)	517,447.810 (92,028,093)	
社債券 合計		299,809,100 (299,809,100)	303,845,665 (303,845,665)	
合計			3,135,812,178 (3,135,812,178)	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券 78銘柄 特殊債券 12銘柄 社債券 13銘柄	64.92 6.12 6.45	81.17
アルゼンチン・ペソ	国債証券 1銘柄	0.15	0.16
インド・ルピー	特殊債券 2銘柄	0.47	0.49
ウルグアイ・ペソ	国債証券 2銘柄	0.62	0.65
エジプト・ポンド	特殊債券 2銘柄	0.49	0.51
カザフスタン・テンゲ	国債証券 2銘柄	0.45	0.47
ブラジル・レアル	国債証券 1銘柄	0.52	0.55
ペルー・ソル	国債証券 1銘柄	0.04	0.05
メキシコ・ペソ	国債証券 2銘柄	0.45	0.47
ユーロ	国債証券 22銘柄 特殊債券 2銘柄 社債券 5銘柄	9.04 1.07 2.80	13.52

ルーマニア・レイ	国債証券	5銘柄	0.89	0.94
南アフリカ・ランド	国債証券	4銘柄	0.98	1.03

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年11月10日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	75,420,167
株式	4,333,887,610
未収入金	102,826,576
未収配当金	31,944,349
流動資産合計	4,544,078,702
資産合計	4,544,078,702
負債の部	
流動負債	
未払金	102,349,285
流動負債合計	102,349,285
負債合計	102,349,285
純資産の部	
元本等	
元本	1,372,022,757
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,069,706,660
元本等合計	4,441,729,417
純資産合計	4,441,729,417
負債純資産合計	4,544,078,702

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年11月10日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,483,545,253円
同期中追加設定元本額	- 円
同期中一部解約元本額	111,522,496円
元本の内訳	
ファンド名	
世界8資産ファンド<DC年金>	421,355,266円
世界8資産ファンド 安定コース	90,971,253円
世界8資産ファンド 分配コース	247,877,380円
世界8資産ファンド 成長コース	611,818,858円
計	1,372,022,757円
2. 受益権の総数	1,372,022,757口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 またリスク管理担当部署等では、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年11月10日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	703,382,162
合計	703,382,162

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年11月9日から2025年11月10日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2025年11月10日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.2374円 (32,374円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2025年11月10日現在

銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
鹿島建設	16,600	5,203.00	86,369,800	
五洋建設	24,700	1,501.50	37,087,050	
きんでん	9,600	6,175.00	59,280,000	
森永製菓	12,800	2,686.50	34,387,200	
パルグループホールディングス	8,800	2,143.00	18,858,400	
キオクシアホールディングス	3,100	13,320.00	41,292,000	

SYNSPECTIVE	13,500	1,023.00	13,810,500	
SREホールディングス	9,000	2,818.00	25,362,000	
クリアル	32,500	888.00	28,860,000	
サンマルクホールディングス	11,400	2,717.00	30,973,800	
エムアップホールディングス	16,400	1,816.00	29,782,400	
インターネットイニシアティブ	6,000	2,864.00	17,184,000	
ニッポン高度紙工業	6,300	2,799.00	17,633,700	
レゾナック・ホールディングス	3,000	5,767.00	17,301,000	
GMOフィナンシャルゲート	4,000	5,660.00	22,640,000	
イビデン	1,200	13,035.00	15,642,000	
信越化学工業	10,400	4,551.00	47,330,400	
プラスアルファ・コンサルティング	20,300	2,418.00	49,085,400	
四国化成ホールディングス	6,400	2,686.00	17,190,400	
東京応化工業	10,100	5,881.00	59,398,100	
住友ベークライト	6,200	5,144.00	31,892,800	
ムービン・ストラテジック・キャリア	5,700	2,748.00	15,663,600	
野村総合研究所	5,800	6,159.00	35,722,200	
ワンキャリア	9,400	2,580.00	24,252,000	
Sansan	14,800	1,730.00	25,604,000	
JMDC	1,900	4,220.00	8,018,000	
中外製薬	5,600	7,238.00	40,532,800	
テルモ	8,700	2,521.50	21,937,050	
第一三共	18,400	3,305.00	60,812,000	
中国塗料	3,300	4,200.00	13,860,000	
リゾートトラスト	17,000	1,888.00	32,096,000	
菱友システムズ	3,800	3,790.00	14,402,000	
ENEOSホールディングス	13,800	1,007.50	13,903,500	
ANYMIND GROUP	13,100	691.00	9,052,100	
ANYCOLOR	8,800	6,450.00	56,760,000	
UNERRY	2,000	3,360.00	6,720,000	
横浜ゴム	12,700	5,601.00	71,132,700	
ELEMENTS	10,900	688.00	7,499,200	
三井金属	1,500	15,965.00	23,947,500	
UACJ	11,400	1,988.00	22,663,200	
住友電気工業	12,500	6,030.00	75,375,000	
フジクラ	2,900	20,510.00	59,479,000	
いよぎんホールディングス	16,100	2,361.00	38,012,100	
しずおかフィナンシャルグループ	19,200	2,102.50	40,368,000	
リクルートホールディングス	7,100	8,107.00	57,559,700	
ディスコ	700	50,020.00	35,014,000	
フリー	30,200	1,034.00	31,226,800	
SMC	300	54,090.00	16,227,000	
ユニオンツール	1,600	7,990.00	12,784,000	
小松製作所	4,600	5,166.00	23,763,600	
荏原製作所	11,300	4,491.00	50,748,300	
ミネベアミツミ	13,100	2,916.00	38,199,600	
日立製作所	32,400	5,114.00	165,693,600	
三菱電機	16,200	4,311.00	69,838,200	
富士電機	5,800	10,570.00	61,306,000	
ディスラプターズ	20,100	309.00	6,210,900	

グリーンズ	9,100	2,340.00	21,294,000
日本電気	17,900	5,612.00	100,454,800
富士通	15,900	4,069.00	64,697,100
ソニーグループ	49,700	4,284.00	212,914,800
T D K	27,400	2,505.50	68,650,700
日本電波工業	21,800	1,078.00	23,500,400
アドバンテスト	1,900	20,720.00	39,368,000
キーエンス	800	55,360.00	44,288,000
山一電機	4,600	5,520.00	25,392,000
ファナック	7,900	5,135.00	40,566,500
村田製作所	24,200	3,229.00	78,141,800
三菱重工業	19,000	4,362.00	82,878,000
I H I	4,800	2,999.00	14,395,200
トヨタ自動車	41,900	3,131.00	131,188,900
アイシン	12,000	2,802.50	33,630,000
スズキ	32,200	2,234.50	71,950,900
シマノ	400	16,080.00	6,432,000
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	38,200	1,002.50	38,295,500
スギホールディングス	6,500	3,529.00	22,938,500
H O Y A	3,000	25,000.00	75,000,000
朝日インテック	10,700	2,413.50	25,824,450
イトーキ	6,500	2,359.00	15,333,500
任天堂	6,400	13,420.00	85,888,000
伊藤忠商事	6,600	9,450.00	62,370,000
丸紅	7,300	3,934.00	28,718,200
豊田通商	5,700	4,871.00	27,764,700
美津濃	9,100	2,934.00	26,699,400
三井物産	22,000	4,035.00	88,770,000
東京エレクトロン	1,000	34,200.00	34,200,000
三菱商事	16,800	3,672.00	61,689,600
しまむら	2,300	10,635.00	24,460,500
三菱UFJフィナンシャル・グループ	57,400	2,330.00	133,742,000
三井住友フィナンシャルグループ	22,100	4,189.00	92,576,900
七十七銀行	8,400	6,833.00	57,397,200
ほくほくフィナンシャルグループ	6,800	4,156.00	28,260,800
オリックス	6,200	3,862.00	23,944,400
東京海上ホールディングス	10,100	5,868.00	59,266,800
住友不動産	7,700	6,813.00	52,460,100
富士急行	10,400	2,235.00	23,244,000
東日本旅客鉄道	16,000	3,878.00	62,048,000
N T T	259,900	151.40	39,348,860
コナミグループ	1,500	24,270.00	36,405,000
ファーストリテイリング	300	58,230.00	17,469,000
ソフトバンクグループ	1,900	22,255.00	42,284,500
合計	1,437,300		4,333,887,610

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

海外株式マザーファンド
貸借対照表

(単位:円)

2025年11月10日現在

資産の部	
流動資産	
預金	10,263,871
コール・ローン	4,333,851
株式	4,314,940,477
未収配当金	1,425,548
流動資産合計	4,330,963,747
資産合計	4,330,963,747
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	769,681,655
剰余金	
剰余金又は欠損金()	3,561,282,092
元本等合計	4,330,963,747
純資産合計	4,330,963,747
負債純資産合計	4,330,963,747

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年11月10日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	797,539,253円
同期中追加設定元本額	- 円
同期中一部解約元本額	27,857,598円
元本の内訳	
ファンド名	
世界8資産ファンド<DC年金>	305,253,263円
世界8資産ファンド 安定コース	26,013,234円
世界8資産ファンド 分配コース	292,257,540円
世界8資産ファンド 成長コース	146,157,618円
計	769,681,655円
2. 受益権の総数	769,681,655口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 またリスク管理担当部署等では、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
-------------------	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年11月10日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	556,864,369
合計	556,864,369

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2024年11月9日から2025年11月10日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2025年11月10日現在
1口当たり純資産額	5.6270円
(1万口当たり純資産額)	(56,270円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2025年11月10日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	AMAZON.COM INC	4,684	244.410	1,144,816.440	
	RALPH LAUREN CORP	688	324.680	223,379.840	
	APPLE INC	3,199	268.470	858,835.530	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	4,076	100.020	407,681.520	
	UNITED RENTALS INC	436	848.250	369,837.000	
	QUANTA SERVICES INC	1,124	445.010	500,191.240	
	JPMORGAN CHASE & CO	2,480	314.210	779,240.800	
	CINTAS CORP	818	185.070	151,387.260	
	COPART INC	2,528	40.510	102,409.280	
	CORNING INC	4,168	85.480	356,280.640	
	CITIGROUP INC	2,602	100.790	262,255.580	
	CADENCE DESIGN SYS INC	818	325.050	265,890.900	
	EXXON MOBIL CORP	2,456	117.220	287,892.320	
	FASTENAL CO	10,263	40.850	419,243.550	
	GILEAD SCIENCES INC	1,611	118.840	191,451.240	
	MCKESSON CORP	412	851.990	351,019.880	
	NVIDIA CORP	10,147	188.150	1,909,158.050	
	WW GRAINGER INC	207	955.040	197,693.280	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	534	786.340	419,905.560	
	HOME DEPOT INC	1,036	371.110	384,469.960	
	IDEXX LABORATORIES INC	369	708.450	261,418.050	
	INTEL CORP	5,929	38.130	226,072.770	
	JABIL CIRCUIT INC	1,057	213.710	225,891.470	
	KROGER CO	3,297	64.910	214,008.270	
	S&P GLOBAL INC	910	496.420	451,742.200	
	MICROSOFT CORP	3,103	496.820	1,541,632.460	
	STERLING INFRASTRUCTURE INC	772	377.840	291,692.480	
	NEWMONT CORP	2,817	83.390	234,909.630	
	CHENIERE ENERGY INC	620	207.900	128,898.000	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	4,244	97.090	412,049.960	
	ORACLE CORP	2,004	239.260	479,477.040	
	COSTCO WHOLESALE CORP	468	922.740	431,842.320	
	CENCORA INC	573	360.700	206,681.100	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	503	340.160	171,100.480	
	NETFLIX INC	283	1,103.660	312,335.780	
	INTUITIVE SURGICAL INC	870	560.000	487,200.000	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	343	572.410	196,336.630		
WASTE MANAGEMENT INC	739	201.920	149,218.880		
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	476	271.040	129,015.040		
TJX COMPANIES INC	5,521	144.610	798,391.810		
TRANSDIGM GROUP INC	170	1,284.760	218,409.200		
MASTERCARD INC	1,286	551.970	709,833.420		
MERCADOLIBRE INC	85	2,108.600	179,231.000		
MSCI INC	266	582.850	155,038.100		

	TESLA INC	1,055	429.520	453,143.600	
	META PLATFORMS INC	1,405	621.710	873,502.550	
	ABBVIE INC	1,312	219.160	287,537.920	
	NVENT ELECTRIC PLC	1,238	111.030	137,455.140	
	BROADCOM INC	2,787	349.430	973,861.410	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC	474	539.810	255,869.940	
	TRADEWEB MARKETS INC	894	109.110	97,544.340	
	CREDO TECHNOLOGY GROUP HOLDING LTD	1,174	163.610	192,078.140	
	ARISTA NETWORKS INC	2,440	134.650	328,546.000	
	ALPHABET INC-CL A	4,518	278.830	1,259,753.940	
アメリカ・ドル	小計	108,289		23,054,758.940 (3,548,819,044)	
イギリス・ポンド	HSBC HOLDINGS PLC	16,815	10.708	180,055.020	
	SHELL PLC	3,588	28.490	102,222.120	
イギリス・ポンド	小計	20,403		282,277.140 (57,124,425)	
オーストラリア・ドル	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	1,933	175.910	340,034.030	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	12,715	24.340	309,483.100	
オーストラリア・ドル	小計	14,648		649,517.130 (65,088,112)	
カナダ・ドル	SHOPIFY INC	1,385	214.220	296,694.700	
カナダ・ドル	小計	1,385		296,694.700 (32,529,607)	
スイス・フラン	NOVARTIS AG-REG SHS	1,853	102.000	189,006.000	
	GALDERMA GROUP AG	1,015	143.700	145,855.500	
スイス・フラン	小計	2,868		334,861.500 (63,921,712)	
ユーロ	AIR LIQUIDE	1,756	169.320	297,325.920	
	DANONE	2,351	78.200	183,848.200	
	INTESA SANPAOLO	56,173	5.572	312,995.950	
	IBERDROLA SA	21,564	17.640	380,388.960	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	1,671	230.850	385,750.350	
	SAP SE	1,138	215.650	245,409.700	
	HERMES INTL	66	2,058.000	135,828.000	
	ASML HOLDING NV	337	870.800	293,459.600	
	BANCO SANTANDER SA	38,421	8.849	339,987.420	
	CTS EVENTIM AG	1,551	79.250	122,916.750	
	MTU AERO ENGINES HOLDING AG	627	360.100	225,782.700	
	SCOUT24 SE	1,656	93.300	154,504.800	
ユーロ	小計	127,311		3,078,198.350 (547,457,577)	
合計		274,904		4,314,940,477 (4,314,940,477)	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

（注）

- 1．各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2．合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 54銘柄	81.94	82.24
イギリス・ポンド	株式 2銘柄	1.32	1.32
オーストラリア・ドル	株式 2銘柄	1.50	1.51
カナダ・ドル	株式 1銘柄	0.75	0.75
スイス・フラン	株式 2銘柄	1.48	1.48
ユーロ	株式 12銘柄	12.64	12.69

（注）「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

エマージング株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年11月10日現在

資産の部	
流動資産	
預金	127,558,936
コール・ローン	26,972,298
株式	4,414,945,676
投資信託受益証券	28,734,136
投資証券	89,761,643
未収入金	14,781,780
未収配当金	5,691,173
流動資産合計	4,708,445,642
資産合計	4,708,445,642
負債の部	
流動負債	
未払金	11,209,510
流動負債合計	11,209,510
負債合計	11,209,510
純資産の部	
元本等	
元本	930,867,380
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,766,368,752
元本等合計	4,697,236,132
純資産合計	4,697,236,132
負債純資産合計	4,708,445,642

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年11月10日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,020,917,345円
同期中追加設定元本額	- 円
同期中一部解約元本額	90,049,965円
元本の内訳	
ファンド名	
みずほエマージング株式オープン	385,348,992円
世界8資産ファンド<DC年金>	251,976,790円
世界8資産ファンド 安定コース	28,908,196円
世界8資産ファンド 分配コース	155,955,157円
世界8資産ファンド 成長コース	108,678,245円
計	930,867,380円
2. 受益権の総数	930,867,380口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 またリスク管理担当部署等では、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年11月10日現在	
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)	
株式	868,323,084	
投資信託受益証券	9,206,965	
投資証券	13,472,029	
合計	891,002,078	

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2025年4月16日から2025年11月10日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

		2025年11月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）		5,0461円 (50,461円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

2025年11月10日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	CREDICORP LTD	560	259.520	145,331.200	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICANO SAB DE CV ADR	1,620	95.850	155,277.000	
	GOLD FIELDS LTD ADR	5,200	38.980	202,696.000	
	PETROLEO BRASILEIRO-SPON ADR	22,700	12.060	273,762.000	
	SOUTHERN COPPER CORP	2,610	136.610	356,552.100	
アメリカ・ドル	小計	32,690		1,133,618.300 (174,497,865)	
アラブ首長国連邦・ディルハム	EMAAR PROPERTIES PJSC	34,872	13.600	474,259.200	
	EMIRATES NBD BANK PJSC	20,848	27.800	579,574.400	
	ADNOC DRILLING CO PJSC	85,322	5.650	482,069.300	
アラブ首長国連邦・ディルハム	小計	141,042		1,535,902.900 (64,492,563)	
イギリス・ポンド	FRESNILLO PLC NPR	4,684	21.920	102,673.280	
イギリス・ポンド	小計	4,684		102,673.280 (20,777,992)	
インド・ルピー	STATE BANK OF INDIA LTD	39,574	955.850	37,826,807.900	
	GAIL INDIA LTD	70,099	180.470	12,650,766.530	
	INFOSYS LTD	20,220	1,476.800	29,860,896.000	
	SHRIRAM FINANCE LTD	25,467	816.350	20,789,985.450	
	BANK OF MAHARASHTRA	463,184	59.620	27,615,030.080	
	ASHOK LEYLAND LTD	108,483	141.280	15,326,478.240	
	POWER FINANCE CORP LTD	34,160	380.250	12,989,340.000	
	DLF LTD	27,855	759.450	21,154,479.750	
	POWER GRID CORP OF INDIA LTD	63,051	272.000	17,149,872.000	
	NHPC LTD	241,223	81.480	19,654,850.040	
	BAJAJ AUTO LTD	1,445	8,721.500	12,602,567.500	
	INDUS TOWERS LTD	36,145	400.800	14,486,916.000	
	NIPPON LIFE ASSET MANAGEMENT LTD	18,233	849.550	15,489,845.150	
HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	3,330	5,432.500	18,090,225.000		

	INDIAMART INTERMESH LTD	5,607	2,447.500	13,723,132.500	
	HYUNDAI MOTOR INDIA LTD	8,065	2,326.200	18,760,803.000	
	NUVAMA WEALTH MANAGEMENT LTD	4,166	7,300.000	30,411,800.000	
インド・ルピー	小計	1,170,307		338,583,795.140 (592,521,641)	
インドネシア・ルピア	BANK NEGARA INDONESIA PERSERO TBK PT	507,400	4,500.000	2,283,300,000.000	
インドネシア・ルピア	小計	507,400		2,283,300,000.000 (21,234,690)	
オフショア・人民元	MIDEA GROUP CO LTD	19,100	76.200	1,455,420.000	
	SF HOLDING CO LTD	32,800	39.980	1,311,344.000	
	YEALINK NETWORK TECHNOLOGY CORP LTD	32,100	35.880	1,151,748.000	
	SHENZHEN MINDRAY BIO- MEDICAL ELECTRONICS CO LTD	8,600	205.790	1,769,794.000	
	CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY CO LTD	6,500	395.370	2,569,905.000	
	PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA LTD	39,100	58.890	2,302,599.000	
	KWEICHOW MOUTAI CO LTD	990	1,433.330	1,418,996.700	
	INNER MONGOLIA YILI INDUSTRIAL GROUP CO LTD	33,194	27.290	905,864.260	
	NARI TECHNOLOGY CO LTD	75,800	25.150	1,906,370.000	
オフショア・人民元	小計	248,184		14,792,040.960 (319,533,231)	
サウジアラビア・リアル	CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	4,104	131.000	537,624.000	
	ETIHAD ETISALAT CO	18,300	65.400	1,196,820.000	
	AL RAJHI BANK	10,359	102.600	1,062,833.400	
	ARABIAN INTERNET & COMMUNICATIONS SERVICES CO	2,519	236.000	594,484.000	
	THE SAUDI NATIONAL BANK	21,257	39.240	834,124.680	
サウジアラビア・リアル	小計	56,539		4,225,886.080 (173,768,436)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	79,700	4.630	369,011.000	
シンガポール・ドル	小計	79,700		369,011.000 (43,609,720)	
タイ・パーツ	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICES PCL	256,500	18.500	4,745,250.000	
タイ・パーツ	小計	256,500		4,745,250.000 (22,539,938)	
チリ・ペソ	BANCO ITAU CHILE SA	8,797	17,449.000	153,498,853.000	
チリ・ペソ	小計	8,797		153,498,853.000 (24,961,062)	
トルコ・リラ	AKBANK TAS	76,826	60.900	4,678,703.400	

トルコ・リラ 小計		76,826		4,678,703.400 (17,095,514)	
ハンガリー・ フォロント	OTP BANK NYRT	1,947	32,470.000	63,219,090.000	
ハンガリー・フォロント 小計		1,947		63,219,090.000 (29,239,272)	
ブラジル・レアル	FRAS-LE SA	34,400	24.050	827,320.000	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	21,960	40.170	882,133.200	
	CIA DE SANEAMENTO BASICO DO ESTADO DE SAO PAULO	8,800	137.110	1,206,568.000	
	MULTIPLAN EMPREENHIMENTOS IMOBILIARIOS SA	39,900	28.670	1,143,933.000	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BAICAO	59,800	12.980	776,204.000	
	TELEFONICA BRASIL SA	40,160	33.630	1,350,580.800	
ブラジル・レアル 小計		205,020		6,186,739.000 (178,372,965)	
ポーランド・ズ ロチ	BUDIMEX SA	1,224	570.000	697,680.000	
ポーランド・ズロチ 小計		1,224		697,680.000 (29,261,885)	
マレーシア・リ ンギット	HONG LEONG BANK BHD	26,600	20.740	551,684.000	
マレーシア・リンギット 小計		26,600		551,684.000 (20,342,851)	
メキシコ・ペソ	GRUPO FINANCIERO BANORTE SAB DE CV	19,000	177.890	3,379,910.000	
	WAL-MART DE MEXICO SAB DE CV	45,500	62.600	2,848,300.000	
メキシコ・ペソ 小計		64,500		6,228,210.000 (51,996,211)	
ユーロ	PIRAEUS BANK S.A	35,029	6.620	231,891.980	
ユーロ 小計		35,029		231,891.980 (41,241,989)	
ロシア・ルーブ ル	ALROSA PJSC	288,410	0.000	0.000	
ロシア・ルーブル 小計		288,410		0.000 (0)	
韓国・ウォン	COWAY CO LTD	1,755	89,200.000	156,546,000.000	
	LG CHEM LTD	1,100	191,000.000	210,100,000.000	
	KIA CORPORATION	3,704	110,100.000	407,810,400.000	
	POSCO HOLDINGS INC	879	299,000.000	262,821,000.000	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	19,157	97,900.000	1,875,470,300.000	
	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	9,079	75,300.000	683,648,700.000	
	KEPCO PLANT SERVICE & ENGINEERING CO LTD	3,758	49,200.000	184,893,600.000	
	KB FINANCIAL GROUP INC	4,064	123,700.000	502,716,800.000	

	HD HYUNDAI MARINE SOLUTION CO LTD	1,073	220,000.000	236,060,000.000	
韓国・ウォン 小計		44,569		4,520,066,800.000 (478,675,074)	
香港・ドル	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTME	81,500	12.990	1,058,685.000	
	CHINA RESOURCES LAND LTD	59,500	27.840	1,656,480.000	
	LENOVO GROUP LTD	100,000	11.120	1,112,000.000	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	20,100	68.700	1,380,870.000	
	CHINASOFT INTERNATIONAL LTD	176,000	5.660	996,160.000	
	TENCENT HOLDINGS LTD	23,400	634.000	14,835,600.000	
	BAIDU INC	11,350	124.400	1,411,940.000	
	CHINA CONSTRUCTION BANK	529,000	8.130	4,300,770.000	
	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP HOLDINGS LTD	23,000	64.900	1,492,700.000	
	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD	43,000	51.250	2,203,750.000	
	IND & COMM BK OF CHINA - H	254,000	6.330	1,607,820.000	
	ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	17,400	80.500	1,400,700.000	
	SINOPHARM GROUP CO	70,400	19.960	1,405,184.000	
	CITIC SECURITIES CO LTD	50,000	29.100	1,455,000.000	
	CHINA TOWER CORP LTD	101,600	11.560	1,174,496.000	
	WUXI APPTec CO LTD	13,600	102.900	1,399,440.000	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	74,000	160.100	11,847,400.000	
	JD.COM INC	14,050	124.000	1,742,200.000	
H WORLD GROUP LTD	49,300	31.300	1,543,090.000		
BOC AVIATION LTD	17,300	70.050	1,211,865.000		
香港・ドル 小計		1,728,500		55,236,150.000 (1,093,123,407)	
台湾・ドル	QUANTA COMPUTER INC	30,600	287.000	8,782,200.000	
	DELTA ELECTRONICS INC	8,000	965.000	7,720,000.000	
	MEDIATEK INC	16,000	1,260.000	20,160,000.000	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	72,000	244.000	17,568,000.000	
	LARGAN PRECISION CO LTD	1,500	2,205.000	3,307,500.000	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR	60,000	1,460.000	87,600,000.000	
	WIWYNN CORP	1,700	4,075.000	6,927,500.000	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	130,000	228.500	29,705,000.000	
	NAN PAO RESINS CHEMICAL CO LTD	11,000	353.500	3,888,500.000	
台湾・ドル 小計		330,800		185,658,700.000 (921,702,616)	
南アフリカ・ランド	NASPERS LTD	3,386	1,217.050	4,120,931.300	
	STANDARD BANK GROUP LTD	10,072	258.000	2,598,576.000	
	ABSA GROUP LTD	20,710	196.730	4,074,278.300	

南アフリカ・ランド 小計	34,168		10,793,785.600 (95,956,754)	
合計	5,343,436		4,414,945,676 (4,414,945,676)	

(2) 株式以外の有価証券

2025年11月10日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ブラジル・レアル	BANCO BTG PACTUAL SA	19,700.000	996,623.000	
	ブラジル・レアル 小計		19,700.000	996,623.000 (28,734,136)	
投資信託受益証券 合計			19,700	28,734,136 (28,734,136)	
投資証券	インド・ルピー	EMBASSY OFFICE PARKS REIT	86,108.000	36,693,202.040	
	インド・ルピー 小計		86,108.000	36,693,202.040 (64,213,104)	
	メキシコ・ペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	109,100.000	3,060,255.000	
	メキシコ・ペソ 小計		109,100.000	3,060,255.000 (25,548,539)	
投資証券 合計			195,208	89,761,643 (89,761,643)	
合計				118,495,779 (118,495,779)	

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

- 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
- 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	組入 投資信託受益証 券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額 に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 5銘柄	3.71	-	-	3.85
アラブ首長国連邦・ディルハム	株式 3銘柄	1.37	-	-	1.42
イギリス・ポンド	株式 1銘柄	0.44	-	-	0.46
インド・ルピー	株式 17銘柄 投資証券 1銘柄	12.61 -	-	- 1.37	14.49
インドネシア・ルピア	株式 1銘柄	0.45	-	-	0.47
オフショア・人民元	株式 9銘柄	6.80	-	-	7.05
サウジアラビア・リアル	株式 5銘柄	3.70	-	-	3.83
シンガポール・ドル	株式 1銘柄	0.93	-	-	0.96
タイ・バーツ	株式 1銘柄	0.48	-	-	0.50
チリ・ペソ	株式 1銘柄	0.53	-	-	0.55
トルコ・リラ	株式 1銘柄	0.36	-	-	0.38
ハンガリー・フォリント	株式 1銘柄	0.62	-	-	0.64

ブラジル・リアル	株式	6銘柄	3.80	-	-	4.57
	投資信託受益証券	1銘柄	-	0.61	-	
ポーランド・ズロチ	株式	1銘柄	0.62	-	-	0.65
マレーシア・リングgit	株式	1銘柄	0.43	-	-	0.45
メキシコ・ペソ	株式	2銘柄	1.11	-	-	1.71
	投資証券	1銘柄	-	-	0.54	
ユーロ	株式	1銘柄	0.88	-	-	0.91
ロシア・ルーブル	株式	1銘柄	0.00	-	-	0.00
韓国・ウォン	株式	9銘柄	10.19	-	-	10.56
香港・ドル	株式	20銘柄	23.27	-	-	24.11
台湾・ドル	株式	9銘柄	19.62	-	-	20.33
南アフリカ・ランド	株式	3銘柄	2.04	-	-	2.12

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

国内リートマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年11月10日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	492,127,290
投資証券	33,707,054,200
未収入金	58,967,149
未収配当金	463,246,664
流動資産合計	34,721,395,303
資産合計	34,721,395,303
負債の部	
流動負債	
未払金	84,653,898
未払解約金	15,800,000
流動負債合計	100,453,898
負債合計	100,453,898
純資産の部	
元本等	
元本	7,391,397,400
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	27,229,544,005
元本等合計	34,620,941,405
純資産合計	34,620,941,405
負債純資産合計	34,721,395,303

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年11月10日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	7,952,264,249円
同期中追加設定元本額	130,639,779円
同期中一部解約元本額	691,506,628円
元本の内訳	
ファンド名	
MHAM J-REITアクティブオープン毎月決算コース	2,810,010,062円
MHAM J-REITアクティブファンド<DC年金>	605,996,972円
世界8資産ファンド<DC年金>	199,970,365円
世界8資産ファンド 安定コース	62,127,268円
世界8資産ファンド 分配コース	168,211,018円
世界8資産ファンド 成長コース	109,766,488円
MHAM Jリートアクティブファンド(隔月決算型)	107,236,983円
MHAM Jリートアクティブファンド(毎月決算型)	2,580,475,091円
MHAM J-REITアクティブオープン年1回決算コース	747,603,153円
計	7,391,397,400円
2. 受益権の総数	7,391,397,400口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 またリスク管理担当部署等では、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
-------------------	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年11月10日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
投資証券	41,417,702
合計	41,417,702

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2025年11月6日から2025年11月10日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2025年11月10日現在
1口当たり純資産額	4,6840円
(1万口当たり純資産額)	(46,840円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2025年11月10日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
投資証券	CREロジスティクスファンド 投資法人	170	27,132,000	
	GLP投資法人	17,986	2,550,414,800	
	KDX不動産投資法人	20,222	3,482,228,400	
	Oneリート投資法人	863	78,101,500	
	いちごオフィスリート投資法人	5,114	491,966,800	
	いちごホテルリート投資法人	447	59,719,200	
	アクティブピア・プロパティーズ 投資法人	394	56,184,400	
	アドバンス・レジデンス投資法 人	12,195	2,047,540,500	
	インヴィンシブル投資法人	14,941	1,030,929,000	
	オリックス不動産投資法人	2,235	237,357,000	
	グローバル・ワン不動産投資法 人	2,037	294,753,900	
	コンフォリア・レジデンシャル 投資法人	30	9,825,000	
	サムティ・レジデンシャル投資 法人	424	49,608,000	
	サンケイリアルエステート投資 法人	1,969	196,900,000	
	ザイマックス・リート投資法人	299	35,102,600	
	ジャパン・ホテル・リート投資 法人	8,534	770,620,200	
	ジャパンエクセレント投資法人	5,408	799,302,400	
	ジャパンリアルエステイト投資 法人	15,381	1,990,301,400	
	スターアジア不動産投資法人	13,312	832,000,000	
	スターツプロシード投資法人	750	151,950,000	
	ヒューリックリート投資法人	4,146	708,966,000	
	フロンティア不動産投資法人	814	74,236,800	
	ユナイテッド・アーバン投資法 人	5,381	1,015,932,800	
	ラサールロジポート投資法人	7,601	1,159,152,500	
	霞ヶ関ホテルリート投資法人	1,793	190,595,900	
	阪急阪神リート投資法人	1,394	245,483,400	
	三井不動産アコモデーション ファンド投資法人	199	26,108,800	
	三井不動産ロジスティクスパー ク投資法人	3,382	384,533,400	
	産業ファンド投資法人	3,029	447,989,100	
	森トラストリート投資法人	9,538	747,779,200	
	森ヒルズリート投資法人	363	53,760,300	
	星野リゾート・リート投資法人	1,798	470,896,200	
積水ハウス・リート投資法人	3,262	262,591,000		
大和ハウスリート投資法人	752	102,497,600		

大和証券オフィス投資法人	3,850	1,466,850,000	
大和証券リビング投資法人	6,572	738,692,800	
投資法人みらい	4,750	233,700,000	
東急リアル・エステート投資法人	231	46,477,200	
日本ビルファンド投資法人	5,511	794,135,100	
日本プライムリアルティ投資法人	10,373	1,089,165,000	
日本プロロジスリート投資法人	1,912	174,948,000	
日本ホテル&レジデンシャル投資法人	413	34,733,300	
日本リート投資法人	3,696	369,600,000	
日本ロジスティクスファンド投資法人	12,443	1,269,186,000	
日本都市ファンド投資法人	22,891	2,760,654,600	
福岡リート投資法人	2,221	424,433,100	
平和不動産リート投資法人	82	12,849,400	
野村不動産マスターファンド投資法人	19,344	3,209,169,600	
投資証券 合計	260,452	33,707,054,200	
合計		33,707,054,200	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

海外リートマザーファンド
貸借対照表

(単位:円)

2025年11月10日現在

資産の部	
流動資産	
預金	64,481,764
コール・ローン	30,246,483
投資信託受益証券	405,158,109
投資証券	3,495,797,657
未収配当金	1,309,604
流動資産合計	3,996,993,617
資産合計	3,996,993,617
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	1,252,330,692
剰余金	
剰余金又は欠損金()	2,744,662,925
元本等合計	3,996,993,617
純資産合計	3,996,993,617
負債純資産合計	3,996,993,617

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月10日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,252,330,692円
同期中追加設定元本額	- 円
同期中一部解約元本額	- 円
元本の内訳	
ファンド名	
世界8資産ファンド<DC年金>	225,366,590円
世界8資産ファンド 安定コース	92,762,123円
世界8資産ファンド 分配コース	767,663,653円
世界8資産ファンド 成長コース	166,538,326円
計	1,252,330,692円
2. 受益権の総数	1,252,330,692口

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年5月9日 至 2025年11月10日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。またリスク管理担当部署等では、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月10日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	228,574
投資証券	34,567,132
合計	34,795,706

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2024年11月9日から2025年11月10日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	2025年11月10日現在

1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3,1916円 (31,916円)
---------------------------	----------------------

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2025年11月10日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
投資信託受益証券	オーストラリア・ドル	CHARTER HALL GROUP	13,203.000	291,126.150		
		GOODMAN GROUP	45,833.000	1,415,323.040		
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	66,593.000	372,920.800		
		STOCKLAND	108,653.000	679,081.250		
	オーストラリア・ドル 小計			234,282.000	2,758,451.240 (276,424,399)	
	シンガポール・ドル	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	243,200.000	564,224.000		
		KEPPEL DC REIT	174,420.000	418,608.000		
		LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL REIT	169,000.000	106,470.000		
	シンガポール・ドル 小計			586,620.000	1,089,302.000 (128,733,710)	
	投資信託受益証券 合計			820,902	405,158,109 (405,158,109)	
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	1,853.000	103,045.330		
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	13,275.000	656,050.500		
		AMERICAN HOMES 4 RENT	27,160.000	869,120.000		
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	25,051.000	669,613.230		
		BXP INC	5,775.000	417,879.000		
		COPT DEFENCE PROPERTIES	9,827.000	284,786.460		
		COUSINS PROPERTIES INC	4,135.000	108,171.600		
		CUBESMART	14,755.000	553,902.700		
		DIGITAL REALTY TRUST INC	2,368.000	402,299.520		
		EAST GROUP	2,736.000	486,187.200		
		ELME COMMUNITIES	7,665.000	128,312.100		
		EQUINIX INC	2,282.000	1,882,079.500		
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY TRUST INC	16,836.000	514,339.800		
		EXTRA SPACE STORAGE INC	5,968.000	794,818.240		
		FIRST INDUSTRIAL RT	11,373.000	640,072.440		
		GETTY REALTY CORP	4,109.000	112,216.790		
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	18,446.000	328,707.720				

	HOST HOTELS & RESORTS INC	15,121.000	269,758.640	
	INDEPENDENCE REALTY TRUST INC	10,228.000	168,455.160	
	IRON MOUNTAIN INC	7,263.000	756,223.560	
	LXP INDUSTRIAL TRUST	10,656.000	102,510.720	
	OMEGA HEALTHCARE INVS INC	10,958.000	477,111.320	
	PROLOGIS INC	11,201.000	1,406,845.600	
	REGENCY CENTERS CORP	13,199.000	920,894.230	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	4,524.000	830,606.400	
	STAG INDUSTRIAL INC	14,431.000	562,809.000	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	16,437.000	155,329.650	
	UDR INC	24,888.000	857,889.360	
	VENTAS INC	4,734.000	360,115.380	
	VICI PROPERTIES INC	33,750.000	1,023,975.000	
	VORNADO REALTY TRUST	13,470.000	501,218.700	
	WELLTOWER INC	13,117.000	2,495,509.250	
アメリカ・ドル	小計	377,591.000	19,840,854.100 (3,054,102,672)	
イギリス・ポンド	BIG YELLOW GROUP PLC	16,670.000	186,704.000	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	197,636.000	383,809.110	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	66,115.000	51,900.270	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES PLC	92,913.000	90,497.260	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	72,608.000	69,195.420	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	65,808.000	100,554.620	
	UNITE GROUP PLC	13,873.000	78,104.990	
イギリス・ポンド	小計	525,623.000	960,765.670 (194,430,149)	
カナダ・ドル	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	2,166.000	137,822.580	
	CANADIAN APT PPTYS REIT	6,700.000	253,930.000	
	H & R REAL ESTATE INVESTMENT	11,162.000	125,349.260	
カナダ・ドル	小計	20,028.000	517,101.840 (56,695,046)	
ユーロ	CARMILA SA	4,998.000	82,367.040	
	KLEPIERRE	8,466.000	284,288.280	
	MERCIALYS	8,273.000	87,693.800	
	MONTEA SCA	1,363.000	93,638.100	
	UNIBAIL-RODAMCO- WESTFIELD	2,059.000	185,062.920	
ユーロ	小計	25,159.000	733,050.140 (130,372,967)	

	香港・ドル	LINK REIT	73,544.000	3,041,779.840	
	香港・ドル	小計	73,544.000	3,041,779.840 (60,196,823)	
投資証券	合計		1,021,945	3,495,797,657 (3,495,797,657)	
合計				3,900,955,766 (3,900,955,766)	

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	投資証券 32銘柄	-	76.41	78.29
イギリス・ポンド	投資証券 7銘柄	-	4.86	4.98
オーストラリア・ドル	投資信託受益証券 4銘柄	6.92	-	7.09
カナダ・ドル	投資証券 3銘柄	-	1.42	1.45
シンガポール・ドル	投資信託受益証券 3銘柄	3.22	-	3.30
ユーロ	投資証券 5銘柄	-	3.26	3.34
香港・ドル	投資証券 1銘柄	-	1.51	1.54

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

世界8資産ファンド 安定コース

2025年11月28日現在

資産総額	2,945,036,966円
負債総額	3,653,235円
純資産総額（ - ）	2,941,383,731円
発行済数量	2,066,405,055口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4234円

世界8資産ファンド 分配コース

2025年11月28日現在

資産総額	16,277,395,015円
負債総額	14,955,783円
純資産総額（ - ）	16,262,439,232円
発行済数量	13,263,987,583口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2261円

世界8資産ファンド 成長コース

2025年11月28日現在

資産総額	5,628,071,735円
負債総額	12,356,683円
純資産総額（ - ）	5,615,715,052円
発行済数量	2,879,072,845口
1口当たり純資産額（ / ）	1.9505円

（参考）

国内債券マザーファンド

2025年11月28日現在

資産総額	5,219,293,479円
負債総額	291,733,370円
純資産総額（ - ）	4,927,560,109円
発行済数量	4,041,328,044口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2193円

海外債券マザーファンド

2025年11月28日現在

資産総額	6,632,267,377円
負債総額	193,727,327円
純資産総額（ - ）	6,438,540,050円
発行済数量	2,717,123,636口
1口当たり純資産額（ / ）	2.3696円

エマージング債券マザーファンド

2025年11月28日現在

資産総額	3,375,786,135円
負債総額	84,057,672円
純資産総額（ - ）	3,291,728,463円
発行済数量	703,876,198口
1口当たり純資産額（ / ）	4.6766円

国内株式マザーファンド

2025年11月28日現在

資産総額	4,550,422,111円
負債総額	36,498,369円
純資産総額（ - ）	4,513,923,742円
発行済数量	1,372,022,757口
1口当たり純資産額（ / ）	3.2900円

海外株式マザーファンド

2025年11月28日現在

資産総額	4,363,056,685円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	4,363,056,685円
発行済数量	755,814,914口
1口当たり純資産額（ / ）	5.7727円

エマージング株式マザーファンド

2025年11月28日現在

資産総額	4,764,945,680円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	4,764,945,680円
発行済数量	930,867,380口
1口当たり純資産額（ / ）	5.1188円

国内リートマザーファンド

2025年11月28日現在

資産総額	35,519,240,452円
負債総額	443,884,948円
純資産総額（ - ）	35,075,355,504円
発行済数量	7,346,541,270口
1口当たり純資産額（ / ）	4.7744円

海外リートマザーファンド

2025年11月28日現在

資産総額	4,109,219,911円
負債総額	38,552,027円
純資産総額（ - ）	4,070,667,884円
発行済数量	1,252,330,692口
1口当たり純資産額（ / ）	3.2505円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2025年11月28日現在)

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構(2025年11月28日現在)

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は原則として月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用担当部署の部長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2025年11月28日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,618,196,071,142
追加型株式投資信託	752	19,709,507,132,204
単位型公社債投資信託	18	28,707,212,465
単位型株式投資信託	167	889,802,903,109
合計	963	22,246,213,318,920

3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3．委託会社は、第40期事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第41期中間会計期間（自2025年4月1日至2025年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,183	40,201
有価証券	-	0
金銭の信託	28,143	31,340
未収委託者報酬	19,018	19,595
未収運用受託報酬	3,577	4,015
未収投資助言報酬	315	359
未収収益	6	11
前払費用	1,510	1,758
その他	2,088	2,106
流動資産計	95,843	99,390
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 918	1 841
器具備品	1 130	1 352
リース資産	1 5	1 3
建設仮勘定	39	163
無形固定資産		
ソフトウェア	2,951	2,740
ソフトウェア仮勘定	1,543	1,030
電話加入権	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	184	183
関係会社株式	4,447	4,037
長期差入保証金	768	760
繰延税金資産	3,406	3,842
その他	128	215
固定資産計	14,524	14,172
資産合計	110,368	113,562

(単位:百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,982	227
リース債務	1	1
未払金	8,970	8,823
未払収益分配金	1	1
未払償還金	0	0
未払手数料	8,246	8,596
その他未払金	721	225
未払費用	8,616	9,265
未払法人税等	3,676	4,277
未払消費税等	1,497	1,606
賞与引当金	1,927	2,198
役員賞与引当金	52	60
流動負債計	26,725	26,462
固定負債		
リース債務	4	2
退職給付引当金	2,719	2,715
時効後支払損引当金	73	64
固定負債計	2,796	2,781
負債合計	29,521	29,244
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	59,294	62,765
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	59,170	62,642
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	27,490	30,962
株主資本計	80,846	84,318
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等計	0	0
純資産合計	80,846	84,318
負債・純資産合計	110,368	113,562

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）		第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	
	営業収益			
委託者報酬	102,113		112,281	
運用受託報酬	17,155		17,981	
投資助言報酬	2,211		2,374	
その他営業収益	26		30	
営業収益計		121,507		132,668
営業費用				
支払手数料	44,366		49,384	
広告宣伝費	329		401	
公告費	0		0	
調査費	35,468		39,013	
調査費	13,277		14,703	
委託調査費	22,190		24,309	
委託計算費	558		522	
営業雑経費	823		774	
通信費	36		38	
印刷費	598		538	
協会費	65		67	
諸会費	44		47	
支払販売手数料	78		81	
営業費用計		81,545		90,097
一般管理費				
給料	10,763		11,477	
役員報酬	164		181	
給料・手当	9,425		10,148	
賞与	1,173		1,147	
交際費	34		59	
寄付金	15		12	
旅費交通費	162		246	
租税公課	489		668	
不動産賃借料	1,030		1,085	
退職給付費用	412		421	
固定資産減価償却費	1,567		1,457	
福利厚生費	46		57	
修繕費	1		0	
賞与引当金繰入額	1,927		2,198	
役員賞与引当金繰入額	52		60	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,379		3,261	
事務用消耗品費	46		43	
器具備品費	3		2	
諸経費	240		313	
一般管理費計		20,172		21,366
営業利益		19,788		21,204

（単位：百万円）

	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）		第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	
営業外収益				
受取利息		4		12
受取配当金	1	899	1	450
時効成立分配金・償還金		0		0
雑収入		18		11
時効後支払損引当金戻入額		35		7
営業外収益計		959		482
営業外費用				
為替差損		19		39
金銭の信託運用損		1,008		329
早期割増退職金		6		6
雑損失		0		-
営業外費用計		1,034		374
経常利益		19,712		21,312
特別利益				
固定資産売却益		-	2	6
特別利益計		-		6
特別損失				
固定資産除却損		6		13
関係会社株式評価損		1,362		31
減損損失	3	231		-
関係会社清算損		-		25
特別損失計		1,601		70
税引前当期純利益		18,111		21,247
法人税、住民税及び事業税		5,769		7,356
法人税等調整額		510		435
法人税等合計		5,258		6,920
当期純利益		12,852		14,326

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							11,040	11,040	11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	0	0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,812
当期末残高	0	0	80,846

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846
当期変動額									
剰余金の配当							10,855	10,855	10,855
当期純利益							14,326	14,326	14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,471	3,471	3,471
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962	62,765	84,318

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	0	0	80,846
当期変動額			
剰余金の配当			10,855
当期純利益			14,326
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	3,471
当期末残高	0	0	84,318

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 ... 8～18年 器具備品 ... 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>

6. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p>
----------------	---

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産の減価償却累計額

（百万円）

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
建物	630	740
器具備品	769	662
リース資産	3	5

（損益計算書関係）

1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

（百万円）

	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
受取配当金	895	438

2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	第39期 （自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）
ソフトウェア	-	6

3. 減損損失

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

（百万円）

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当事業年度については、該当事項ありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生(予定)日
2024年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種 類株式					

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金(財 産)の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通 株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc.（以下「AM-One USA」という）の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）の子会社である米州みずほLLC（以下「米州みずほ」という）が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社（以下「DL」という）が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2025年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生（予定）日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日
	A種種類 株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に其他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	-
資産計	28,145	28,145	-

第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	-
(2) 金銭の信託	31,340	31,340	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	-
資産計	31,342	31,342	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	-	-	-
(2) 金銭の信託	28,143	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	19,018	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	3,577	-	-	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	-	1	-	-
合計	91,923	1	-	-

第40期（2025年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	40,201	-	-	-
(2) 有価証券	0	-	-	-
(3) 金銭の信託	31,340	-	-	-
(4) 未収委託者報酬	19,595	-	-	-
(5) 未収運用受託報酬	4,015	-	-	-
(6) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	-	0	-	-
合計	95,154	0	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	-	28,143	-	28,143
(2) 投資有価証券 其他有価証券	-	1	-	1
資産計	-	28,145	-	28,145

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 有価証券	-	0	-	0
(2) 金銭の信託	-	31,340	-	31,340
(3) 投資有価証券 其他有価証券	-	0	-	0
資産計	-	31,342	-	31,342

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としておりません。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
投資有価証券（其他有価証券）		
非上場株式	182	182
関係会社株式		
非上場株式	4,447	4,037

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(第39期の貸借対照表計上額4,447百万円、第40期の貸借対照表計上額4,037百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第39期(2024年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

(注)非上場株式(貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第40期(2025年3月31日現在)

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	0
小計	1	2	0
合計	1	2	0

(注)非上場株式(貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について1,362百万円(関係会社株式1,362百万円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について31百万円(関係会社株式31百万円)減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（百万円）	
	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
退職給付債務の期首残高	2,698	2,760
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	9	18
退職給付の支払額	246	321
退職給付債務の期末残高	2,760	2,759

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	（百万円）	
	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
非積立型制度の退職給付債務	2,760	2,759
未積立退職給付債務	2,760	2,759
未認識数理計算上の差異	40	44
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715
退職給付引当金	2,719	2,715
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,719	2,715

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

	（百万円）	
	第39期 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
勤務費用	296	299
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	13	14
過去勤務費用の費用処理額	0	0
その他	4	4
確定給付制度に係る退職給付費用	307	312

（注）上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において6百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期 （2024年3月31日現在）	第40期 （2025年3月31日現在）
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 3.56%	1.00% ~ 3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104百万円、当事業年度108百万円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	195	259
未払事業所税	9	10
賞与引当金	590	673
未払法定福利費	98	106
運用受託報酬	351	555
資産除去債務	17	20
減価償却超過額（一括償却資産）	12	5
減価償却超過額	91	66
繰延資産償却超過額（税法上）	331	407
退職給付引当金	832	855
時効後支払損引当金	22	20
ゴルフ会員権評価損	6	2
関係会社株式評価損	761	774
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	70	73
その他	8	6
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3,406	3,842
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産の純額	3,406	3,842

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
（調整）		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.44 %	0.64 %
税制非適格現物配当益金算入項目	-	3.56 %
税率変更による影響	-	0.18 %
その他	0.14 %	0.79 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.04 %	32.57 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が37百万円増加し、法人税等調整額が37百万円減少しております。

（企業結合等関係）

（取得による企業結合）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因		被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
流動資産	- 百万円	- 百万円
固定資産	60,761百万円	53,066百万円
資産合計	60,761百万円	53,066百万円
流動負債	- 百万円	- 百万円
固定負債	1,957百万円	561百万円
負債合計	1,957百万円	561百万円
純資産	58,804百万円	52,505百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	47,640百万円	43,829百万円
顧客関連資産	17,109百万円	13,661百万円

(2) 損益計算書項目

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益	- 百万円	- 百万円
営業利益	7,649百万円	7,259百万円
経常利益	7,649百万円	7,259百万円
税引前当期純利益	7,649百万円	7,259百万円
当期純利益	6,474百万円	6,298百万円
1株当たり当期純利益	161,850円28銭	157,468円47銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	3,837百万円	3,447百万円

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年4月1日に株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という。親会社)及び第一生命ホールディングス株式会社(その他の関係会社)へ以下の現物配当を行いました。

1. 取引の概要

(1) 取引内容

Asset Management One USA Inc.(当社の子会社)株式の現物配当

(2) 効力発生日

2024年4月1日

(3) 取引の総額

575百万円

(4) その他取引の概要に関する事項

本現物配当は、MHFGの子会社である米州みずほLLCが、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	102,113百万円	111,988百万円
運用受託報酬	15,156百万円	16,520百万円
投資助言報酬	2,211百万円	2,374百万円
成功報酬(注)	1,999百万円	1,754百万円
その他営業収益	26百万円	30百万円
合計	121,507百万円	132,668百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の内容 又は 職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼 任等	事業上 の 関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	22,567 億円	持株会社	(被所有) 直接 51%	-	持株会社	現物配当	402	-	-
その他の関係会社	第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区	3,443 億円	持株会社	(被所有) 直接 49%	-	持株会社	現物配当	172	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 現物配当の詳細については、(株主資本等変動計算書関係)2. 配当に関する事項及び(企業結合等関係)(共通支配下の取引等)に記載しております。

(2) 子会社及び関連会社等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の内容 又は 職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼 任等	事業上 の 関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手 数料	8,140	未払 手数料	1,870
親会社の子会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の 販売代行手 数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第40期(自2024年4月1日至2025年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業 の内容 又は 職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関 係				
親会 社の 子会 社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,048	未払 手数料	1,976
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券 業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	20,086	未払 手数料	3,306

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第39期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	第40期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
1株当たり純資産額	2,021,173円74銭	2,107,956円73銭
1株当たり当期純利益金額	321,310円79銭	358,173円51銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して
おりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	第40期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額	12,852百万円	14,326百万円
普通株式及び普通株式と同等の株 式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を
有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

		第41期中間会計期間末 (2025年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		35,621
金銭の信託		31,531
未収委託者報酬		20,567
未収運用受託報酬		4,102
未収投資助言報酬		366
未収収益		15
前払費用		1,636
その他		2,150
	流動資産計	95,993
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	787
器具備品	1	437
リース資産	1	2
建設仮勘定		22
無形固定資産		
ソフトウェア		2,417
ソフトウェア仮勘定		1,173
電話加入権		0
投資その他の資産		
投資有価証券		183
関係会社株式		3,514
長期差入保証金		778
繰延税金資産		3,037
その他		233
	固定資産計	12,588
資産合計		108,581

(単位:百万円)

	第41期中間会計期間末 (2025年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	314
リース債務	1
未払金	9,144
未払収益分配金	1
未払償還金	0
未払手数料	9,070
その他未払金	72
未払費用	11,298
未払法人税等	2,382
未払消費税等	1,043
契約負債	1
賞与引当金	943
役員賞与引当金	28
流動負債計	25,158
固定負債	
リース債務	1
退職給付引当金	2,775
時効後支払損引当金	53
固定負債計	2,830
負債合計	27,988
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19,552
資本準備金	2,428
その他資本剰余金	17,124
利益剰余金	59,040
利益準備金	123
その他利益剰余金	58,917
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	27,237
株主資本計	80,593
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	0
評価・換算差額等計	0
純資産合計	80,593
負債・純資産合計	108,581

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

	第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	57,558	
運用受託報酬	8,464	
投資助言報酬	1,065	
その他営業収益	12	
		営業収益計 67,100
営業費用		
支払手数料	25,227	
広告宣伝費	116	
調査費	20,339	
調査費	7,529	
委託調査費	12,810	
委託計算費	155	
営業雑経費	343	
通信費	18	
印刷費	219	
協会費	33	
諸会費	28	
支払販売手数料	42	
		営業費用計 46,182
一般管理費		
給料	5,333	
役員報酬	92	
給料・手当	5,213	
賞与	27	
交際費	35	
寄付金	11	
旅費交通費	143	
租税公課	312	
不動産賃借料	600	
退職給付費用	216	
固定資産減価償却費	1 688	
福利厚生費	29	
修繕費	0	
賞与引当金繰入額	943	
役員賞与引当金繰入額	28	
機器リース料	0	
事務委託費	1,793	
事務用消耗品費	29	
器具備品費	0	
諸経費	92	
		一般管理費計 10,260
営業利益		10,657

(単位:百万円)

	第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	323	
時効成立分配金・償還金	0	
為替差益	2	
金銭の信託運用益	318	
雑収入	2	
時効後支払損引当金戻入額	9	
	営業外収益計	681
営業外費用		
投資信託償還損	0	
	営業外費用計	0
経常利益		11,339
特別利益		
固定資産売却益	0	
	特別利益計	0
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社株式評価損	523	
	特別損失計	524
税引前中間純利益		10,815
法人税、住民税及び事業税		2,296
法人税等調整額		804
法人税等合計		3,100
中間純利益		7,715

(3) 中間株主資本等変動計算書

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	30,962
当中間期変動額							
剰余金の配当							11,440
中間純利益							7,715
株主資本以外 の項目の 当中間期変 動額(純額)							
当中間期変動額 合計	-	-	-	-	-	-	3,724
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,237

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	62,765	84,318	0	0	84,318
当中間期変動額					
剰余金の配当	11,440	11,440			11,440
中間純利益	7,715	7,715			7,715
株主資本以外 の項目の 当中間期変 動額(純額)			0	0	0
当中間期変動額 合計	3,724	3,724	0	0	3,724
当中間期末残高	59,040	80,593	0	0	80,593

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="587 734 943 808"> <tr> <td>建物</td> <td>...</td> <td>8～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>...</td> <td>3～20年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	建物	...	8～18年	器具備品	...	3～20年
建物	...	8～18年					
器具備品	...	3～20年					
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>						

6. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p>
----------------	---

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第41期中間会計期間末 (2025年9月30日現在)
1.有形固定資産の減価償却累計額	建物 ... 794百万円 器具備品 ... 763百万円 リース資産 ... 6百万円
2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1.減価償却実施額	有形固定資産 ... 161百万円 無形固定資産 ... 526百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第41期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2025年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,440	286,000	2025年3月31日	2025年6月17日
	A種種類 株式				

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

第41期中間会計期間末（2025年9月30日現在）

1.金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 金銭の信託	31,531	31,531	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	-
資産計	31,532	31,532	-

（注）現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	31,531	-	31,531
投資有価証券				
其他有価証券	-	0	-	0
資産計	-	31,532	-	31,532

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券（その他有価証券）	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3,514

（有価証券関係）

第41期中間会計期間末

（2025年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額3,514百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	0	1	0
小計	0	1	0
合計	0	1	0

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

（持分法損益等）

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年4月1日から2025年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円

取得原価 144,212百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん金額 76,224百万円

b. 発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

c. のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額 資産合計 40,451百万円

うち現金・預金 11,605百万円

うち金銭の信託 11,792百万円

b. 負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b. 主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	- 百万円
固定資産	50,436百万円
資産合計	50,436百万円
流動負債	- 百万円
固定負債	897百万円
負債合計	897百万円
純資産	49,539百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額41,923百万円及び顧客関連資産の金額12,132百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	- 百万円
営業利益	3,434百万円
経常利益	3,434百万円
税引前中間純利益	3,434百万円
中間純利益	2,966百万円
1株当たり中間純利益	74,157円45銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,528百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第41期中間会計期間
(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

委託者報酬	56,524百万円
運用受託報酬	8,464百万円
投資助言報酬	1,065百万円
成功報酬(注)	1,034百万円
その他営業収益	12百万円
合計	67,100百万円

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第41期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1.セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

(1)サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1株当たり純資産額	2,014,834円17銭
1株当たり中間純利益金額	192,877円36銭

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益金額	7,715百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,715百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2025年5月14日付で100%子会社であるAsset Management One Singapore Pte. Ltd. を清算しました。

委託会社の関連会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社は2025年12月26日付で清算終了しました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円（2025年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社みずほ銀行	1,404,065	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社青森みちのく銀行（ 1）	19,562	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社千葉興業銀行（ 1）	62,120	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社第四北越銀行	32,776	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社京都銀行	42,103	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社十八親和銀行（ 1）	36,878	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社肥後銀行（ 1）	18,128	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社京葉銀行	49,759	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社みなと銀行（ 1）	39,984	日本において銀行業務を営んでおります。
三菱UFJ eスマート証券株 式会社	7,196	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
株式会社SBI証券	54,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
九州FG証券株式会社（ 1）	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
むさし証券株式会社（ 2）	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	（ 3）19,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	13,195	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
野村證券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。
松井証券株式会社	11,945	「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。

（注）資本金の額は2025年3月末日現在

（ 1）新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。

（ 2）「安定コース」の取扱いはありません。

（ 3）2024年12月31日現在

(3) 運用再委託会社

名称	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
資本金の額	465百万米ドル(2024年12月末日現在)
事業の内容	米国において投資助言および投資運用業務を営んでいます。

名称	オールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシー
資本金の額	81百万米ドル(2024年12月末日現在)
事業の内容	米国において投資顧問業務を営んでいます。

(4) 運用助言会社

名称	Asset Management One USA Inc.
資本金の額	400万米ドル(2025年12月末日現在)
事業の内容	米国において投資顧問業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

(3) 運用再委託会社

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーはエマージング債券マザーファンドにおいて、オールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシーはエマージング株式マザーファンドにおいて、それぞれ委託会社から運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

(4) 運用助言会社

委託会社に対し、各ファンドが主要投資対象とする海外株式マザーファンドにおいて、運用に関する投資助言の提供を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

第3【その他】

(1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
- ・委託会社の金融商品取引業者登録番号

・ 詳細情報の入手方法

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など

請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨

・ 目論見書の使用開始日

・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

・ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨

・ 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨

・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲 葉 宏 和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月16日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界8資産ファンド 安定コースの2025年5月9日から2025年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界8資産ファンド 安定コースの2025年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月16日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界8資産ファンド 分配コースの2025年5月9日から2025年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界8資産ファンド 分配コースの2025年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月16日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界8資産ファンド 成長コースの2025年5月9日から2025年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界8資産ファンド 成長コースの2025年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月21日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 稲 葉 宏 和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。